

改 正 案	現 行
防衛省組織令 目次 第一章 本省 第一節 秘書官（第一条） 第二節 防衛参事官（第二条） 第三節 内部部局 第一款 大臣官房及び局（第三条―第九条） 第二款 （略） 第三款 課の設置等 第一目 大臣官房（第十一条―第十四条の二） 第二目 第五目 （略） 第四節 審議会等（第四十三条―第四十三条の三） 第五節 施設等機関（第四十四条） 第六節 特別の機関 第一款 第三款 （略） 第二章・第三章 （略） 附則 第一章 本省	防衛庁組織令 目次 第一章 本庁 第一節 防衛参事官（第一条） 第二節 内部部局 第一款 長官官房及び局（第二条―第九条） 第二款 （略） 第三款 課の設置等 第一目 長官官房（第十一条―第十四条の二） 第二目 第五目 （略） 第三節 審議会等（第四十三条―第四十三条の三） 第四節 施設等機関（第四十四条） 第五節 特別の機関 第一款 第三款 （略） 第二章・第三章 （略） 附則 第一章 本庁

第一節 秘書官	(秘書官の定数)	第一条 秘書官の定数は、一人とする。	第二節 防衛参事官	(防衛参事官の定数)	第二条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第三項の防衛参事官の定数は、八人とする。	第三節 内部部局	第一款 大臣官房及び局	(大臣官房及び局の設置)	第三条 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。 防衛政策局 運用企画局 人事教育局 経理装備局	第四条 削除	(削除)
			第一節 防衛参事官	(防衛参事官の定数)	第一条 防衛庁設置法（以下「法」という。）第九条第三項の防衛参事官の定数は、八人とする。	第二節 内部部局	第一款 長官官房及び局	(局の設置)	第二条 本庁に、法の規定により置かれる長官官房のほか、次の四局を置く。 防衛政策局 運用企画局 人事教育局 経理装備局	第三条及び第四条 削除	第三条及び第四条 削除

(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 大臣の官印及び省印の保管に関する事

三 防衛省の職員（自衛官、法第十五条第一項の教育訓練又は法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。））、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。）の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事（人事管理に関する制度に関するものを除く。）。

四・五 (略)

六 防衛省の保有する情報の公開に関する事

七 防衛省の保有する個人情報保護に関する事

八 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関する事

九 (略)

十 防衛省の行政の考査に関する事

十一・十二 (略)

十三 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関する事

十四 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関する事

十五 国立国会図書館支部防衛省図書館に関する事

十六 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事

十七・十八 (略)

(長官官房の所掌事務)

第五条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛庁長官（以下「長官」という。）の官印及び庁印の保管に関する事

三 防衛庁の職員（自衛官、法第十七条第二項の教育訓練又は法第十八条第二項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。））、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。）の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事（人事管理に関する制度に関するものを除く。）。

四・五 (略)

六 防衛庁の保有する情報の公開に関する事

七 防衛庁の保有する個人情報保護に関する事

八 防衛庁の所掌事務に関する総合調整に関する事

九 (略)

十 防衛庁の行政の考査に関する事

十一・十二 (略)

十三 防衛庁の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関する事

十四 防衛庁の所掌事務に関する政策の評価に関する事

十五 国立国会図書館支部防衛庁図書館に関する事

十六 防衛庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事

十七・十八 (略)

十九 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。

二十 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

六 防衛省の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に関すること。

七 (略)

八 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

九 法第四十九条に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

十・十一 (略)

(運用企画局の所掌事務)

第七条 運用企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること。

四 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。

五 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する

十九 前各号に掲げるもののほか、防衛庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 防衛庁所属の行政財産の管理の基本に関すること。

六 防衛庁の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に関すること。

七 (略)

八 防衛庁本庁所属の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

九 法第五条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

十・十一 (略)

(運用企画局の所掌事務)

第七条 運用企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

四 指揮通信その他の防衛庁の通信の基本に関すること。

五 防衛庁の使用する電波の監理の基本に関すること。

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関する

こと（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛省の職員の勤務条件に関する制度に関すること。

三・四 （略）

五 防衛省の職員の補充の基本に関すること。

六 防衛省の職員の福利厚生に関すること。

七 防衛省共済組合に関すること。

八 防衛省の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

九 （略）

十 防衛省の職員の給与に関する制度に関すること。

十一 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）の基本に関すること。

十二・十五 （略）

十六 防衛省の職員の保健衛生の基本に関すること。

十七・二十 （略）

（経理装備局の所掌事務）

第九条 経理装備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

三・九 （略）

こと（長官官房の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛庁の職員の勤務条件に関する制度に関すること。

三・四 （略）

五 防衛庁の職員の補充の基本に関すること。

六 防衛庁の職員の福利厚生に関すること。

七 防衛庁共済組合に関すること。

八 防衛庁の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

九 （略）

十 防衛庁の職員の給与に関する制度に関すること。

十一 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）の基本に関すること。

十二・十五 （略）

十六 防衛庁の職員の保健衛生の基本に関すること。

十七・二十 （略）

（経理装備局の所掌事務）

第九条 経理装備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 防衛庁所属の物品の管理の基本に関すること。

三・九 （略）

第二款 特別な職の設置等

(官房長)

第十条 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(衛生監、技術監、報道官及び審議官)

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、技術監一人、報道官一人及び審議官四人を置く。

2 衛生監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（衛生に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

3 技術監は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項（技術に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

4 報道官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する報道関係者に対する広報に関する重要事項についての事務を総括整理する。

5 審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び地方調整官)

第十条の四 大臣官房に、参事官四人及び地方調整官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 地方調整官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する地方情勢に関する調査並びに地方における渉外及び広報に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第二款 特別な職の設置等

(官房長)

第十条 官房長は、命を受けて、長官官房の事務を掌理する。

(衛生監、技術監、報道官及び審議官)

第十条の三 長官官房に、衛生監一人、技術監一人、報道官一人及び審議官四人を置く。

2 衛生監は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する重要事項（衛生に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

3 技術監は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する重要事項（技術に関するものに限る。）についての事務を総括整理する。

4 報道官は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する報道関係者に対する広報に関する重要事項についての事務を総括整理する。

5 審議官は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び地方調整官)

第十条の四 長官官房に、参事官四人及び地方調整官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

3 地方調整官は、命を受けて、防衛庁の所掌事務に関する地方情勢に関する調査並びに地方における渉外及び広報に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十一条 大臣官房に、次の三課及び政策評価官一人を置く。

秘書課

文書課

広報課

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。

三 防衛省の職員(自衛官、学生、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。)の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

四 (略)

(文書課の所掌事務)

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。

三 (略)

第三款 課の設置等

第一目 長官官房

(長官官房に置く課等)

第十一条 長官官房に、次の三課及び政策評価官一人を置く。

秘書課

文書課

広報課

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 長官、防衛庁副長官、防衛庁長官政務官及び事務次官の官印並びに庁印の保管に関すること。

三 防衛庁の職員(自衛官、学生、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。)の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

四 (略)

(文書課の所掌事務)

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛庁の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。

三 (略)

四 防衛省の保有する情報の公開に関すること。 五 防衛省の保有する個人情報の保護に関すること。 六 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること。 七 (略) 八 防衛省の事務能率の増進に関すること。 九 防衛省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。 十 (略) 十一 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。 十二 (略) 十三 防衛省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 十四 防衛省の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に関しての関係部局及び機関との連絡調整に関すること。 十五 (略) 十六 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	四 防衛庁の保有する情報の公開に関すること。 五 防衛庁の保有する個人情報の保護に関すること。 六 防衛庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。 七 (略) 八 防衛庁の事務能率の増進に関すること。 九 防衛庁の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。 十 (略) 十一 国立国会図書館支部防衛庁図書館に関すること。 十二 (略) 十三 防衛庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。 十四 防衛庁の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に関しての関係部局及び機関との連絡調整に関すること。 十五 (略) 十六 前各号に掲げるもののほか、防衛庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(政策評価官の職務) 第十四条の二 政策評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 二 防衛省の行政の考査に関すること。 三 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。 四 (略) 五 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。	(政策評価官の職務) 第十四条の二 政策評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 防衛庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。 二 防衛庁の行政の考査に関すること。 三 防衛庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。 四 (略)

第二目 防衛政策局

(防衛政策課の所掌事務)

第十六条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十五条第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

四〇六 (略)

(防衛施設課の所掌事務)

第二十条 防衛施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。

二 防衛省の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に関すること。

三 (略)

四 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

五 法第四十九条に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

第三目 運用企画局

(国際協力課の所掌事務)

第二十三条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第八十四条の三第一項に規定する邦人又は外国人の輸送の基
本に関すること。

第二目 防衛政策局

(防衛政策課の所掌事務)

第十六条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第一項に規定する対処基本方針及び同法第二十五条第一項に規定する緊急対処事態対処方針に係る防衛庁の所掌事務に関する調整に関すること。

四〇六 (略)

(防衛施設課の所掌事務)

第二十条 防衛施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛庁所属の行政財産の管理の基本に関すること。

二 防衛庁の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に関すること。

三 (略)

四 防衛庁本庁所属の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

五 法第五十九条に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

第三目 運用企画局

(国際協力課の所掌事務)

第二十三条 国際協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第百条の五第一項に規定する国賓等の輸送の基本に関するこ
と。

二 自衛隊法第八十四条の四第二項第三号に規定する国際緊急援助活動及び輸送の基本に關すること。

三 自衛隊法第八十四条の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務及び輸送の基本に關すること。

四 自衛隊法第百条の五第一項に規定する国賓等の輸送の基本に關すること。

(運用支援課の所掌事務)

第二十四条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に關する法律(平成十六年法律第百十三号)第九条の規定による通知及び同法第十三条第一項に規定する行動関連措置に關する指針に係る防衛省の所掌事務に關する調整に關すること。

七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關する法律(平成十六年法律第百十四号)第六条第一項に規定する港湾施設の利用指針、同法第十条第一項に規定する飛行場施設の利用指針、同法第十二条第一項に規定する道路の利用指針、同法第十三条第一項に規定する海域の利用指針及び同法第十五条第一項に規定する空域の利用指針並びに同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に關する指針(同法第六条、第十条、第十二条、第十三条又は第十五条の規定に係るものに限る。)に係る防衛省の所掌事務に關する調整に關すること。

八 (略)

二 自衛隊法第百条の六に規定する国際緊急援助隊の派遣に關する法律(昭和六十二年法律第九十三号)第三条第二項各号に掲げる活動の基本に關すること。

三 自衛隊法第百条の七に規定する国際平和協力業務及び輸送の基本に關すること。

四 自衛隊法第百条の八第一項に規定する邦人又は外国人の輸送の基本に關すること。

(運用支援課の所掌事務)

第二十四条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に關する法律(平成十六年法律第百十三号)第九条の規定による通知及び同法第十三条第一項に規定する行動関連措置に關する指針に係る防衛庁の所掌事務に關する調整に關すること。

七 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に關する法律(平成十六年法律第百十四号)第六条第一項に規定する港湾施設の利用指針、同法第十条第一項に規定する飛行場施設の利用指針、同法第十二条第一項に規定する道路の利用指針、同法第十三条第一項に規定する海域の利用指針及び同法第十五条第一項に規定する空域の利用指針並びに同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に關する指針(同法第六条、第十条、第十二条、第十三条又は第十五条の規定に係るものに限る。)に係る防衛庁の所掌事務に關する調整に關すること。

八 (略)

(情報通信・研究課の所掌事務) 第二十四条の二 情報通信・研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 一 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること。 - 二 指揮通信その他の防衛省の通信の基本に関すること。 - 三 防衛省の使用する電波の監理の基本に関すること。 - 四 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。 五 (略)	(情報通信・研究課の所掌事務) 第二十四条の二 情報通信・研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 一 防衛庁の情報システムの整備及び管理に関すること。 - 二 指揮通信その他の防衛庁の通信の基本に関すること。 - 三 防衛庁の使用する電波の監理の基本に関すること。 - 四 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第十七条第一項に規定する電波の利用指針及び同法第二十一条に規定する特定公共施設等の利用に関する指針（同法第十七条の規定に係るものに限る。）に係る防衛庁の所掌事務に関する調整に関すること。 五 (略)
第四目 人事教育局 (人事制度課の所掌事務) 第二十七条 人事制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 一 防衛省の職員の人事管理に関する制度に関すること（人材育成課の所掌に属するものを除く。）。 - 二 防衛省の職員の勤務条件に関する制度に関すること。 - 三 防衛省の職員の給与に関する制度に関すること。 - 四 (略) (人材育成課の所掌事務) 第二十八条 人材育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 一 (略) - 二 防衛省の職員の補充の基本に関すること。 三〇六 (略)	第四目 人事教育局 (人事制度課の所掌事務) 第二十七条 人事制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 一 防衛庁の職員の人事管理に関する制度に関すること（人材育成課の所掌に属するものを除く。）。 - 二 防衛庁の職員の勤務条件に関する制度に関すること。 - 三 防衛庁の職員の給与に関する制度に関すること。 - 四 (略) (人材育成課の所掌事務) 第二十八条 人材育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。 - 一 (略) - 二 防衛庁の職員の補充の基本に関すること。 三〇六 (略)

(厚生課の所掌事務)

第二十九条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の職員の福利厚生に関すること。
- 二 防衛省共済組合に関すること。
- 三 防衛省の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
- 四・五 (略)

(衛生官の職務)

第二十九条の二 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省の職員の保健衛生の基本に関すること。
- 二・四 (略)

第五目 経理装備局

(会計課の所掌事務)

第三十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 防衛省の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。
- 三 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。
- 四・七 (略)

(監査課の所掌事務)

第三十二条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(厚生課の所掌事務)

第二十九条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛庁の職員の福利厚生に関すること。
- 二 防衛庁共済組合に関すること。
- 三 防衛庁の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。
- 四・五 (略)

(衛生官の職務)

第二十九条の二 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛庁の職員の保健衛生の基本に関すること。
- 二・四 (略)

第五目 経理装備局

(会計課の所掌事務)

第三十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること。
- 三 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。
- 四・七 (略)

(監査課の所掌事務)

第三十二条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関すること。

二（略）

三 防衛省所管の物品の管理の基本に関すること。

四（略）

第四節 審議会等

（設置）

第四十三条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

防衛人事審議会

防衛調達審議会

（防衛人事審議会）

第四十三条の二 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法、防衛省の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）及び防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 自衛隊法第三十一条第二項の規定により防衛大臣が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を

一 防衛庁の所掌に係る経費及び収入の決算（会計課の所掌に属するものを除く。）及び会計の監査に関すること。

二（略）

三 防衛庁所属の物品の管理の基本に関すること。

四（略）

第三節 審議会等

（設置）

第四十三条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本庁に、次の審議会等を置く。

防衛人事審議会

防衛調達審議会

（防衛人事審議会）

第四十三条の二 防衛人事審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律第三十条及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項並びに防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）及び防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

二 自衛隊法第三十一条第二項の規定により長官が定めることとされている隊員の人事管理に関する基準のうち隊員の能率に関するものについて調査審議し、及びこれに関し、必要に応じ長官に対して意見を述べるこ

述べること。	2 (略)	(防衛調達審議会)	第四十三条の三 防衛調達審議会は、防衛調達（装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品並びに役務の調達をいう。以下この項において同じ。）に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、 <u>防衛大臣</u> に対して意見を述べる。
2 (略)	第五節 施設等機関 (防衛研究所)	第四十四条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、 <u>本省</u> に、防衛研究所を置く。	2 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行うとともに、 <u>法第十五条第一項</u> に規定する幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う機関とする。
3 防衛研究所は、自衛隊法第百条の二の規定により <u>防衛大臣</u> が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。	4 防衛研究所の位置及び内部組織は、 <u>防衛省令</u> で定める。	5 防衛研究所は、 <u>法第四条第三十二号</u> に規定する政令で定める文教研修施設とする。	第六節 特別の機関
と。	2 (略)	(防衛調達審議会)	第四十三条の三 防衛調達審議会は、防衛調達（装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品並びに役務の調達をいう。以下この項において同じ。）に関する規則及び防衛調達の実施に関する計画について調査審議し、並びにこれらに関し、必要に応じ、 <u>長官</u> に対して意見を述べる。
2 (略)	第四節 施設等機関 (防衛研究所)	第四十四条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、 <u>本庁</u> に、防衛研究所を置く。	2 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究を行うとともに、 <u>法第十七条第二項</u> に規定する幹部自衛官その他の幹部職員の教育訓練を行う機関とする。
3 防衛研究所は、自衛隊法第百条の二の規定により <u>長官</u> が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。	4 防衛研究所の位置及び内部組織は、 <u>内閣府令</u> で定める。	5 防衛研究所は、 <u>法第五条第三十二号</u> に規定する政令で定める文教研修施設とする。	第五節 特別の機関

第一款 幕僚監部	第一款 幕僚監部
第一目 統合幕僚監部	第一目 統合幕僚監部
(統合幕僚学校)	(統合幕僚学校)
第六十四条 幕僚監部に、 <u>法第二十六条第一項に規定する機関として、統合幕僚学校を附置する。</u>	第六十四条 幕僚監部に、 <u>法第二十七条に規定する機関として、統合幕僚学校を附置する。</u>
2・3 (略)	2・3 (略)
4 統合幕僚学校の位置及び内部組織は、 <u>防衛省令で定める。</u>	4 統合幕僚学校の位置及び内部組織は、 <u>内閣府令で定める。</u>
第二目 陸上幕僚監部	第二目 陸上幕僚監部
(情報課)	(情報課)
第七十八条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第七十八条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 <u>法第二十三条第四号に規定する情報（陸上自衛隊に係るものに限る。）</u> の収集整理及び配布に関すること。	一 <u>法第二十四条第四号に規定する情報（陸上自衛隊に係るものに限る。）</u> の収集整理及び配布に関すること。
二 四 (略)	二 四 (略)
第三目 海上幕僚監部	第三目 海上幕僚監部
(情報課)	(情報課)
第一百七条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第一百七条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 <u>法第二十三条第四号に規定する情報（海上自衛隊に係るものに限る。）</u> の収集整理及び配布に関すること。	一 <u>法第二十四条第四号に規定する情報（海上自衛隊に係るものに限る。）</u> の収集整理及び配布に関すること。
二 四 (略)	二 四 (略)
(武器課)	(武器課)
第二百二十二条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第二百二十二条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器	一 火器、掃海器材、音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器

材及び氣象器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他防衛大臣の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。 二〃四（略）	材及び氣象器材（航空機課の所掌に属するものを除く。）、誘導武器、弾火薬類、化学器材、航海器材並びに教育訓練用器材（部隊の訓練に関するものその他長官の定めるものに限る。）並びにこれらに付随する器材（以下この条において「武器等」という。）の補給、保管及び整備に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。 二〃四（略）
第四目 航空幕僚監部 （情報課） 第四百四十九条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 法第二十三条第四号に規定する情報（航空自衛隊に係るものに限る。）の收集整理及び配布に関すること。 二・三（略）	第四目 航空幕僚監部 （情報課） 第四百四十九条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 法第二十四条第四号に規定する情報（航空自衛隊に係るものに限る。）の收集整理及び配布に関すること。 二・三（略）
第二款 技術研究本部 （本部長） 第五百五十六条（略） 2 本部長は、防衛大臣の指揮監督を受け、技術研究本部の事務を掌理する。	第二款 技術研究本部 （本部長） 第五百五十六条（略） 2 本部長は、長官の指揮監督を受け、技術研究本部の事務を掌理する。
（会計課の所掌事務） 第六百六十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 技術研究本部所属の行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。	（会計課の所掌事務） 第六百六十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一（略） 二 技術研究本部の行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。

三 (略)	(先進技術推進センターの所掌業務) 第七十六条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。 一 四 (略) 五 法第二十九条第一項に規定する自衛隊において必要とされる事項(自衛隊法第二十七条第一項に規定する病院の所掌に属するものを除く。)についての科学的調査研究に関すること。 (研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例) 第七十七条 本部長は、特に必要があると認めるときは、前五条の規定にかかわらず、防衛大臣の承認を得て、臨時に、研究所に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。 (委任規定) 第八十二条 研究所及び先進技術推進センターの位置及び内部組織並びに研究所の支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織並びに試験場の位置及び所掌業務に関し必要な事項は、防衛省令で定める。 第三款 装備本部 (本部長) 第八十三条 (略) 2 本部長は、防衛大臣の指揮監督を受け、部務を掌理する。
三 (略)	(先進技術推進センターの所掌業務) 第七十六条 先進技術推進センターは、次に掲げる業務をつかさどる。 一 四 (略) 五 法第三十条第二項に規定する自衛隊において必要とされる事項(自衛隊法第二十七条第一項に規定する病院の所掌に属するものを除く。)についての科学的調査研究に関すること。 (研究所及び先進技術推進センターの所掌業務の特例) 第七十七条 本部長は、特に必要があると認めるときは、前五条の規定にかかわらず、長官の承認を得て、臨時に、研究所に他の研究所又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所の所掌業務の一部をつかさどらせることができる。 (委任規定) 第八十二条 研究所及び先進技術推進センターの位置及び内部組織並びに研究所の支所の名称、位置、所掌業務及び内部組織並びに試験場の位置及び所掌業務に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 第三款 装備本部 (本部長) 第八十三条 (略) 2 本部長は、長官の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(副本部長)	第百八十四条 (略)	2 副本部長は、 <u>防衛大臣</u> の定めるところにより、本部長を助け、部務を整理する。	3 <u>防衛大臣</u> の指定する副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。
(監査課の所掌事務)	第百八十八条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 (略)	二 装備品等及び役務の調達（ <u>法第三十条第一項第二号</u> に規定する調達に限る。以下この款において同じ。）に関する審査に関すること。
(企画調整課の所掌事務)	第百八十九条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 <u>法第三十条第一項第一号</u> に規定する指針の作成に関すること。	二 五 (略)
(品質管理課の所掌事務)	第百九十一条 品質管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 (略)	二 調達に関する仕様書（ <u>防衛大臣</u> の定めるものに限る。）の作成に関する業務の総括に関すること。
三・四 (略)			
(副本部長)	第百八十四条 (略)	2 副本部長は、 <u>長官</u> の定めるところにより、本部長を助け、部務を整理する。	3 <u>長官</u> の指定する副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。
(監査課の所掌事務)	第百八十八条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 (略)	二 装備品等及び役務の調達（ <u>法第三十一条第二項第二号</u> に規定する調達に限る。以下この款において同じ。）に関する審査に関すること。
(企画調整課の所掌事務)	第百八十九条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 <u>法第三十一条第二項第一号</u> に規定する指針の作成に関すること。	二 五 (略)
(品質管理課の所掌事務)	第百九十一条 品質管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 (略)	二 調達に関する仕様書（ <u>長官</u> の定めるものに限る。）の作成に関する業務の総括に関すること。
三・四 (略)			

(電子音響課の所掌事務) 第百九十二条 電子音響課は、次に掲げる事務(第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	(電子音響課の所掌事務) 第百九十二条 電子音響課は、次に掲げる事務(第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
一〇九 (略) 十 電波器材等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。 十一・十二 (略)	一〇九 (略) 十 電波器材等の調達に関する仕様書(長官の定めるものに限る。)の作成に関すること。 十一・十二 (略)
(通信電気課の所掌事務) 第百九十三条 通信電気課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 通信器材等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。 十一 (略)	(通信電気課の所掌事務) 第百九十三条 通信電気課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 通信器材等の調達に関する仕様書(長官の定めるものに限る。)の作成に関すること。 十一 (略)
(誘導武器課の所掌事務) 第百九十四条 誘導武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 誘導武器等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。)の作成に関すること。 十一 (略)	(誘導武器課の所掌事務) 第百九十四条 誘導武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 誘導武器等の調達に関する仕様書(長官の定めるものに限る。)の作成に関すること。 十一 (略)
(需品課の所掌事務) 第百九十五条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。	(需品課の所掌事務) 第百九十五条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九 (略) 十 需品等の調達に関する仕様書（<u>防衛大臣</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一・十二 (略)	一〇九 (略) 十 需品等の調達に関する仕様書（<u>長官</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一・十二 (略)
(武器課の所掌事務) 第百九十六条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 武器等の調達に関する仕様書（<u>防衛大臣</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一 (略)	(武器課の所掌事務) 第百九十六条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 武器等の調達に関する仕様書（<u>長官</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一 (略)
(機械車両課の所掌事務) 第百九十七条 機械車両課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 機械車両等の調達に関する仕様書（<u>防衛大臣</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一・十二 (略)	(機械車両課の所掌事務) 第百九十七条 機械車両課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 機械車両等の調達に関する仕様書（<u>長官</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一・十二 (略)
(艦船課の所掌事務) 第百九十八条 艦船課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 船舶等の調達に関する仕様書（<u>防衛大臣</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一 (略)	(艦船課の所掌事務) 第百九十八条 艦船課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 船舶等の調達に関する仕様書（<u>長官</u>の定めるものに限る。）の作成に関すること。 十一 (略)

(航空機第一課の所掌事務) 第百九十九条 航空機第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 航空機用機器等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。) の作成に関する事。 十一・十二 (略)	(航空機第一課の所掌事務) 第百九十九条 航空機第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 航空機用機器等の調達に関する仕様書(長官の定めるものに限る。) の作成に関する事。 十一・十二 (略)
(航空機第二課の所掌事務) 第二百条 航空機第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 航空機機体等の調達に関する仕様書(防衛大臣の定めるものに限る。) の作成に関する事。 十一 (略)	(航空機第二課の所掌事務) 第二百条 航空機第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 (略) 十 航空機機体等の調達に関する仕様書(長官の定めるものに限る。) 作成に関する事。 十一 (略)
(課の所掌事務の特例) 第二百三条 本部長は、特に必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>の承認を得て、臨時に、輸入課の事務の一部を装備本部の他の課につかさどらせることができる。	(課の所掌事務の特例) 第二百三条 本部長は、特に必要があると認めるときは、<u>長官</u>の承認を得て、臨時に、輸入課の事務の一部を装備本部の他の課につかさどらせることができる。
第二章 防衛施設庁 第一節 内部部局 (総務部の所掌事務) 第二百十三条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十七 (略)	第二章 防衛施設庁 第一節 内部部局 (総務部の所掌事務) 第二百十三条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十七 (略)

十八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

十九〜二十六（略）

（総括整理職の数）

第二百十七条 次の表の上欄に掲げる部の所掌事務の一部を総括整理する職に係る国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

（防衛施設庁の課等の数）

第二百十八条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

第二節 地方支分部局

十八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関すること。

十九〜二十六（略）

（総括整理職の数）

第二百十七条 次の表の上欄に掲げる部の所掌事務の一部を総括整理する職に係る内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

（防衛施設庁の課等の数）

第二百十八条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る内閣府設置法第五十三条第七項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る内閣府設置法第六十三条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）

第二節 地方支分部局

第二百二十条 削除	(防衛施設局長) 第二百二十条 防衛施設局長は、防衛施設局長とする。 2 防衛施設局長は、防衛施設庁長官の指揮監督を受け、防衛施設局の事務を掌理する。
(防衛施設局の部の数) 第二百二十二条 法第三十六条第五項に規定する政令で定める数は、三十とする。	(防衛施設局の部の数) 第二百二十二条 防衛施設局に、三十の範囲内において、内閣府令で定めるところにより、部を置くことができる。
第二百二十三条 削除	(内閣府令への委任) 第二百二十三条 前三条に定めるもののほか、防衛施設局の内部組織に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
第三章 補則 (所掌事務の特例) 第二百二十五条 法第二十二号及び第二十三号に掲げる事務並びに法第二十四号の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。 (身分取扱)について自衛隊法の定めるところによらない職員等) 第二百二十六条 法第四十二条に規定する政令で定める合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審	第三章 補則 (所掌事務の特例) 第二百二十五条 法第二十三号及び第二十四号に掲げる事務並びに法第二十五号の規定により長官が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。 (身分取扱)について自衛隊法の定めるところによらない職員等) 第二百二十六条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

査会とする。 2 法第四十二条に規定する政令で定める職員は、防衛施設庁業務部に勤務する職員のうち防衛省令で定めるものとする。	2 法第六十一条第一項に規定する政令で定める職員は、防衛施設庁業務部に勤務する職員のうち内閣府令で定めるものとする。
(防衛大臣の定めへの委任) 第二百二十七条 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、技術研究本部、技術研究本部の試験場及び装備本部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	(長官の定めへの委任) 第二百二十七条 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、技術研究本部、技術研究本部の試験場及び装備本部の内部組織に関し必要な事項は、長官が定める。
附 則 1・2 (略)	附 則 1・2 (略)
3 国際協力課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、当該各号に定める事務をつかさどる。 一 テロ特措法 テロ特措法第三条第一号に規定する協力支援活動としての役務の提供(本省の機関又は自衛隊の部隊等が実施するものに限る。)、同項第二号に規定する捜索救助活動及び同項第三号に規定する被災民救援活動(自衛隊の部隊等が実施するものに限る。)の基本に関する事務 二 (略) 4・5 (略)	3 国際協力課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、当該各号に定める事務をつかさどる。 一 テロ特措法 テロ特措法第三条第一号に規定する協力支援活動としての役務の提供(防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等が実施するものに限る。)、同項第二号に規定する捜索救助活動及び同項第三号に規定する被災民救援活動(自衛隊の部隊等が実施するものに限る。)の基本に関する事務 二 (略) 4・5 (略)

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（第二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（自衛隊から除かれる機関等） 第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。 2 （略） 3 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十六条第五号の事務を所掌する防衛施設庁業務部の内部組織であつて防衛省令で定めるものとする。 （表彰権者） 第三条 特別賞詞及び特別賞状は内閣総理大臣が、第一級賞詞及び第一級賞状は防衛大臣が、その他の賞詞及び賞状並びに精勤章は防衛大臣又はその委任を受けた者が授与する。 （委任規定） 第五条 本節に定めるもののほか、賞詞及び賞状の様式、防衛功労章及び精勤章の制式及び着用その他表彰に関し必要な事項は、防衛省令で定める。 （部隊の単位及び部隊の長）	（自衛隊から除かれる機関等） 第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛庁本庁の合議制の機関は、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。 2 （略） 3 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、防衛庁組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十六条第五号の事務を所掌する防衛施設庁業務部の内部組織であつて内閣府令で定めるものとする。 （表彰権者） 第三条 特別賞詞及び特別賞状は内閣総理大臣が、第一級賞詞及び第一級賞状は防衛庁長官（以下「長官」という。）が、その他の賞詞及び賞状並びに精勤章は長官又はその委任を受けた者が授与する。 （委任規定） 第五条 本節に定めるもののほか、賞詞及び賞状の様式、防衛功労章及び精勤章の制式及び着用その他表彰に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 （部隊の単位及び部隊の長）

第六条 (略)

2 (略)

3 団は団本部並びに防衛大臣の定める連隊若しくは群若しくはこれらに準ずる隊及び防衛大臣の定めるその他の部隊をもつて、又は団本部及び防衛大臣の定める大隊その他の部隊をもつて、連隊は連隊本部及び防衛大臣の定める大隊その他の部隊をもつて、又は連隊本部及び防衛大臣の定める中隊その他の部隊をもつて、又は連隊本部及び防衛大臣の定める大隊その他の部隊をもつて、又は群本部及び大隊以外の防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、連隊については、防衛大臣は、必要があると認めるときは、連隊本部及び大隊その他の部隊をもつて編成される連隊にあつては連隊本部及び大隊以外の部隊を、連隊本部及び中隊その他の部隊をもつて編成される連隊にあつては連隊本部及び中隊以外の部隊を、それぞれ編成に加えないことができる。

(方面隊)

第七条 方面隊は、方面總監部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科団、これに準ずる隊又は特科群一、高射特科団又は高射特科群一、施設団一、教育団又は教育連隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は方面總監部、師団及び旅団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一〇四 (略)

(師団)

第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後

第六条 (略)

2 (略)

3 団は団本部並びに長官の定める連隊若しくは群若しくはこれらに準ずる隊及び長官の定めるその他の部隊をもつて、又は団本部及び長官の定める大隊その他の部隊をもつて、連隊は連隊本部及び長官の定める大隊その他の部隊をもつて、又は連隊本部及び長官の定める中隊その他の部隊をもつて、又は連隊本部及び長官の定める大隊その他の部隊をもつて、又は群本部及び大隊以外の長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、連隊については、長官は、必要があると認めるときは、連隊本部及び大隊その他の部隊をもつて編成される連隊にあつては連隊本部及び大隊以外の部隊を、連隊本部及び中隊その他の部隊をもつて編成される連隊にあつては連隊本部及び中隊以外の部隊を、それぞれ編成に加えないことができる。

(方面隊)

第七条 方面隊は、方面總監部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科団、これに準ずる隊又は特科群一、高射特科団又は高射特科群一、施設団一、教育団又は教育連隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は方面總監部、師団及び旅団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一〇四 (略)

(師団)

第十条 師団は、師団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び後

方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一〇四 (略)

(旅団)

第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科隊一、後方支援隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、普通科連隊及び戦車隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、普通科連隊及び戦車隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一〇三 (略)

(委任規定)

第十三条 本款に定めるもののほか、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織は、防衛省令で定める。

(防衛大臣直轄部隊)

第十五条 海上自衛隊の防衛大臣直轄部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、通信隊群その他防衛大臣の定める部隊とする。

(自衛艦隊)

方支援連隊一、施設大隊一、通信大隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は師団司令部、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の数を増加し、若しくは師団司令部、普通科連隊及び戦車連隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一〇四 (略)

(旅団)

第十二条の二 旅団は、旅団司令部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科隊一、後方支援隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は旅団司令部、普通科連隊及び戦車隊以外の部隊の数を増加し、若しくは旅団司令部、普通科連隊及び戦車隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

一〇三 (略)

(委任規定)

第十三条 本款に定めるもののほか、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織は、内閣府令で定める。

(長官直轄部隊)

第十五条 海上自衛隊の長官直轄部隊は、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、通信隊群その他長官の定める部隊とする。

(自衛艦隊)

第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、掃海隊群一、情報業務群一、海洋業務群一、開発隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(護衛艦隊)

第十六条の三 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛隊群四及び海上訓練指導隊群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(航空集団)

第十六条の六 航空集団は、航空集団司令部及び航空群七その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、航空集団司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(潜水艦隊)

第十六条の九 潜水艦隊は、潜水艦隊司令部及び潜水隊群二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、潜水艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(掃海隊群)

第十六条の十二 掃海隊群は、掃海隊群司令部及び三以上の掃海隊その他防

第十五条の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛艦隊一、航空集団一、潜水艦隊一、掃海隊群一、情報業務群一、海洋業務群一、開発隊群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは自衛艦隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(護衛艦隊)

第十六条の三 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部、護衛隊群四及び海上訓練指導隊群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、護衛艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(航空集団)

第十六条の六 航空集団は、航空集団司令部及び航空群七その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、航空集団司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(潜水艦隊)

第十六条の九 潜水艦隊は、潜水艦隊司令部及び潜水隊群二その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、潜水艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(掃海隊群)

第十六条の十二 掃海隊群は、掃海隊群司令部及び三以上の掃海隊その他長

衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(護衛隊群)

第十七条 護衛隊群は、護衛隊群司令部及び護衛隊三その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、護衛隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(海上訓練指導隊群)

第十八条の二 海上訓練指導隊群は、海上訓練指導隊群司令部及び海上訓練指導隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(航空群)

第十八条の四 航空群は、航空群司令部及び航空隊二、整備補給隊一、航空基地隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(潜水隊群)

第十八条の六 潜水隊群は、潜水隊群司令部及び潜水隊二又は三、潜水艦基地隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、潜水隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(情報業務群)

第十八条の八 情報業務群は、情報業務群司令部及び情報支援隊その他防衛

官の定める部隊をもつて編成する。

(護衛隊群)

第十七条 護衛隊群は、護衛隊群司令部及び護衛隊三その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、護衛隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(海上訓練指導隊群)

第十八条の二 海上訓練指導隊群は、海上訓練指導隊群司令部及び海上訓練指導隊その他長官の定める部隊をもつて編成する。

(航空群)

第十八条の四 航空群は、航空群司令部及び航空隊二、整備補給隊一、航空基地隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(潜水隊群)

第十八条の六 潜水隊群は、潜水隊群司令部及び潜水隊二又は三、潜水艦基地隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、潜水隊群司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(情報業務群)

第十八条の八 情報業務群は、情報業務群司令部及び情報支援隊その他長官

大臣の定める部隊をもつて編成する。	の定める部隊をもつて編成する。
(海洋業務群) 第十八条の十 海洋業務群は、海洋業務群司令部及び対潜資料隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。	(海洋業務群) 第十八条の十 海洋業務群は、海洋業務群司令部及び対潜資料隊その他長官の定める部隊をもつて編成する。
(開発隊群) 第十八条の十二 開発隊群は、開発隊群司令部及び開発隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。	(開発隊群) 第十八条の十二 開発隊群は、開発隊群司令部及び開発隊その他長官の定める部隊をもつて編成する。
(地方総監部) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 前三項に定めるもののほか、地方総監部の内部組織は、防衛省令で定める。	(地方総監部) 第二十条 (略) 2・3 (略) 4 前三項に定めるもののほか、地方総監部の内部組織は、内閣府令で定める。
(地方隊の部隊) 第二十一条 地方隊の地方総監部以外の部隊は、護衛隊、掃海隊、ミサイル艇隊、基地隊、航空隊、教育隊、警備隊、防備隊その他防衛大臣の定める部隊とする。	(地方隊の部隊) 第二十一条 地方隊の地方総監部以外の部隊は、護衛隊、掃海隊、ミサイル艇隊、基地隊、航空隊、教育隊、警備隊、防備隊その他長官の定める部隊とする。
(教育航空集団) 第二十二条の二 教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群三その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は教育	(教育航空集団) 第二十二条の二 教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群三その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は教育航空集団

航空集団司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(教育航空群)

第二十二條の五 教育航空群は、教育航空群司令部及び教育航空隊一、整備補給隊一、航空基地隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は教育航空群司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは教育航空群司令部及び教育航空隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(練習艦隊)

第二十三條 練習艦隊は、練習艦隊司令部及び練習隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(通信隊群)

第二十五條 通信隊群は、通信隊群司令部及び通信隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(船舶の籍等)

第二十六條 海上自衛隊の自衛艦その他の船舶は、防衛大臣の定めるところにより、いずれかの地方総監部に籍を置くものとする。

(防衛大臣直轄部隊)

第二十八條 法第二條第四項に規定する航空自衛隊（以下「航空自衛隊」という。）の防衛大臣直轄部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団

司令部以外の部隊の数を増減することができる。

(教育航空群)

第二十二條の五 教育航空群は、教育航空群司令部及び教育航空隊一、整備補給隊一、航空基地隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は教育航空群司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは教育航空群司令部及び教育航空隊以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(練習艦隊)

第二十三條 練習艦隊は、練習艦隊司令部及び練習隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。

(通信隊群)

第二十五條 通信隊群は、通信隊群司令部及び通信隊その他長官の定める部隊をもつて編成する。

(船舶の籍等)

第二十六條 海上自衛隊の自衛艦その他の船舶は、長官の定めるところにより、いずれかの地方総監部に籍を置くものとする。

(長官直轄部隊)

第二十八條 法第二條第四項に規定する航空自衛隊（以下「航空自衛隊」という。）の長官直轄部隊は、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航

、航空開発実験集団その他防衛大臣の定める部隊とする。

(航空総隊)

第二十八条の二 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊三、航空混成団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空総隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空支援集団)

第二十八条の五 航空支援集団は、航空支援集団司令部及び航空救難団一、輸送航空隊三、航空保安管制群一、航空気象群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空支援集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空支援集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空教育集団)

第二十八条の八 航空教育集団は、航空教育集団司令部及び航空団二、飛行教育団三、航空教育隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空教育集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空教育集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

空開発実験集団その他長官の定める部隊とする。

(航空総隊)

第二十八条の二 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊三、航空混成団一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空総隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空総隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空支援集団)

第二十八条の五 航空支援集団は、航空支援集団司令部及び航空救難団一、輸送航空隊三、航空保安管制群一、航空気象群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空支援集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空支援集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空教育集団)

第二十八条の八 航空教育集団は、航空教育集団司令部及び航空団二、飛行教育団三、航空教育隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空教育集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空教育集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空開発実験集団)

第二十八条の十一 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団一、電子開発実験群一、航空医学実験隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空開発実験集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空開発実験集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空方面隊)

第二十八条の十四 航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空団二、航空警戒管制団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空方面隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空方面隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空混成団)

第二十八条の十七 航空混成団は、航空混成団司令部及び航空隊一、航空警戒管制隊一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(航空団)

第二十九条 航空団は、航空団司令部及び飛行群一、整備補給群一、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空開発実験集団)

第二十八条の十一 航空開発実験集団は、航空開発実験集団司令部及び飛行開発実験団一、電子開発実験群一、航空医学実験隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空開発実験集団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空開発実験集団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空方面隊)

第二十八条の十四 航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空団二、航空警戒管制団一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空方面隊司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空方面隊司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空混成団)

第二十八条の十七 航空混成団は、航空混成団司令部及び航空隊一、航空警戒管制隊一その他長官の定める部隊をもつて編成する。

(航空団)

第二十九条 航空団は、航空団司令部及び飛行群一、整備補給群一、基地業務群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空救難団)

第三十条の三 航空救難団は、航空救難団司令部及び飛行群一、整備群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空救難団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空救難団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(飛行教育団)

第三十条の五 飛行教育団は、飛行教育団司令部及び教育群一、整備補給群一、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は飛行教育団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは飛行教育団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(飛行開発実験団)

第三十条の七 飛行開発実験団は、飛行開発実験団司令部及び飛行実験群一、整備群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は飛行開発実験団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは飛行開発実験団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空警戒管制団)

第三十条の九 航空警戒管制団は、航空警戒管制団司令部及び防空管制群一、警戒群二又は三、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

(航空救難団)

第三十条の三 航空救難団は、航空救難団司令部及び飛行群一、整備群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空救難団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空救難団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(飛行教育団)

第三十条の五 飛行教育団は、飛行教育団司令部及び教育群一、整備補給群一、基地業務群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は飛行教育団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは飛行教育団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(飛行開発実験団)

第三十条の七 飛行開発実験団は、飛行開発実験団司令部及び飛行実験群一、整備群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。ただし、長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は飛行開発実験団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは飛行開発実験団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(航空警戒管制団)

第三十条の九 航空警戒管制団は、航空警戒管制団司令部及び防空管制群一、警戒群二又は三、基地業務群一その他長官の定める部隊をもつて編成する。

成する。ただし、<u>防衛大臣</u>は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空警戒管制団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空警戒管制団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。	る。ただし、<u>長官</u>は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空警戒管制団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空警戒管制団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。
(委任規定) 第三十条の十一 本節に定めるもののほか、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集团司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部の内部組織は、<u>防衛省令</u>で定める。	(委任規定) 第三十条の十一 本節に定めるもののほか、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集团司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部の内部組織は、<u>内閣府令</u>で定める。
(委任規定) 第三十二条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	(委任規定) 第三十二条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(分校) 第三十七条 <u>防衛大臣</u>は、必要の地に第三十三条から第三十五条までに規定する学校の分校を置くことができる。	(分校) 第三十七条 <u>長官</u>は、必要の地に第三十三条から第三十五条までに規定する学校の分校を置くことができる。
2 (略) (分校長) 第三十八条 (略)	2 (略) (分校長) 第三十八条 (略)
3 <u>防衛大臣</u>は、必要があると認めるときは、分校長に分校の校務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、<u>防衛大臣</u>は、これら	3 <u>長官</u>は、必要があると認めるときは、分校長に分校の校務以外の事務を処理させることができる。この場合においては、<u>長官</u>は、これらの事務に

の事務について方面総監、師団長、旅団長又は地方総監に分校長を指揮監督させることができる。

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

陸上自衛隊北 海道補給処	恵庭市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊東 北補給処	仙台市	
陸上自衛隊関 東補給処	土浦市	
陸上自衛隊関 西補給処	宇治市	
陸上自衛隊九 州補給処	佐賀県神埼 郡吉野ヶ里 町	

について方面総監、師団長、旅団長又は地方総監に分校長を指揮監督させることができる。

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、長官が定めるものとする。

陸上自衛隊北 海道補給処	恵庭市	長官の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊東 北補給処	仙台市	
陸上自衛隊関 東補給処	土浦市	
陸上自衛隊関 西補給処	宇治市	
陸上自衛隊九 州補給処	佐賀県神埼 郡吉野ヶ里 町	

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとする。

海上自衛隊艦船補給処	横須賀市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、船舶、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
海上自衛隊航空補給処	木更津市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとする。

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとする。

海上自衛隊艦船補給処	横須賀市	長官の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、船舶、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
海上自衛隊航空補給処	木更津市	長官の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとする。

航空自衛隊第 一補給処	木更津市	防衛大臣の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
航空自衛隊第 二補給処	各務原市	
航空自衛隊第 三補給処	狭山市	
航空自衛隊第 四補給処	狭山市	

(支処又は出張所)

第四十二条 防衛大臣は、補給処の処務の一部を分掌させるため、支処又は出張所を置くことができる。

2 (略)

(支処長又は出張所長)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。

航空自衛隊第 一補給処	木更津市	長官の定めるところにより、需品、火器、弾薬、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び衛生器材の調達、保管、補給及び整備を行うとともに、これらに関する調査研究を行うこと。
航空自衛隊第 二補給処	各務原市	
航空自衛隊第 三補給処	狭山市	
航空自衛隊第 四補給処	狭山市	

(支処又は出張所)

第四十二条 長官は、補給処の処務の一部を分掌させるため、支処又は出張所を置くことができる。

2 (略)

(支処長又は出張所長)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 長官は、必要があると認めるときは、支処長に処務以外の事務を処理させ、又は方面総監、師団長、旅団長若しくは地方総監に支処長を指揮監督させることができる。

			(診療の対象) 第四十六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 隊員であつた者で、<u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下本条中「給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定により療養補償を受けるべきもの 二・三 (略) 2 (略) 3 病院においては、前二項に規定する者の診療に支障を及ぼさない限度において、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、これらの者以外の者の診療を行うことができる。 (出張所) 第四十八条の二 <u>防衛大臣</u>は、自衛隊地方協力本部の部務の一部を分掌させるため、出張所を置くことができる。 2 (略) (補給統制本部の名称、位置及び所掌事務) 第四十八条の五 補給統制本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。
陸上自衛隊における法第二十六条第一項			(診療の対象) 第四十六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 隊員であつた者で、<u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下本条中「給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定により療養補償を受けるべきもの 二・三 (略) 2 (略) 3 病院においては、前二項に規定する者の診療に支障を及ぼさない限度において、<u>長官</u>の定めるところにより、これらの者以外の者の診療を行うことができる。 (出張所) 第四十八条の二 <u>長官</u>は、自衛隊地方協力本部の部務の一部を分掌させるため、出張所を置くことができる。 2 (略) (補給統制本部の名称、位置及び所掌事務) 第四十八条の五 補給統制本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。
	陸上自衛隊における法第二十六条第一項		

陸上自衛隊補給統制本部	東京都北区	に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。
-------------	-------	--

(海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の七 海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

海上自衛隊補給本部	東京都北区	海上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊の補給処の管理並びに同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行うこと。
-----------	-------	--

(委任規定)

第四十九条 本章に定めるもののほか、機関の内部組織その他機関に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(駐屯地)

第五十条 陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（地方協力本部のみが所在する施設を除く。以下本項中同じ。）を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、防衛大臣の定めるところにより、

陸上自衛隊補給統制本部	東京都北区	に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行うこと。
-------------	-------	--

(海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務)

第四十八条の七 海上自衛隊の補給本部の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。

海上自衛隊補給本部	東京都北区	海上自衛隊における法第二十六条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに海上自衛隊の補給処の管理並びに同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行うこと。
-----------	-------	--

(委任規定)

第四十九条 本章に定めるもののほか、機関の内部組織その他機関に関し必要な事項は、長官が定める。

(駐屯地)

第五十条 陸上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設（地方協力本部のみが所在する施設を除く。以下本項中同じ。）を駐屯地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、長官の定めるところにより、最寄

最寄りの駐屯地の一部となるものとする。	りの駐屯地の一部となるものとする。
2 (略)	2 (略)
(駐屯地司令)	(駐屯地司令)
第五十一条 (略)	第五十一条 (略)
2 駐屯地司令は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、駐屯地の警備及び管理、駐屯地における隊員の規律の統一その他<u>防衛大臣</u>の定める職務を行う。	2 駐屯地司令は、<u>長官</u>の定めるところにより、駐屯地の警備及び管理、駐屯地における隊員の規律の統一その他<u>長官</u>の定める職務を行う。
(基地)	(基地)
第五十一条の二 航空自衛隊の部隊又は機関が所在する施設を基地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、もよりの基地の一部となるものとする。	第五十一条の二 航空自衛隊の部隊又は機関が所在する施設を基地と称する。ただし、小規模の部隊又は機関が所在する施設は、<u>長官</u>の定めるところにより、もよりの基地の一部となるものとする。
2 (略)	2 (略)
(基地司令)	(基地司令)
第五十一条の三 (略)	第五十一条の三 (略)
2 基地司令は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、基地の警備及び管理、基地における隊員の規律の統一その他<u>防衛大臣</u>の定める職務を行う。	2 基地司令は、<u>長官</u>の定めるところにより、基地の警備及び管理、基地における隊員の規律の統一その他<u>長官</u>の定める職務を行う。
(駐屯地司令等の職務の特例)	(駐屯地司令等の職務の特例)
第五十一条の四 <u>防衛大臣</u>は、駐屯地と基地とが同一の場所に所在し、又は近接して所在している場合には、第五十一条第二項の規定により駐屯地司令が行うべきこととされている職務の一部を基地司令に行わせ、又は前条第二項の規定により基地司令が行うべきこととされている職務の一部を駐屯地司令に行わせることができる。	第五十一条の四 <u>長官</u>は、駐屯地と基地とが同一の場所に所在し、又は近接して所在している場合には、第五十一条第二項の規定により駐屯地司令が行うべきこととされている職務の一部を基地司令に行わせ、又は前条第二項の規定により基地司令が行うべきこととされている職務の一部を駐屯地司令に行わせることができる。

第五十三条 (略)

2 (略)

3 法第六十二条第一項及び第三項並びに第六十三条の規定の非常勤隊員に対する適用については、法第六十二条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣又はその委任を受けた者の承認を受けた場合」とあるのは「防衛大臣又はその委任を受けた者に届け出た場合」と、法第六十三条中「防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。」とあるのは「防衛大臣に届け出なければならない。」とする。

(任期付研究員として採用することができない官職)

第五十三条の四 法第三十六条の六第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛省本省の機関の長の官職

二・三 (略)

四 防衛省本省の機関に置かれる支所その他これに準ずる組織の長の官職

(任期付研究員の異動の制限)

第五十三条の六 任命権者は、法第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用された隊員(以下この条において「任期付研究員」という。)を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている官職におけるものと同一の研究業務を行うことを職務とする官職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして防衛大臣が定める場合に限り、異動させることができる。

第五十三条 (略)

2 (略)

3 法第六十二条第一項及び第三項並びに第六十三条の規定の非常勤隊員に対する適用については、法第六十二条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「内閣府令で定める基準に従い行う長官又はその委任を受けた者の承認を受けた場合」とあるのは「長官又はその委任を受けた者に届け出た場合」と、法第六十三条中「内閣府令で定める基準に従い行う長官の承認を受けなければならない。」とあるのは「長官に届け出なければならない。」とする。

(任期付研究員として採用することができない官職)

第五十三条の四 法第三十六条の六第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛庁本庁の機関の長の官職

二・三 (略)

四 防衛庁本庁の機関に置かれる支所その他これに準ずる組織の長の官職

(任期付研究員の異動の制限)

第五十三条の六 任命権者は、法第三十六条の六第一項の規定により任期を定めて採用された隊員(以下この条において「任期付研究員」という。)を、その任期中、当該任期付研究員が現に占めている官職におけるものと同一の研究業務を行うことを職務とする官職に異動させる場合その他任期を定めた採用の趣旨に反しないものとして長官が定める場合に限り、異動させることができる。

(休職にされる場合)

第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる学術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十号）第二条第一項の規定により派遣された場合を除く。）

二（略）

- 三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣された隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき

(休職の効果)

第五十七条（略）

- 2 前条第一号の事由による休職の期間が引き続き三年に達する際防衛大臣の定める特別の事由があるときは、任命権者は、二年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が二年

(休職にされる場合)

第五十六条 法第四十三条に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。）、研究所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる学術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合（国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十号）第二条第一項の規定により派遣された場合を除く。）

二（略）

- 三 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十条において準用する同法第三条第一項の規定により育児休業をした隊員、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣された隊員が職務に復帰した場合において定員に欠員がないとき

(休職の効果)

第五十七条（略）

- 2 前条第一号の事由による休職の期間が引き続き三年に達する際長官の定める特別の事由があるときは、任命権者は、二年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が二年

二年に満たない場合においては、その期間の初日から起算して二年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

3 (略)

第五十九条の三 法第四十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

一・二 (略)

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、日本郵政公社の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

に満たない場合においては、その期間の初日から起算して二年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。

3 (略)

第五十九条の三 法第四十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（長官の定める者を除く。）とする。

一・二 (略)

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 隊員（自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。）の採用は、再任用（法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員（自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。）として任用されていた者のうち、引き続き防衛庁以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職、日本郵政公社の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（長官が定めるものに限る。）又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（長官が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2 隊員の他の官職への異動（法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。）は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣（防衛施設庁の職員である隊員（防衛施設庁長官を除く。）については、防衛施設庁長官）の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。	2 隊員の他の官職への異動（法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。）は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして長官（防衛施設庁の職員である隊員（防衛施設庁長官を除く。）については、防衛施設庁長官）の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。
（委任規定） 第六十四条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒の手續に關し必要な事項は、防衛省令で定める。	（委任規定） 第六十四条 本節に定めるもののほか、隊員の分限及び懲戒の手續に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
（当事者） 第六十六条 （略） 2 本節の適用については、処分者がその処分を行つた後その官職を去つた場合には現にその官職又はそれに相当する官職にある者を、その官職又はそれに相当する官職が廃止された場合にはそれに代ると認められる地位にある者又は防衛大臣が指定する者を、それぞれ処分者とみなす。	（当事者） 第六十六条 （略） 2 本節の適用については、処分者がその処分を行つた後その官職を去つた場合には現にその官職又はそれに相当する官職にある者を、その官職又はそれに相当する官職が廃止された場合にはそれに代ると認められる地位にある者又は長官が指定する者を、それぞれ処分者とみなす。
（防衛大臣の付議する審議会等） 第六十七条 （略）	（長官の付議する審議会等） 第六十七条 （略）
（補正） 第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求又は異議申立てが防衛大臣から付議された場合には、すみやかに、審査請求書又は異議申立書の記載事項、	（補正） 第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求又は異議申立てが長官から付議された場合には、すみやかに、審査請求書又は異議申立書の記載事項、提出

提出の時期、審査請求人又は異議申立人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請求又は異議申立てが不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(不服申立ての取下げ及び処分の変更)

第七十八条 審査請求人又は異議申立人は、審査請求又は異議申立てに係る事案に関する裁決又は決定があるまでは、防衛大臣の承認を得て、審査請求又は異議申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 処分者又は処分者の行つた処分を取り消し、若しくは変更することができる者が審査請求に係る処分を取り消し、又は変更したときは、防衛大臣に通知しなければならない。

(裁決又は決定の方式)

第八十条 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、書面で行ない、かつ、理由を附し、防衛大臣がこれに記名押印しなければならない。

(裁決又は決定の効力発生)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書又は決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書又は決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

の時期、審査請求人又は異議申立人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請求又は異議申立てが不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

(不服申立ての取下げ及び処分の変更)

第七十八条 審査請求人又は異議申立人は、審査請求又は異議申立てに係る事案に関する裁決又は決定があるまでは、長官の承認を得て、審査請求又は異議申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 処分者又は処分者の行つた処分を取り消し、若しくは変更することができる者が審査請求に係る処分を取り消し、又は変更したときは、長官に通知しなければならない。

(裁決又は決定の方式)

第八十条 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、書面で行ない、かつ、理由を附し、長官がこれに記名押印しなければならない。

(裁決又は決定の効力発生)

第八十一条 (略)

2 (略)

3 公示の方法による送達は、長官が裁決書又は決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛庁の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書又は決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 防衛大臣は、裁決書の謄本を処分者に送付しなければならない。	(再審) 第八十三条 防衛大臣は、裁決又は決定を行なった後において次の各号の一に該当すると認める場合には、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、すみやかにその旨を当事者に通知しなければならない。 一 四 (略) 2・3 (略) (委任規定) 第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。 (防衛大臣の付議する審議会等) 第八十七条の二 (略) (防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令の取消し等) 第八十八条 法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官は、次の各号のいずれかに掲げる事由により招集に応ずることができない場合には、直ちに防衛大臣の定める様式による申出書に市町村長の証明書(第一号に掲げる事由によるもの、第二号中配偶者若しくは一親等の血族の負傷若しくは疾病によるもの又は第三号に掲げる事由によるものにあつては、病名、負傷の程度、負傷又は疾病の原因、病後の経過、治癒の見
4 長官は、裁決書の謄本を処分者に送付しなければならない。	(再審) 第八十三条 長官は、裁決又は決定を行なった後において次の各号の一に該当すると認める場合には、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、長官は、すみやかにその旨を当事者に通知しなければならない。 一 四 (略) 2・3 (略) (委任規定) 第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に関し必要な事項は、長官が定める。 (長官の付議する審議会等) 第八十七条の二 (略) (防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令の取消し等) 第八十八条 法第七十条第一項各号の規定による招集命令を受けた予備自衛官は、次の各号のいずれかに掲げる事由により招集に応ずることができない場合には、直ちに長官の定める様式による申出書に市町村長の証明書(第一号に掲げる事由によるもの、第二号中配偶者若しくは一親等の血族の負傷若しくは疾病によるもの又は第三号に掲げる事由によるものにあつては、病名、負傷の程度、負傷又は疾病の原因、病後の経過、治癒の見込み

込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書及び市町村長の証明書）を添えて防衛大臣に申し出なければならない。

一〇四（略）

- 2 前項に規定する予備自衛官の申出は、同項に規定する申出書並びに証明書及び診断書を当該予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に直接持参し、又は書留の郵便物、その取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（次条第二項及び第九十三条において単に「信書便物」という。）のうちこれらの郵便物に準ずる取扱いをするものとして防衛大臣が定めるもの（以下この章において「書留郵便物等」という。）として送付することにより行うものとする。
- 3 防衛大臣は、前二項の規定により予備自衛官が招集に応ずることができない旨を申し出た場合において当該申出に相当の理由があると認めるときは、第一項第一号に掲げる事由により招集に応ずることができない場合にあっては招集命令を取り消し、又は必要な期間招集を猶予し、その他の場合にあっては必要な期間招集を猶予することができる。
- 4 防衛大臣は、招集に応じて出頭した予備自衛官について第一項各号に掲げる事由があると認める場合には、その者につき招集を解除することができる。

- 5 防衛大臣は、前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。

（訓練招集命令の取消し等）

その他参考となる所見を記載した医師の診断書及び市町村長の証明書）を添えて長官に申し出なければならない。

一〇四（略）

- 2 前項に規定する予備自衛官の申出は、同項に規定する申出書並びに証明書及び診断書を当該予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長に直接持参し、又は書留の郵便物、その取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書事業者が送達する同条第三項に規定する信書便物（次条第二項及び第九十三条において単に「信書便物」という。）のうちこれらの郵便物に準ずる取扱いをするものとして長官が定めるもの（以下この章において「書留郵便物等」という。）として送付することにより行うものとする。
- 3 長官は、前二項の規定により予備自衛官が招集に応ずることができない旨を申し出た場合において当該申出に相当の理由があると認めるときは、第一項第一号に掲げる事由により招集に応ずることができない場合にあっては招集命令を取り消し、又は必要な期間招集を猶予し、その他の場合にあっては必要な期間招集を猶予することができる。
- 4 長官は、招集に応じて出頭した予備自衛官について第一項各号に掲げる事由があると認める場合には、その者につき招集を解除することができる。

- 5 長官は、前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。

（訓練招集命令の取消し等）

第八十九条 法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障その他の事由により訓練招集に応ずることができない場合には、直ちに<u>防衛大臣</u>の定める様式による申出書に市町村長の証明書、医師の診断書その他訓練招集に応ずることができない事由を証明するに足りる書面（以下本条中「証明書等」という。）を添えて<u>防衛大臣</u>に申し出なければならない。	第八十九条 法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令を受けた予備自衛官は、心身の故障その他の事由により訓練招集に応ずることができない場合には、直ちに<u>長官</u>の定める様式による申出書に市町村長の証明書、医師の診断書その他訓練招集に応ずることができない事由を証明するに足りる書面（以下本条中「証明書等」という。）を添えて<u>長官</u>に申し出なければならない。
2 (略) 3 <u>防衛大臣</u>は、前二項の規定により予備自衛官が訓練招集に応ずることができない旨を申し出た場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、訓練招集命令を取り消し、又は変更するものとする。	2 (略) 3 <u>長官</u>は、前二項の規定により予備自衛官が訓練招集に応ずることができない旨を申し出た場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、訓練招集命令を取り消し、又は変更するものとする。
4 <u>防衛大臣</u>は、訓練招集にに応じて出頭した予備自衛官について心身の故障その他正当な事由があると認める場合には、その者につき訓練招集命令を変更することができる。	4 <u>長官</u>は、訓練招集にに応じて出頭した予備自衛官について心身の故障その他正当な事由があると認める場合には、その者につき訓練招集命令を変更することができる。
5 <u>防衛大臣</u>は、前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。	5 <u>長官</u>は、前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。
第九十三条 郵便物等として送付することにより招集命令書を交付する場合 には、法第七十条第一項各号に規定する招集命令書にあつては配達証明の郵便物又は信書便物のうちこれに準ずる取扱いをするものとして<u>防衛大臣</u>が定めるもの、法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書にあつては書留郵便物等とし、かつ、その表面の見やすい所に防衛招集命令、国民保護等招集命令若しくは災害招集命令又は訓練招集命令である旨を朱書するものとする。	第九十三条 郵便物等として送付することにより招集命令書を交付する場合 には、法第七十条第一項各号に規定する招集命令書にあつては配達証明の郵便物又は信書便物のうちこれに準ずる取扱いをするものとして<u>長官</u>が定めるもの、法第七十一条第一項に規定する訓練招集命令書にあつては書留郵便物等とし、かつ、その表面の見やすい所に防衛招集命令、国民保護等招集命令若しくは災害招集命令又は訓練招集命令である旨を朱書するものとする。
(長期休養及び心身障害の届出)	(長期休養及び心身障害の届出)

第九十八条 予備自衛官は、心身の故障のため一月以上の休養を要することとなり、又は心身障害の状態となつたときは、防衛大臣に届け出なければならない。この場合においては、病名、心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(所在を明らかにしておく者等)

第九十九条 (略)

2 予備自衛官は、成年者たる同居の親族（同居の親族がない場合又は同居の親族に成年者が不在の場合にあつては、成年者たる前項に規定する者）のうちから同意を得ることができた者について招集連絡人一名を定め、その同意書を添えて防衛大臣に届け出なければならない。招集連絡人を変更したときも、また同様とする。

(欠格事由に該当したことの届出)

第一百条 予備自衛官が法第三十八条第一項各号に掲げる欠格事由の一に該当するに至つたときは、当該予備自衛官又は招集連絡人は、その旨を防衛大臣に届け出なければならない。

(届出の方法)

第一百二条 法第七十四条及び前四条の規定により防衛大臣に対して行う届出は、防衛大臣の定める様式による届出書及び第九十八条から第一百条までに規定する医師の診断書その他の書類を地方協力本部長に直接持参し、又は書留郵便物等として送付することにより行うものとする。

第九十八条 予備自衛官は、心身の故障のため一月以上の休養を要することとなり、又は心身障害の状態となつたときは、長官に届け出なければならない。この場合においては、病名、心身障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

(所在を明らかにしておく者等)

第九十九条 (略)

2 予備自衛官は、成年者たる同居の親族（同居の親族がない場合又は同居の親族に成年者が不在の場合にあつては、成年者たる前項に規定する者）のうちから同意を得ることができた者について招集連絡人一名を定め、その同意書を添えて長官に届け出なければならない。招集連絡人を変更したときも、また同様とする。

(欠格事由に該当したことの届出)

第一百条 予備自衛官が法第三十八条第一項各号に掲げる欠格事由の一に該当するに至つたときは、当該予備自衛官又は招集連絡人は、その旨を長官に届け出なければならない。

(届出の方法)

第一百二条 法第七十四条及び前四条の規定により長官に対して行う届出は、長官の定める様式による届出書及び第九十八条から第一百条までに規定する医師の診断書その他の書類を地方協力本部長に直接持参し、又は書留郵便物等として送付することにより行うものとする。

(海上保安庁に対する指揮) 第百三条 法第八十条第二項の規定による<u>防衛大臣</u>の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。	(海上保安庁に対する指揮) 第百三条 法第八十条第二項の規定による<u>長官</u>の海上保安庁の全部又は一部に対する指揮は、海上保安庁長官に対して行うものとする。
(治安出動の要請手続) 第百四条 法第八十一条第一項の規定により都道府県知事が部隊等の出動を要請しようとする場合には、最寄りの駐屯地司令、地方総監、基地隊の長、基地司令又は法第二十二條第二項の規定により臨時に編成される特別の部隊の長で<u>防衛大臣</u>の指定するもの(以下本条中「駐屯地司令等」と総称する。)を経由して、これをするものとする。 25 (略)	(治安出動の要請手続) 第百四条 法第八十一条第一項の規定により都道府県知事が部隊等の出動を要請しようとする場合には、最寄りの駐屯地司令、地方総監、基地隊の長、基地司令又は法第二十二條第二項の規定により臨時に編成される特別の部隊の長で<u>長官</u>の指定するもの(以下本条中「駐屯地司令等」と総称する。)を経由して、これをするものとする。 25 (略)
(緊急対処要領の作成等) 第百四条の二 <u>防衛大臣</u>は、法第八十二条の二第三項に規定する緊急対処要領を作成するについては、次に掲げる事項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 <u>防衛大臣</u>が法第八十二条の二第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に關し必要な事項 26 (略)	(緊急対処要領の作成等) 第百四条の二 <u>長官</u>は、法第八十二条の二第三項に規定する緊急対処要領を作成するについては、次に掲げる事項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 一 <u>長官</u>が法第八十二条の二第三項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に關し必要な事項 26 (略)
(出動等の場合の都道府県知事との連絡) 第百八条 <u>防衛大臣</u>は、法第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十一条の二第一項の規定により自衛隊の全部又は一部が	(出動等の場合の都道府県知事との連絡) 第百八条 <u>長官</u>は、法第七十六条第一項、第七十八条第一項、第八十一条第二項又は第八十一条の二第一項の規定により自衛隊の全部又は一部が出動

出動した場合には、すみやかに、関係都道府県知事に対し、出動している部隊等の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 防衛大臣は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

3 第一項の規定は防衛大臣が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあつては武力攻撃事態等対策本部長及び関係都道府県知事、同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあつては緊急処理事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は防衛大臣又はその指定する者が法第八十三条第二項の規定により災害の救援のため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用

した場合には、すみやかに、関係都道府県知事に対し、出動している部隊等の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 長官は、法第七十六条第二項、第七十八条第三項、第八十一条第四項若しくは第八十一条の二第三項又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により自衛隊の全部又は一部の撤収を命ぜられた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

3 第一項の規定は長官が法第七十七条の四の規定により国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）又は緊急対処保護措置（同法第七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。以下同じ。）を実施するため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を実施するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第二項の規定による求めに係る国民の保護のための措置にあつては武力攻撃事態等対策本部長及び関係都道府県知事、同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めに係る緊急対処保護措置にあつては緊急処理事態対策本部長及び関係都道府県知事）」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は長官又はその指定する者が法第八十三条第二項の規定により災害の救援のため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する

する。この場合において、第一項及び第二項中「防衛大臣」とあるのは「防衛大臣又はその指定する者」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事又は第百五条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は防衛大臣が法第八十三条の二の規定により地震防災応急対策（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策をいう。以下この項において同じ。）の実施を支援するため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は地震防災応急対策の実施を支援するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長及び関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は防衛大臣が法第八十三条の三の規定により緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）の実施を支援するため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は緊急事態応急対策の実施を支援するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長及び関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

（防衛施設構築の措置の関係機関等に対する周知措置等）

第八十八条の二 防衛大臣は、法第七十七条の二の規定により部隊等に防衛施設を構築する措置を命じた場合には、当該措置を命じた旨及び当該措置に係る展開予定地域の範囲その他必要な事項を告示するとともに、速やかに、国又は地方公共団体の関係機関及び当該展開予定地域の住民に周知させ

。この場合において、第一項及び第二項中「長官」とあるのは「長官又はその指定する者」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事又は第百五条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は長官が法第八十三条の二の規定により地震防災応急対策（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策をいう。以下この項において同じ。）の実施を支援するため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は地震防災応急対策の実施を支援するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法第十一条第一項に規定する地震災害警戒本部長及び関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は長官が法第八十三条の三の規定により緊急事態応急対策（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策をいう。以下同じ。）の実施を支援するため部隊等の派遣を命じた場合について、第二項の規定は緊急事態応急対策の実施を支援するため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長及び関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

（防衛施設構築の措置の関係機関等に対する周知措置等）

第八十八条の二 長官は、法第七十七条の二の規定により部隊等に防衛施設を構築する措置を命じた場合には、当該措置を命じた旨及び当該措置に係る展開予定地域の範囲その他必要な事項を告示するとともに、速やかに、国又は地方公共団体の関係機関及び当該展開予定地域の住民に周知させる方

る方策を講ずるものとする。	策を講ずるものとする。
2 防衛大臣は、前項に規定する場合には、速やかに、同項に規定する展開予定地域を管轄する都道府県知事に対し、防衛施設を構築する措置を命じた部隊等の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。	2 長官は、前項に規定する場合には、速やかに、同項に規定する展開予定地域を管轄する都道府県知事に対し、防衛施設を構築する措置を命じた部隊等の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通知するものとする。
3 防衛大臣は、法第七十七条の二の規定による命令を解除した場合には、その旨を告示するとともに、前項の都道府県知事に通知するものとする。	3 長官は、法第七十七条の二の規定による命令を解除した場合には、その旨を告示するとともに、前項の都道府県知事に通知するものとする。
第百八条の三 法第九十二条の二後段の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。	第百八条の三 法第九十二条の二後段の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を長官に提出しなければならない。
2 防衛大臣は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。	2 長官は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。
3 前二項に規定するもののほか、損失補償申請書の様式その他法第九十二条の二後段の規定による損失の補償に関し必要な事項は、防衛省令で定める。	3 前二項に規定するもののほか、損失補償申請書の様式その他法第九十二条の二後段の規定による損失の補償に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
(警務官及び警務官補)	(警務官及び警務官補)
第百九条 (略)	第百九条 (略)
2 警務官及び警務官補(以下「警務官等」と総称する。)は、防衛大臣又はその指定する者が命ずる。	2 警務官及び警務官補(以下「警務官等」と総称する。)は、長官又はその指定する者が命ずる。
第百十一条 (略)	第百十一条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 現行犯人を逮捕する場合その他防衛大臣が定める場合には、前各項の規定に	4 現行犯人を逮捕する場合その他長官が定める場合には、前各項の規定に

定にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

第百十二条 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する自衛官等以外の隊員について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、搜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得なければならない。

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の四 防衛大臣は、防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一 八 (略)

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の五 防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者(次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。)は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(防衛秘密管理者)

にかかわらず、法第九十六条第一項各号に掲げる犯罪のすべてについて陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官である警務官等が司法警察職員としての職務を行うことができる。

第百十二条 警務官等が法第九十六条第一項第一号に規定する隊員以外の隊員について、同条の規定により司法警察職員としての職務を行おうとする場合において、逮捕、押収、搜索その他強制の処分であると否とを問わず、捜査上必要な取調をしようとするときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。

(他の行政機関における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の四 長官は、防衛庁以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に防衛秘密の取扱いの業務を行わせるときは、次に掲げる事項について、あらかじめ、当該行政機関の長と協議するものとする。

一 八

(契約業者における防衛秘密の取扱いの業務)

第百十三条の五 防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造又は役務の提供を業とする者(次項及び第百十三条の十一において「契約業者」という。)は、次に掲げる基準に適合していなければならない。

一 四 (略)

2 (略)

(防衛秘密管理者)

第百十三條の六 <u>防衛大臣</u>は、<u>防衛省</u>の職員のうちから、<u>防衛秘密</u>の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「<u>防衛秘密管理者</u>」という。）を指名するものとする。	第百十三條の六 <u>長官</u>は、<u>防衛庁</u>の職員のうちから、<u>防衛秘密</u>の取扱いの業務を管理する者（以下この節において「<u>防衛秘密管理者</u>」という。）を指名するものとする。
（<u>防衛秘密</u>の指定に伴う措置） 第百十三條の七 <u>防衛大臣</u>は、法第九十六條の二第一項に規定する事項を<u>防衛秘密</u>として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、<u>防衛秘密</u>として指定した事項を当該事項に係る<u>防衛秘密管理者</u>に通報するものとする。	（<u>防衛秘密</u>の指定に伴う措置） 第百十三條の七 <u>長官</u>は、法第九十六條の二第一項に規定する事項を<u>防衛秘密</u>として指定したときは、指定に関する記録を作成するとともに、<u>防衛秘密</u>として指定した事項を当該事項に係る<u>防衛秘密管理者</u>に通報するものとする。
（<u>防衛秘密</u>の周知） 第百十三條の九 <u>防衛秘密管理者</u>は、法第九十六條の二第一項に規定する事項が<u>防衛秘密</u>として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する<u>防衛省</u>の職員にその旨を周知させなければならない。	（<u>防衛秘密</u>の周知） 第百十三條の九 <u>防衛秘密管理者</u>は、法第九十六條の二第一項に規定する事項が<u>防衛秘密</u>として指定されたときは、当該事項の取扱いの業務に従事する<u>防衛庁</u>の職員にその旨を周知させなければならない。
（職員の範囲の指定） 第百十三條の十 <u>防衛秘密</u>の取扱いの業務に従事する<u>防衛省</u>の職員の範囲は、<u>防衛秘密管理者</u>が定める。	（職員の範囲の指定） 第百十三條の十 <u>防衛秘密</u>の取扱いの業務に従事する<u>防衛庁</u>の職員の範囲は、<u>防衛秘密管理者</u>が定める。
（他の行政機関等における<u>防衛秘密</u>の取扱いの業務に伴う措置） 第百十三條の十一 <u>防衛大臣</u>は、<u>防衛省</u>以外の国の行政機関の職員のうち<u>防衛</u>に関連する職務に従事する者又は契約業者に<u>防衛秘密</u>の取扱いの業務を行わせるときは、<u>防衛秘密管理者</u>に<u>防衛秘密</u>に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は<u>防衛秘密</u>を伝達させるものとする。	（他の行政機関等における<u>防衛秘密</u>の取扱いの業務に伴う措置） 第百十三條の十一 <u>長官</u>は、<u>防衛庁</u>以外の国の行政機関の職員のうち<u>防衛</u>に関連する職務に従事する者又は契約業者に<u>防衛秘密</u>の取扱いの業務を行わせるときは、<u>防衛秘密管理者</u>に<u>防衛秘密</u>に係る文書、図画若しくは物件を交付させ、又は<u>防衛秘密</u>を伝達させるものとする。

2
（略）

2
（略）

(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

第百十三条の十二 防衛大臣は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛省の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、防衛大臣の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、防衛大臣が定める。

(募集期間の告示)

(防衛秘密が要件を欠くに至った場合の措置)

第百十三条の十二 長官は、防衛秘密として指定した事項が法第九十六条の二第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、速やかに、当該事項に係る防衛秘密管理者に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた防衛秘密管理者は、直ちに、当該通報に係る事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に付された第百十三条の二の規定による標記及び第百十三条の八の規定による表示を抹消する措置を講ずるとともに、当該事項の取扱いの業務に従事する防衛庁の職員及び前条第一項の規定により当該事項に係る文書、図画若しくは物件を交付し、又は当該事項を伝達した相手方に当該事項が防衛秘密でなくなった旨を周知させなければならない。

(防衛秘密の取扱いの管理のための措置)

第百十三条の十三 防衛秘密管理者は、第百十三条の八から前条までに規定するもののほか、長官の定めるところにより、防衛秘密に係る文書、図画又は物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び防衛秘密の伝達を適切に管理するための措置を講じなければならない。

(委任規定)

第百十三条の十四 この節に規定するもののほか、防衛秘密の保護上必要な措置に関する細目は、長官が定める。

(募集期間の告示)

第百十四条 二等陸士として採用する陸上自衛官（以下第百七条において「二等陸士」という。）の募集期間は、<u>防衛大臣</u>の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。	第百十四条 二等陸士として採用する陸上自衛官（以下第百七条において「二等陸士」という。）の募集期間は、<u>内閣総理大臣</u>の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。
（応募資格の調査及び受験票の交付） 第百十五条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が<u>防衛省令</u>で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。	（応募資格の調査及び受験票の交付） 第百十五条 市町村長は、前条の募集期間内にその管轄する市町村の区域内に現住所を有する者から志願票の提出があつたときは、その志願者が<u>内閣府令</u>で定める応募年齢に該当し、かつ、法第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しないかどうかを調査し、応募資格を有すると認めた者の志願票を受理するものとする。
2 （略） （報告又は資料の提出） 第百二十条 <u>防衛大臣</u>は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。	2 （略） （報告又は資料の提出） 第百二十条 <u>内閣総理大臣</u>は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
（学資金の貸与の対象となる学術） 第百二十条の二 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学術は、医学、歯学、理学及び工学とする。ただし、理学にあつては数学、物理学、化学その他<u>防衛大臣</u>の指定するものとし、工学にあつては機械工学、電気工学、船舶工学、航空工学その他<u>防衛大臣</u>の指定するものとする。	（学資金の貸与の対象となる学術） 第百二十条の二 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学術は、医学、歯学、理学及び工学とする。ただし、理学にあつては数学、物理学、化学その他<u>長官</u>の指定するものとし、工学にあつては機械工学、電気工学、船舶工学、航空工学その他<u>長官</u>の指定するものとする。
（志願及び選考） 第百二十条の三 法第九十八条第一項の規定により学資金を貸与される学生	（志願及び選考） 第百二十条の三 法第九十八条第一項の規定により学資金を貸与される学生

(以下「貸費学生」という。)となろうとする者は、学資金貸与願書を防衛大臣に提出して学資金の貸与を願ひ出なければならない。

2・3 (略)

4 防衛大臣は、前三項の規定により学資金の貸与を願ひ出た者のうちから提出書類の審査、口頭試問、筆答試問及び身体検査により、貸費学生を選考するものとする。

(貸与期間)

第二百二十条の六 学資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、貸費学生となつた日の属する月から当該貸費学生が大学の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、病氣その他やむを得ない理由によつて正規の修業年限を満了した日までに正規の課程を終了することができなかった貸費学生については、防衛大臣は、貸与期間をその正規の課程を終了する日の属する月までとすることができる。

(学資金の貸与)

第二百二十条の七 (略)

2 貸費学生は、学資金の貸与を受けたときは、そのつど借用証書を防衛大臣に提出しなければならない。

(貸与の保留等)

第二百二十条の八 貸費学生が正当の理由がなくて第二百二十条の十二に規定する学業成績表を提出せず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、防衛大臣は、当該学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるべき日の属する月の翌月分からそれぞれ当該貸費学生が学業成績表を提出し、又

(以下「貸費学生」という。)となろうとする者は、学資金貸与願書を長官に提出して学資金の貸与を願ひ出なければならない。

2・3 (略)

4 長官は、前三項の規定により学資金の貸与を願ひ出た者のうちから提出書類の審査、口頭試問、筆答試問及び身体検査により、貸費学生を選考するものとする。

(貸与期間)

第二百二十条の六 学資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、貸費学生となつた日の属する月から当該貸費学生が大学の正規の修業年限を満了する日の属する月までとする。ただし、病氣その他やむを得ない理由によつて正規の修業年限を満了した日までに正規の課程を終了することができなかった貸費学生については、長官は、貸与期間をその正規の課程を終了する日の属する月までとすることができる。

(学資金の貸与)

第二百二十条の七 (略)

2 貸費学生は、学資金の貸与を受けたときは、そのつど借用証書を長官に提出しなければならない。

(貸与の保留等)

第二百二十条の八 貸費学生が正当の理由がなくて第二百二十条の十二に規定する学業成績表を提出せず、又は同条に規定する健康診断を受けない場合には、長官は、当該学業成績表を提出し、又は健康診断を受けるべき日の属する月の翌月分からそれぞれ当該貸費学生が学業成績表を提出し、又は健

は健康診断を受けるに至った日の属する月分までは、学資金の貸与を保留することができる。	2 防衛大臣は、貸費学生が休学し、又は停学にされたときは、休学し又は停学にされた日の属する月の翌月分からそれぞれ復学し、又は停学期間が満了した日の属する月の前月分までは学資金の貸与を行わないものとする。	（貸与の廃止） 第二百十條の九 防衛大臣は、貸費学生が次の各号の一に該当する場合には、それぞれその該当するに至った日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。 一 五 （略）	（学資金の返還）	第二百十條の十 （略）	2・3 （略）	4 貸費学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を防衛大臣に提出し、その指示を受けなければならない。	5 防衛大臣は、貸費学生であつた者が前項の期間内に学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。	6 （略）
康診断を受けるに至った日の属する月分までは、学資金の貸与を保留することができる。	2 長官は、貸費学生が休学し、又は停学にされたときは、休学し又は停学にされた日の属する月の翌月分からそれぞれ復学し、又は停学期間が満了した日の属する月の前月分までは学資金の貸与を行わないものとする。	（貸与の廃止） 第二百十條の九 長官は、貸費学生が次の各号の一に該当する場合には、それぞれその該当するに至った日の属する月分から学資金の貸与を廃止するものとする。 一 五 （略）	（学資金の返還）	第二百十條の十 （略）	2・3 （略）	4 貸費学生であつた者は、学資金を返還すべきこととなつた日から二週間以内に学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を記載した学資金返還明細書を長官に提出し、その指示を受けなければならない。	5 長官は、貸費学生であつた者が前項の期間内に学資金返還明細書を提出しないときは、学資金の返還についてその返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。	6 （略）

(返還免除) 第二百十條の十一 防衛大臣は、貸費学生であつた者の大学の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつた期間（以下本条中「在職期間」という。）が四年をこえる場合において次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。 一・二 (略) 2 防衛大臣は、貸費学生であつた者で大学の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつたものが法第九十八条第四項第二号に該当する場合には、学資金の全額につき返還を免除することができる。 3 防衛大臣は、貸費学生又は貸費学生であつた者が次の各号の一に該当する理由により学資金の返還ができなくなつた場合においてまだ返還していない金額があるときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。 一 (略) 二 心身障害の状態となつた場合 防衛大臣の定める心身障害の程度区分に応じて、まだ返還していない金額の全額又は四分の三に相当する額 4 (略) (学業成績表の提出等) 第二百十條の十二 貸費学生は、毎年、防衛大臣の定めるところにより、学業成績表を防衛大臣に提出し、及び健康診断を受けなければならない。 (貸費学生に関する届出等) 第二百十條の十三 貸費学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに	(返還免除) 第二百十條の十一 長官は、貸費学生であつた者の大学の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつた期間（以下本条中「在職期間」という。）が四年をこえる場合において次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。 一・二 (略) 2 長官は、貸費学生であつた者で大学の正規の課程を終了した後引き続いて隊員であつたものが法第九十八条第四項第二号に該当する場合には、学資金の全額につき返還を免除することができる。 3 長官は、貸費学生又は貸費学生であつた者が次の各号の一に該当する理由により学資金の返還ができなくなつた場合においてまだ返還していない金額があるときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資金の返還を免除することができる。 一 (略) 二 心身障害の状態となつた場合 長官の定める心身障害の程度区分に応じて、まだ返還していない金額の全額又は四分の三に相当する額 4 (略) (学業成績表の提出等) 第二百十條の十二 貸費学生は、毎年、長官の定めるところにより、学業成績表を長官に提出し、及び健康診断を受けなければならない。 (貸費学生に関する届出等) 第二百十條の十三 貸費学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに
--	--

その旨を<u>防衛大臣</u>に届け出なければならない。ただし、当該貸費学生が心身の故障その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、父母等である保証人が当該貸費学生に代つて届け出なければならない。 一〇四 (略)	その旨を<u>長官</u>に届け出なければならない。ただし、当該貸費学生が心身の故障その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、父母等である保証人が当該貸費学生に代つて届け出なければならない。 一〇四 (略)
2 貸費学生又は貸費学生であつた者が保証人を変更しようとする場合には、<u>防衛大臣</u>の承認を受けなければならない。 3 貸費学生が死亡したときは、父母等である保証人は、届出書に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて、直ちに<u>防衛大臣</u>にその旨を届け出なければならない。	2 貸費学生又は貸費学生であつた者が保証人を変更しようとする場合には、<u>長官</u>の承認を受けなければならない。 3 貸費学生が死亡したときは、父母等である保証人は、届出書に死亡の事実を証明する戸籍抄本を添えて、直ちに<u>長官</u>にその旨を届け出なければならない。
4 (略) (委任規定) 第二百二十条の十四 前十二条に定めるもののほか、貸費学生の志願及び選考の手續、学資金貸与願書等の様式その他学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	4 (略) (委任規定) 第二百二十条の十四 前十二条に定めるもののほか、貸費学生の志願及び選考の手續、学資金貸与願書等の様式その他学資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(償還金の金額) 第二百二十条の十五 法第九十九条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一・二 (略)	(償還金の金額) 第二百二十条の十五 法第九十八条の二第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 一・二 (略)
2 (略) 3 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により	2 (略) 3 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により

交流派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(償還金の償還)

第二百二十条の十六 法第九十九条の規定による償還をしなければならない者（以下「償還義務者」という。）は、次条の規定により償還すべき金額の全部の償還を免除される場合を除き、離職の日（離職の日が卒業日の属する年の九月一日前であるときは、卒業日の属する年の九月一日。次項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して一月以内に前条第一項に定める金額（次条の規定により償還すべき金額の一部の償還を免除される場合は、償還すべき金額から当該免除される額を控除した金額）を償還しなければならない。

2 防衛大臣は、償還義務者に病気その他前項に規定する期限内に償還できないやむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、離職の日の属する月の翌月の初日から起算して二年の範囲内の半年賦の均等償還とすることができる。この場合において、償還義務者は、保証人二人を立て、償還すべき日、金額その他必要な事項を記載した償還金償還計画書を離職の日から二週間以内に防衛大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(償還免除)

第二百二十条の十七 防衛大臣は、償還義務者が心身障害により前条の規定による償還ができないときは、防衛大臣の定める心身障害の程度区分に応じて、当該心身障害の状態となつた日以後に償還しなければならない期日の到来する償還すべき金額の全額又は四分の三に相当する額の償還を免除す

交流派遣された隊員に関する前項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(償還金の償還)

第二百二十条の十六 法第九十八条の二の規定による償還をしなければならない者（以下「償還義務者」という。）は、次条の規定により償還すべき金額の全部の償還を免除される場合を除き、離職の日（離職の日が卒業日の属する年の九月一日前であるときは、卒業日の属する年の九月一日。次項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して一月以内に前条第一項に定める金額（次条の規定により償還すべき金額の一部の償還を免除される場合は、償還すべき金額から当該免除される額を控除した金額）を償還しなければならない。

2 長官は、償還義務者に病気その他前項に規定する期限内に償還できないやむを得ない事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、離職の日の属する月の翌月の初日から起算して二年の範囲内の半年賦の均等償還とすることができる。この場合において、償還義務者は、保証人二人を立て、償還すべき日、金額その他必要な事項を記載した償還金償還計画書を離職の日から二週間以内に長官に提出しなければならない。

3 (略)

(償還免除)

第二百二十条の十七 長官は、償還義務者が心身障害により前条の規定による償還ができないときは、長官の定める心身障害の程度区分に応じて、当該心身障害の状態となつた日以後に償還しなければならない期日の到来する償還すべき金額の全額又は四分の三に相当する額の償還を免除することが

ることができる。

(委任規定)

第二百二十条の十八 前三条に定めるもののほか、償還金償還計画書の様式その他償還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(土木工事等の受託)

第二百二十二条 防衛大臣は、法第百条第一項の規定による土木工事、通信工事又は前条第二項に規定する事業（以下「土木工事等」と総称する。）の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。

2 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長若しくはその委任を受けた者又は地方公共団体若しくは前条第一項各号に掲げるものの長その他これに準ずる地位にある者は、防衛大臣又は前項の規定により防衛大臣が指定する者に法第百条第一項の規定による土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。

(土木工事等の委託の申出)

第二百二十三条 前条第二項の規定により防衛大臣又はその委任を受けた者に土木工事等の施行の委託、及びその実施を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を防衛大臣又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一〇五 (略)

(委任規定)

第二百二十六条 前五条に定めるもののほか、土木工事等の受託に関し必要な

できる。

(委任規定)

第二百二十条の十八 前三条に定めるもののほか、償還金償還計画書の様式その他償還に関し必要な事項は、長官が定める。

(土木工事等の受託)

第二百二十二条 長官は、法第百条第一項の規定による土木工事、通信工事又は前条第二項に規定する事業（以下「土木工事等」と総称する。）の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。

2 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長若しくはその委任を受けた者又は地方公共団体若しくは前条第一項各号に掲げるものの長その他これに準ずる地位にある者は、長官又は前項の規定により長官が指定する者に法第百条第一項の規定による土木工事等の施行の委託及びその実施を申し出ることができる。

(土木工事等の委託の申出)

第二百二十三条 前条第二項の規定により長官又はその委任を受けた者に土木工事等の施行の委託、及びその実施を申し出ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を長官又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一〇五 (略)

(委任規定)

第二百二十六条 前五条に定めるもののほか、土木工事等の受託に関し必要な

事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	(教育訓練の受託及びその実施の委任) 第二百二十六条の三 <u>防衛大臣</u>は、法第百条の二の規定による教育訓練の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。ただし、外国人の教育訓練の受託については、この限りでない。 (教育訓練の委託の手続) 第二百二十六条の四 法第百条の二の規定による教育訓練の委託及びその実施を申し出ようとする者は、<u>防衛大臣</u>(前条の規定により教育訓練の受託につき委任がなされているときは、当該受任者)に教育訓練の目的、内容その他必要な事項を記載した書類を提出しなければならない。 2 (略) (授業料) 第二百二十六条の五 法第百条の二第二項の授業料の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。 一・二 (略) 三 防衛医科大学校において教育訓練を受ける者、統合幕僚学校及び自衛隊の学校において教育訓練を受ける外国人並びに第二百二十六条の二各号に掲げる技術者として教育訓練を受ける者 <u>防衛大臣</u>が財務大臣と協議して定める額 2 (略) 3 委託者が外国政府である場合において、<u>防衛大臣</u>が特に必要があると認めるときは、授業料を徴収しないことができる。
事項は、<u>長官</u>が定める。	(教育訓練の受託及びその実施の委任) 第二百二十六条の三 <u>長官</u>は、法第百条の二の規定による教育訓練の受託及びその実施をその指定する者に委任することができる。ただし、外国人の教育訓練の受託については、この限りでない。 (教育訓練の委託の手続) 第二百二十六条の四 法第百条の二の規定による教育訓練の委託及びその実施を申し出ようとする者は、<u>長官</u>(前条の規定により教育訓練の受託につき委任がなされているときは、当該受任者)に教育訓練の目的、内容その他必要な事項を記載した書類を提出しなければならない。 2 (略) (授業料) 第二百二十六条の五 法第百条の二第二項の授業料の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。 一・二 (略) 三 防衛医科大学校において教育訓練を受ける者、統合幕僚学校及び自衛隊の学校において教育訓練を受ける外国人並びに第二百二十六条の二各号に掲げる技術者として教育訓練を受ける者 <u>長官</u>が財務大臣と協議して定める額 2 (略) 3 委託者が外国政府である場合において、<u>長官</u>が特に必要があると認めるときは、授業料を徴収しないことができる。

(食事) 第二百二十六条の六 教育訓練のため必要があるときは、教育訓練を受ける者に対し、<u>防衛省の職員の給与等に関する法律</u>第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。 2 <u>防衛省設置法</u>（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人並びに陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人に対しては、その委託者が外国政府である場合において、<u>防衛大臣</u>が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の食事を無料で支給することができる。	(食事) 第二百二十六条の六 教育訓練のため必要があるときは、教育訓練を受ける者に対し、<u>防衛庁の職員の給与等に関する法律</u>第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。 2 <u>防衛庁設置法</u>（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第四項の教育訓練を受ける外国人並びに陸上自衛隊幹部候補生学校、海上自衛隊幹部候補生学校及び航空自衛隊幹部候補生学校において教育訓練を受ける外国人に対しては、その委託者が外国政府である場合において、<u>長官</u>が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の食事を無料で支給することができる。
(居住) 第二百二十六条の七 (略) 2 (略) 3 前条第二項の外国人については、その委託者が外国政府である場合において、<u>防衛大臣</u>が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の宿舍費を徴収しないことができる。	(居住) 第二百二十六条の七 (略) 2 (略) 3 前条第二項の外国人については、その委託者が外国政府である場合において、<u>長官</u>が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の宿舍費を徴収しないことができる。
(防衛大学校において教育訓練を受ける外国人の服制等) 第二百二十六条の九 <u>防衛省設置法</u>第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人は、防衛大学校の学生の制服と同一の制式の被服を着用するものとする。 2 (略) 3 委託者が外国政府である場合において、<u>防衛大臣</u>が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の被服を、<u>防衛大臣</u>の定め	(防衛大学校において教育訓練を受ける外国人の服制等) 第二百二十六条の九 <u>防衛庁設置法</u>第十七条第四項の教育訓練を受ける外国人は、防衛大学校の学生の制服と同一の制式の被服を着用するものとする。 2 (略) 3 委託者が外国政府である場合において、<u>長官</u>が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の被服を、<u>長官</u>の定めるところ

るところにより、無料で当該外国人に支給し、又は貸与することができる。	により、無料で当該外国人に支給し、又は貸与することができる。
4 (略)	4 (略)
(給付金の月額) 第二百二十六条の九の三 法第百条の二第三項の給付金の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 防衛省設置法第十五条第二項の教育訓練を受ける外国人並びに防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊幹部学校、陸上自衛隊富士学校、海上自衛隊幹部学校及び航空自衛隊幹部学校において教育訓練を受ける外国人 月額十七万二千元 二 (略) 三 防衛省設置法第十五条第三項の教育訓練を受ける外国人 月額十万千二百円	(給付金の月額) 第二百二十六条の九の三 法第百条の二第三項の給付金の額は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。 一 防衛庁設置法第十七条第三項の教育訓練を受ける外国人並びに防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸上自衛隊幹部学校、陸上自衛隊富士学校、海上自衛隊幹部学校及び航空自衛隊幹部学校において教育訓練を受ける外国人 月額十七万二千元 二 (略) 三 防衛庁設置法第十七条第四項の教育訓練を受ける外国人 月額十万千二百円
(委任規定) 第二百二十六条の十一 第二百二十六条の二から前条までに定めるもののほか、教育訓練の受託に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	(委任規定) 第二百二十六条の十一 第二百二十六条の二から前条までに定めるもののほか、教育訓練の受託に関し必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(公用令書の事後交付の手続) 第三百三十三条 都道府県知事又は<u>防衛大臣</u>若しくは第二百二十七条に規定する者(次項、第三百三十五条及び第三百三十六条において「都道府県知事等」という。)は、前条第一号に該当して法第百三条第七項ただし書の規定により処分を行った場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。	(公用令書の事後交付の手続) 第三百三十三条 都道府県知事又は<u>長官</u>若しくは第二百二十七条に規定する者(次項、第三百三十五条及び第三百三十六条において「都道府県知事等」という。)は、前条第一号に該当して法第百三条第七項ただし書の規定により処分を行った場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

2 (略)		2 (略)
(公用令書等の様式) 第百三十六条 (略)		(公用令書等の様式) 第百三十六条 (略)
2 (略)		2 (略)
3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、 <u>防衛省令</u> で定める。		3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、 <u>内閣府令</u> で定める。
(物資の収用等による損失の補償の申請手続) 第百三十七条 法第百三条第十項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、同項に規定する処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合にあつては当該処分を行つた都道府県知事に、当該処分が同条第一項ただし書の規定による場合にあつては <u>防衛大臣</u> に提出しなければならない。		(物資の収用等による損失の補償の申請手続) 第百三十七条 法第百三条第十項の規定による損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を、同項に規定する処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合にあつては当該処分を行つた都道府県知事に、当該処分が同条第一項ただし書の規定による場合にあつては <u>長官</u> に提出しなければならない。
2 都道府県知事又は <u>防衛大臣</u> は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。		2 都道府県知事又は <u>長官</u> は、前項の損失補償申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該申請をした者に通知しなければならない。
(実費弁償の基準) 第百三十八条 法第百三条第十一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。		(実費弁償の基準) 第百三十八条 法第百三条第十一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
一 (略)		一 (略)
二 前号の手当の支給額は、一般職の国家公務員である医師等の給与の例に準じて <u>防衛大臣</u> が定める額とする。		二 前号の手当の支給額は、一般職の国家公務員である医師等の給与の例に準じて <u>長官</u> が定める額とする。
三 (略)		三 (略)

四 前号の旅費の支給額は、一般職の国家公務員に支給される旅費の例に準じて防衛大臣が定める額とする。

五 (略)

(委任規定)

第四百十二条 第二百七条から前条までに定めるもののほか、法第百三条の規定の実施に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(準用)

第四百十四条 第二百二十八条、第三百一条から第三百三十三条まで、第三百三十五条から第三百三十七条まで及び第四百十二条の規定は、法第百三条の二第一項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等に移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	(略)	読み替えられる字句
第三百三十三条第一項	(略)	都道府県知事又は <u>防衛大臣</u> 若しくは第三百二十七条に規定する者(次項、第三百三十五条及び第三百三十六条において「都道府県
	(略)	都道府県知事

四 前号の旅費の支給額は、一般職の国家公務員に支給される旅費の例に準じて長官が定める額とする。

五 (略)

(委任規定)

第四百十二条 第二百七条から前条までに定めるもののほか、法第百三条の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(準用)

第四百十四条 第二百二十八条、第三百一条から第三百三十三条まで、第三百三十五条から第三百三十七条まで及び第四百十二条の規定は、法第百三条の二第一項又は第二項の規定により土地を使用し、又は立木等に移転し、若しくは処分する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	(略)	読み替えられる字句
第三百三十三条第一項	(略)	都道府県知事又は <u>長官</u> 若しくは第三百二十七条に規定する者(次項、第三百三十五条及び第三百三十六条において「都道府県知事
	(略)	都道府県知事

第二百三十七條第一項 第二百三十七條第二項	都道府県知事又は防衛大臣	処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合にあっては当該処分を行った都道府県知事に、当該処分が同条第一項ただし書の規定による場合にあっては防衛大臣	(略)	(略)	知事等」という。
			(略)	(略)	(略)

(火薬類取締法の適用の特例)
 第四百四十五条 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱
 いについての火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定（法
 第六百六条第一項において適用を除外されているものを除く。）の適用につ

第二百三十七條第一項 第二百三十七條第二項	都道府県知事又は長官	処分が同条第一項本文又は第二項から第四項までの規定による場合にあっては当該処分を行った都道府県知事に、当該処分が同条第一項ただし書の規定による場合にあっては長官	(略)	(略)	等」という。
			(略)	(略)	(略)

(火薬類取締法の適用の特例)
 第四百四十五条 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱
 についての火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定（法第
 百六条第一項において適用を除外されているものを除く。）の適用につい

いては、次の表の上欄に掲げる火薬類取締法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、火薬類取締法第五十条第一項に係る部分は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶については、適用がないものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十条第一項	「国土交通省令」 「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」	「防衛省令」 「防衛大臣」

2
(略)

（航空法第六章の規定の適用の特例）

第四百四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（法第七十七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句

ては、次の表の上欄に掲げる火薬類取締法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、火薬類取締法第五十条第一項に係る部分は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶については、適用がないものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十条第一項	「国土交通省令」 「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」	「内閣府令」 「防衛庁長官」

2
(略)

（航空法第六章の規定の適用の特例）

第四百四十九条 自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊航空機」という。）及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（法第七十七条第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる航空法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句

第六十三條	国土交通省令で定める量	第六十四條	国土交通省令	第七十六條第一項	(略)	第七十九條ただし
防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の航空機については、これらの者が協議して定める量	自衛隊法第七十八條第一項、第八十一條第二項、第八十二條若しくは第八十四條の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令	(略)	ただし、機長の報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。	(略)	(略)	国土交通大臣の許可を受
防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の航空機については、これらの者が協議して定める量	自衛隊法第七十八條第一項、第八十一條第二項、第八十二條若しくは第八十四條の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令	(略)	ただし、機長の報告に代えて、防衛大臣がその旨の通報を行うことを妨げない。	(略)	(略)	離陸し、又は着陸しようと

第六十三條	国土交通省令で定める量	第六十四條	国土交通省令	第七十六條第一項	(略)	第七十九條但書
国土交通省令で定める量	自衛隊法第七十八條第一項、第八十一條第二項、第八十二條若しくは第八十四條の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛庁長官が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令	(略)	ただし、機長の報告に代えて、防衛庁長官がその旨の通報を行うことを妨げない。	(略)	(略)	国土交通大臣の許可を受
防衛庁長官が国土交通大臣と協議して定める自衛隊の航空機については、これらの者が協議して定める量	自衛隊法第七十八條第一項、第八十一條第二項、第八十二條若しくは第八十四條の規定による自衛隊の行動又は訓練のためやむを得ない必要があると認めて防衛庁長官が国土交通大臣と協議して定める場合のほか、国土交通省令	(略)	ただし、機長の報告に代えて、防衛庁長官がその旨の通報を行うことを妨げない。	(略)	(略)	離陸し、又は着陸しようと

し書	けた場合は、	する場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないと防衛大臣が認めたときは、
第八十四条第二項	国土交通省令で定める	防衛大臣が定める
第八十八条	国土交通省令で定める	防衛大臣が国土交通大臣と協議して定める

(防衛出動時における航空法の適用除外)

第百五十条 法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条及び第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為（当該上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については同項の規定は、それぞれ適用しない。

2 防衛大臣は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土

けた場合は、	する場所が地上若しくは水上の人若しくは物件又は他の航空機に危険を及ぼすおそれがないと防衛庁長官が認めたときは、
第八十四条第二項	国土交通省令で定める
第八十八条	国土交通省令で定める
	防衛庁長官が国土交通大臣と協議して定める

(防衛出動時における航空法の適用除外)

第百五十条 法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合においては、長官が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条及び第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊の行う同法第九十九条の二第一項に規定する行為（当該上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については同項の規定は、それぞれ適用しない。

2 長官は、法第七十六条第一項の規定により防衛出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通

交通大臣に通報しなければならない。法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

（治安出動時における航空法の適用除外）

第二百五十一条 法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合においては、防衛大臣が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については、航空法第七十九条から第八十一条までの規定は、適用しない。

2 防衛大臣は、法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十八条第三項若しくは第八十一条第四項の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定による告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

（弾道ミサイル等に対する破壊措置時における航空法の適用除外）

第二百五十一条の二 法第八十二条の二第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命ぜられた場合においては、当該措置として自衛隊の行う航空法第九十九条の二第一項に規定する行為（防衛大臣があらかじめ告示した区域及びその上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については、同項の規定は適用しない。

大臣に通報しなければならない。法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定により告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

（治安出動時における航空法の適用除外）

第二百五十一条 法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合においては、長官が告示した区域及びその上空の空域において行動する自衛隊航空機については、航空法第七十九条から第八十一条までの規定は、適用しない。

2 長官は、法第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により治安出動を命ぜられた場合には、その旨及び前項の規定により告示しようとする区域を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。法第七十八条第三項若しくは第八十一条第四項の規定により部隊等が撤収を命ぜられた場合又は前項の規定による告示した区域を変更しようとする場合においても、また同様とする。

（弾道ミサイル等に対する破壊措置時における航空法の適用除外）

第二百五十一条の二 法第八十二条の二第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命ぜられた場合においては、当該措置として自衛隊の行う航空法第九十九条の二第一項に規定する行為（長官があらかじめ告示した区域及びその上空の空域以外の空域にある同項の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）については、同項の規定は適用しない。

2 防衛大臣は、法第八十二条の二第一項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命じた場合又は同条第三項に規定する緊急の場合に該当することとなった場合には、その旨を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。同条第二項の規定により命令を解除した場合も、同様とする。	2 長官は、法第八十二条の二第一項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置を命じた場合又は同条第三項に規定する緊急の場合に該当することとなった場合には、その旨を直ちに国土交通大臣に通報しなければならない。同条第二項の規定により命令を解除した場合も、同様とする。
(損失補償申請書) 第百五十二条 法第百五条第四項の規定により防衛大臣に提出すべき損失補償申請書は、正副各一通とする。	(損失補償申請書) 第百五十二条 法第百五条第四項の規定により内閣総理大臣に提出すべき損失補償申請書は、正副各一通とする。
2 (略) 3 法第百五条第五項の規定により都道府県知事が損失補償申請書及びその意見を記載した書面を防衛大臣に送付する場合には、防衛施設庁長官を経由しなければならない。	2 (略) 3 法第百五条第五項の規定により都道府県知事が損失補償申請書及びその意見を記載した書面を内閣総理大臣に送付する場合には、防衛施設庁長官を経由しなければならない。
(異議の申出) 第百五十三条 法第百五条第七項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議の申出書を防衛施設庁長官を経由して防衛大臣に提出しなければならない。	(異議の申出) 第百五十三条 法第百五条第七項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議の申出書を防衛施設庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
(損失の補償の申請手続の細目等) 第百五十四条 前二条に規定するもののほか、法第百五条第二項の規定による損失の補償の申請及び同条第七項の規定による異議の申出の手続の細目並びに損失補償申請書及び異議の申出書の様式は、防衛省令で定める。	(損失の補償の申請手続の細目等) 第百五十四条 前二条に規定するもののほか、法第百五条第二項の規定による損失の補償の申請及び同条第七項の規定による異議の申出の手続の細目並びに損失補償申請書及び異議の申出書の様式は、内閣府令で定める。
(道路運送車両法の適用除外) 第百五十七条 法第百十四条第一項に規定する自衛隊で使用する自動車のう	(道路運送車両法の適用除外) 第百五十七条 法第百十四条第一項に規定する自衛隊で使用する自動車のう

ち、政令で定めるものは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用 する自動車で、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 前項に掲げるもののほか、<u>防衛大臣</u>の申出により国土交通大臣が指定 した自動車	ち、政令で定めるものは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用 する自動車で、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 前項に掲げるもののほか、<u>長官</u>の申出により国土交通大臣が指定した 自動車
--	--

○予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第三条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分。項番号は便宜付したもの。）

改 正 案	現 行
第四条の二 <u>防衛大臣</u>は、当分の間、自衛隊の装備品その他その装備に必要な物品の製造をなさしめ又は買入をする場合において、その需要数量が多いときは、当該製造又は買入について行う法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）又は指名競争は、その需要数量の範囲内で供給者の供給を希望する数量及びその単価を入札せしめ、予定価格をこえない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもつて落札者とする方法によることができる。 ②（略）	第四条の二 <u>内閣総理大臣</u>は、当分の間、自衛隊の装備品その他その装備に必要な物品の製造をなさしめ又は買入をする場合において、その需要数量が多いときは、当該製造又は買入について行う法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）又は指名競争は、その需要数量の範囲内で供給者の供給を希望する数量及びその単価を入札せしめ、予定価格をこえない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもつて落札者とする方法によることができる。 ②（略）

○特別調達資金設置令施行令（昭和二十六年政令第二百七十一号）（第三条第二号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（資金受払決定計算書） 第五条 防衛施設庁長官は、財務大臣の定めるところにより、毎会計年度、資金の受入及び支払の決定計算書（以下「資金受払決定計算書」という。）を作製し、防衛大臣を経由して、財務大臣及び会計検査院に送付しなければならない。 2・3 （略） （実施規定） 第十一条 この政令に規定するものの外、資金に属する現金の出納に関する手続その他資金の運営に関する細目は、防衛大臣が、財務大臣に協議して定める。	（資金受払決定計算書） 第五条 防衛施設庁長官は、財務大臣の定めるところにより、毎会計年度、資金の受入及び支払の決定計算書（以下「資金受払決定計算書」という。）を作製し、内閣総理大臣を経由して、財務大臣及び会計検査院に送付しなければならない。 2・3 （略） （実施規定） 第十一条 この政令に規定するものの外、資金に属する現金の出納に関する手続その他資金の運営に関する細目は、内閣総理大臣が、財務大臣に協議して定める。

○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令（昭和三十七年政令第六十二号）（第三条第三号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（財務大臣への協議） 第九条（略） 2 防衛施設庁長官は、前項の規定により財務大臣に協議した場合には、すみやかに当該協議に係る事項を防衛大臣に報告しなければならない。	（財務大臣への協議） 第九条（略） 2 防衛施設庁長官は、前項の規定により財務大臣に協議した場合には、すみやかに当該協議に係る事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

改 正 案	現 行
（行政財産等を管理する者等） 第四条 法第二百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 一～六 （略） 七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域 <u>防衛大臣</u> 八・九 （略）	（行政財産等を管理する者等） 第四条 法第二百二十八条第四項の政令で定める者は、次の各号に掲げる行政財産等（同条第一項に規定する行政財産等をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 一～六 （略） 七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域 <u>内閣総理大臣</u> 八・九 （略）

○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百三十二号）（第三条第五号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （総務大臣との協議） 第三条 防衛大臣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十八項において読み替えて準用する同法附則第十四項及び第十五項の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議するものとする。	附 則 （総務大臣との協議） 第三条 内閣総理大臣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十八項において読み替えて準用する同法附則第十四項及び第十五項の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、総務大臣と協議するものとする。

改正案	現行
（納入の告知を要しない歳入） 第二十八条の二 会計法第六条に規定する政令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。 一〇五 （略） 六 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十五条第二項又は第十七条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により控除する食事代、弁償金又は払込金 七〇九 （略） （資金前渡のできる経費の指定） 第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。 一〇十一の二 （略）	（納入の告知を要しない歳入） 第二十八条の二 会計法第六条に規定する政令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。 一〇五 （略） 六 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十五条第二項又は第十七条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により控除する食事代、弁償金又は払込金 七〇九 （略） （資金前渡のできる経費の指定） 第五十一条 会計法第十七条の規定により主任の職員に現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができるのは、次に掲げる経費に限る。ただし、第四号に掲げる経費（庁中常用の雑費に限る。以下この条において同じ。）及び第七号に掲げる経費に充てる資金について主任の職員において手持ちすることができる金額は、第四号に掲げる経費に充てる資金にあつては三百万円を、第七号に掲げる経費に充てる資金にあつては同号に規定する直営又は請負の区分ごとにそれぞれ五百万円を限度とする。 一〇十一の二 （略）

十二 防衛省（大臣官房及び各局を除く。）に関する経費 十三 （略） （年度開始前に資金交付のできる経費の指定） 第五十三条 会計法第十八条第一項の規定により会計年度開始前に主任の職員に対し資金を交付することができ経費は、左に掲げるものに限る。 一五 （略） 六 防衛省（大臣官房及び各局を除く。）に関する経費	十二 防衛庁（長官官房及び各局を除く。）に関する経費 十三 （略） （年度開始前に資金交付のできる経費の指定） 第五十三条 会計法第十八条第一項の規定により会計年度開始前に主任の職員に対し資金を交付することができ経費は、左に掲げるものに限る。 一五 （略） 六 防衛庁（長官官房及び各局を除く。）に関する経費
--	--

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令（昭和二十七年政令第四百十九号）（第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（使用認定申請書又は収用認定申請書の添附書類） 第一条（略） 2 前項第一号及び第二号に規定する土地等の調書の様式は、<u>防衛省令</u>で定める。 （利得金の延納） 第二条（略） 2・3（略） 4 第二項の申請書の様式は、<u>防衛省令</u>で定める。 （法第十二条の規定による異議の申出） 第三条 法第十二条の規定による異議の申出は、左に掲げる事項を記載した異議申出書を防衛施設局長を通じ<u>防衛大臣</u>に提出しなければならない。 一～四（略） 2 前項の異議申出書の様式は、<u>防衛省令</u>で定める。 （法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え） 第四条 法第十四条の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の	（使用認定申請書又は収用認定申請書の添附書類） 第一条（略） 2 前項第一号及び第二号に規定する土地等の調書の様式は、<u>内閣府令</u>で定める。 （利得金の延納） 第二条（略） 2・3（略） 4 第二項の申請書の様式は、<u>内閣府令</u>で定める。 （法第十二条の規定による異議の申出） 第三条 法第十二条の規定による異議の申出は、左に掲げる事項を記載した異議申出書を防衛施設局長を通じ<u>内閣総理大臣</u>に提出しなければならない。 一～四（略） 2 前項の異議申出書の様式は、<u>内閣府令</u>で定める。 （法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え） 第四条 法第十四条の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の

上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十五条第四項	国土交通省令	防衛省令
(略)	(略)	(略)
第三百三十一条の二	国土交通大臣若しくは都道府県知事	防衛大臣
(略)	(略)	(略)

(あつせん又は仲裁の申請があつた場合における手続)

第五条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第十五条の二第二項又は第十五条の七第一項の規定によりあつせん又は仲裁の申請があつた場合における土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第二項、第一条の七の三及び第一条の七の五第三項の規定の適用については、同令第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第二項及び第一条の七の三中「都道府県知事」とあるのは「防衛大臣」と、同令第一条の七の五第三項第一号中「条例で」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の」と、同項第二号中「条例で定める」ところにより算出した額」とあるのは「旅費にあつては国家公務員等の旅費に関する法律の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員が受ける旅費に相当する額、手当にあつては防衛大臣が相当と認める額」とする。

上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十五条第四項	国土交通省令	内閣府令
(略)	(略)	(略)
第三百三十一条の二	国土交通大臣若しくは都道府県知事	内閣総理大臣
(略)	(略)	(略)

(あつせん又は仲裁の申請があつた場合における手続)

第五条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第十五条の二第二項又は第十五条の七第一項の規定によりあつせん又は仲裁の申請があつた場合における土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第二項、第一条の七の三及び第一条の七の五第三項の規定の適用については、同令第一条の二から第一条の四まで、第一条の七、第一条の七の二第二項及び第一条の七の三中「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣」と、同令第一条の七の五第三項第一号中「条例で」とあるのは「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の」と、同項第二号中「条例で定める」ところにより算出した額」とあるのは「旅費にあつては国家公務員等の旅費に関する法律の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員が受ける旅費に相当する額、手当にあつては内閣総理大臣が相当と認める額」とする。

(法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十五条第二項の規定による公告) 第七条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十五条第二項の規定により防衛大臣が行う公告は、法第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の申請に係る土地が所在する市町村の区域内の適当な場所において行うものとする。	(法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十五条第二項の規定による公告) 第七条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十五条第二項の規定により内閣総理大臣が行う公告は、法第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の申請に係る土地が所在する市町村の区域内の適当な場所において行うものとする。
(法第十五条第四項の規定による担保の取得) 第九条 (略)	(法第十五条第四項の規定による担保の取得) 第九条 (略)
2 (略) 3 前二項に定めるもののほか、第一項の請求書の様式、前項の承認書の様式その他法第十五条第四項の規定による担保の取得に関し必要な事項は、防衛省令で定める。	2 (略) 3 前二項に定めるもののほか、第一項の請求書の様式、前項の承認書の様式その他法第十五条第四項の規定による担保の取得に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
(法第十五条第六項の規定による担保の取戻し) 第十条 防衛施設局長は、法第十五条第六項の規定により担保を取り戻すときは、防衛省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定による損失の補償を了したことを証する書面を供託所に提出しなければならない。	(法第十五条第六項の規定による担保の取戻し) 第十条 防衛施設局長は、法第十五条第六項の規定により担保を取り戻すときは、内閣府令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定による損失の補償を了したことを証する書面を供託所に提出しなければならない。
(法第十七条第二項の規定による裁決の申請) 第十一条 法第十七条第二項の規定により、土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。	(法第十七条第二項の規定による裁決の申請) 第十一条 法第十七条第二項の規定により、土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一〇七 (略)

(法第二十三条第五項の規定による公告)

第十二条 法第二十三条第五項(法第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により防衛大臣が行う公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一・二 (略)

(法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

第十三条 法第二十七条第二項の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十五条第二項	市町村長は、前項の通知を受けたときは	防衛大臣は、法第十四条の規定により適用される前項の通知をしたときは
(略)	(略)	(略)

一〇七 (略)

(法第二十三条第五項の規定による公告)

第十二条 法第二十三条第五項(法第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により内閣総理大臣が行う公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一・二 (略)

(法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

第十三条 法第二十七条第二項の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四十五条第二項	市町村長は、前項の通知を受けたときは	内閣総理大臣は、法第十四条の規定により適用される前項の通知をしたときは
(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
（第二部の所掌事務） 第二条 第二部においては、主として内閣（内閣府を除く。）、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）、法務省、文部科学省、国土交通省又は防衛省の所管に属する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。	（第二部の所掌事務） 第二条 第二部においては、主として内閣（内閣府を除く。）、内閣府（公正取引委員会及び金融庁を除く。）、法務省、文部科学省又は国土交通省の所管に属する事項その他第三部又は第四部の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審査及び立案並びに法第三条第五号に掲げる事項のうち内閣法制局長官（以下「長官」という。）から特に命ぜられたものに関する事務をつかさどる。

○ 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令 （職員の指定する者に給与を支払うことができる場合） 第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第三条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事由がある場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。 一 防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」といい、別段の定めのある場合を除き、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）を含まないものとする。）が長期にわたり自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条若しくは第七十九条第一項の規定による出動待機命令（以下「出動待機命令」という。）を受けている場合又は同法第七十七条の二若しくは第七十七条の三の規定による措置、同法第七十七条の四の規定による国民保護等派遣若しくは同法第七十九条の二の規定による情報の収集を命ぜられている場合 二〽五（略） 六 職員が心身故障の状態にあるため、<u>防衛大臣</u>の定める基準に基づき、<u>防衛大臣</u>の定める者が直接その者に給与を支給することが適当でないことを認めた場合	防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令 （職員の指定する者に給与を支払うことができる場合） 第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項ただし書に規定する政令で定める特別の事由がある場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。 一 防衛庁の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」といい、別段の定めのある場合を除き、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）を含まないものとする。）が長期にわたり自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十七条若しくは第七十九条第一項の規定による出動待機命令（以下「出動待機命令」という。）を受けている場合又は同法第七十七条の二若しくは第七十七条の三の規定による措置、同法第七十七条の四の規定による国民保護等派遣若しくは同法第七十九条の二の規定による情報の収集を命ぜられている場合 二〽五（略） 六 職員が心身故障の状態にあるため、<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）の定める基準に基づき、<u>長官</u>の定める者が直接その者に給与を支給することが適当でないと認めた場合

(給与の留守宅渡)

第一条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、法第三条第一項ただし書の規定により職員の収入により生計を維持する者のうち職員の指定するもの(以下この条において「給与代理受領人」という。)に対して、その職員の受けるべき給与のうち職員の指定する額を支払うこと(以下「留守宅渡」という。)ができる。

2 留守宅渡を受けている給与代理受領人は、住所を変更したとき、氏名を変更したとき、その他防衛省令で定める場合に該当したときは、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

3 留守宅渡を受けている給与代理受領人が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、その者の同居の親族その他防衛省令で定める者は、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

4 第一項の給与代理受領人及び留守宅渡を行う給与の額の指定の手続並びに留守宅渡及び前二項の規定による届出の方法については、防衛省令で定める。

(疾病等に準ずる特別の場合)

第二条 法第三条第二項に規定する特別の場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一・二(略)

三 職員又はその収入によつて生計を維持する者の疾病又は災害に準ずる非常の場合で防衛大臣の定めるもの

(給与の留守宅渡)

第一条の二 長官又はその委任を受けた者は、法第三条第一項ただし書の規定により職員の収入により生計を維持する者のうち職員の指定するもの(以下この条において「給与代理受領人」という。)に対して、その職員の受けるべき給与のうち職員の指定する額を支払うこと(以下「留守宅渡」という。)ができる。

2 留守宅渡を受けている給与代理受領人は、住所を変更したとき、氏名を変更したとき、その他内閣府令で定める場合に該当したときは、長官又はその委任を受けた者に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

3 留守宅渡を受けている給与代理受領人が死亡したとき、又は所在不明となつたときは、その者の同居の親族その他内閣府令で定める者は、長官又はその委任を受けた者に対し、すみやかに、その旨を届け出なければならない。

4 第一項の給与代理受領人及び留守宅渡を行う給与の額の指定の手続並びに留守宅渡及び前二項の規定による届出の方法については、内閣府令で定める。

(疾病等に準ずる特別の場合)

第二条 法第三条第二項に規定する特別の場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

一・二(略)

三 職員又はその収入によつて生計を維持する者の疾病又は災害に準ずる非常の場合で長官の定めるもの

	(事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分) 第三条 (略) 2 (略) 3 事務官等のうち、次に掲げる者(防衛大臣の定める者を除く。)については、一般職給与法別表第一口行政職俸給表(二)を適用する。 一〇九 (略) 4 前項各号に掲げる者の職務の範囲の細目は、一般職に属する国家公務員の例により防衛大臣が定める。 5・6 (略) 7 事務官等のうち、技術研究本部又は防衛省本省(以下「本省」という。)の内部部局及び技術研究本部以外の本省の機関並びに自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。)の部隊及び機関の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者(教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。)については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。 8 (略) 9 事務官等のうち、前項に規定する医療施設、防衛大学校、防衛医科大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に勤務する者で次の各号のいずれかに掲げるものについては、一般職給与法別表第八口医療職俸給表(二)を適用する。 一・二 (略) 三 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マツサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士その他防衛大臣の定める医療技術職員	
10 (略)	(事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分) 第三条 (略) 2 (略) 3 事務官等のうち、次に掲げる者(長官の定める者を除く。)については、一般職給与法別表第一口行政職俸給表(二)を適用する。 一〇九 (略) 4 前項各号に掲げる者の職務の範囲の細目は、一般職に属する国家公務員の例により長官が定める。 5・6 (略) 7 事務官等のうち、技術研究本部又は防衛庁本庁(以下「本庁」という。)の内部部局及び技術研究本部以外の本庁の機関並びに自衛隊(自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。)の部隊及び機関の部課等で試験研究機関に相当するものとして長官の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者(教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。)については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。 8 (略) 9 事務官等のうち、前項に規定する医療施設、防衛大学校、防衛医科大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に勤務する者で次の各号のいずれかに掲げるものについては、一般職給与法別表第八口医療職俸給表(二)を適用する。 一・二 (略) 三 診療放射線技師、診療エックス線技師、あん摩マツサージ指圧師、歯科衛生士、歯科技工士その他長官の定める医療技術職員	

11 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛大学校の長、防衛施設庁長官、防衛医科大学校の長、技術研究本部長、装備本部長及び防衛省令で定める防衛参事官、書記官その他の官職を占める者については、指定職俸給表を適用する。	11 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛大学校の長、防衛施設庁長官、防衛医科大学校の長、技術研究本部長、装備本部長及び内閣府令で定める防衛参事官、書記官その他の官職を占める者については、指定職俸給表を適用する。
(一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分)	(一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分)
第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、北部方面総監、東部方面総監、中部方面総監、西部方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、航空総隊司令官、航空教育集团司令官その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。	第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、北部方面総監、東部方面総監、中部方面総監、西部方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、航空総隊司令官、航空教育集团司令官その他これらに準ずる内閣府令で定める官職とする。
2 自衛官俸給表の備考(二)の政令で定める者は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部(次項において「幕僚監部」という。)(の特に重要な事務を所掌する部の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛省令で定める官職を占める自衛官とする。	2 自衛官俸給表の備考(二)の政令で定める者は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部(次項において「幕僚監部」という。)(の特に重要な事務を所掌する部の長その他これらに準ずる官職のうち、内閣府令で定める官職を占める自衛官とする。
3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。	3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、長官の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。
一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の	一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、長官の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給

俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

(初任給の決定基準)

第六条の三 新たに自衛隊教官として採用された者の号俸は、その採用時の職務の級における最低の号俸とする。ただし、その者がその職務の級に採用されるに当たり必要とする最低限度の学歴、免許、経験その他の資格を超える資格を有する場合には、防衛大臣の定めるところにより、それより上位の号俸とすることができる。

2 (略)

3 新たに自衛官として採用された者の号俸は、その採用時の階級(当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、その者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第六条の六第一項及び第二項、第六条の七第一項及び第三項、第六条の十四第三項、第六条の十八第二項、第十二条並びに別表第一口において同じ。)における最低の号俸とする。ただし、その者がその階級に採用されるに当たり必要とする最低限度の学歴、免許、経験その他の資格を超える資格を有する場合には、防衛大臣の定めるところにより、それより上位の号俸とすることができる。

の支給を受けていた期間が二年以上である者

二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、長官の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

(初任給の決定基準)

第六条の三 新たに自衛隊教官として採用された者の号俸は、その採用時の職務の級における最低の号俸とする。ただし、その者がその職務の級に採用されるに当たり必要とする最低限度の学歴、免許、経験その他の資格を超える資格を有する場合には、長官の定めるところにより、それより上位の号俸とすることができる。

2 (略)

3 新たに自衛官として採用された者の号俸は、その採用時の階級(当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、その者に適用される自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第六条の六第一項及び第二項、第六条の七第一項及び第三項、第六条の十四第三項、第六条の十八第二項、第十二条並びに別表第一口において同じ。)における最低の号俸とする。ただし、その者がその階級に採用されるに当たり必要とする最低限度の学歴、免許、経験その他の資格を超える資格を有する場合には、長官の定めるところにより、それより上位の号俸とすることができる。

(昇格又は昇任の場合における号俸の決定基準) 第六条の六 (略)	(昇格又は昇任の場合における号俸の決定基準) 第六条の六 (略)
2 (略)	2 (略)
3 降格(事務官等の職務の級をその適用を受けている俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。)をした自衛隊教官又は降任(自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄又は(三)欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ること並びに同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ることを含む。以下この項並びに同条第一項及び第三項において同じ。)をした自衛官がその降格後又は降任後に最初に昇格又は昇任をした場合における号俸は、前二項の規定にかかわらず、<u>防衛大臣</u>の定める号俸とする。	3 降格(事務官等の職務の級をその適用を受けている俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。)をした自衛隊教官又は降任(自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄又は(三)欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ること並びに同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けるに至ることを含む。以下この項並びに同条第一項及び第三項において同じ。)をした自衛官がその降格後又は降任後に最初に昇格又は昇任をした場合における号俸は、前二項の規定にかかわらず、<u>長官</u>の定める号俸とする。
4 自衛隊教官が上位の職務の級に決定される資格を取得するに至ったことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合における号俸については、第一項の規定にかかわらず、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより決定することができる。	4 自衛隊教官が上位の職務の級に決定される資格を取得するに至ったことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合における号俸については、第一項の規定にかかわらず、<u>長官</u>の定めるところにより決定することができる。
5 (略)	5 (略)
(降格又は降任の場合等における号俸の決定基準) 第六条の七 (略)	(降格又は降任の場合等における号俸の決定基準) 第六条の七 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定職俸給表に定める額の俸給の支給を受けていた事務官等が自衛隊教	4 指定職俸給表に定める額の俸給の支給を受けていた事務官等が自衛隊教

官俸給表若しくは一般職給与法の指定職俸給表以外の俸給表に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた自衛官が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を受ける陸将、海将若しくは空将である自衛官となつた場合又は同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受けていた自衛官が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合における号俸は、防衛大臣が定める。

(号俸決定の特例)

第六条の八 前二条の規定により決定された号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

(事務官等が俸給表の適用を異にして異動した場合等における号俸の決定基準)

第六条の九 一の俸給表の適用を受けている事務官等が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合及び一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、自衛隊教官にあつては防衛大臣の定めるところにより、自衛隊教官以外の事務官等にあつては一般職に属する国家公務員の例により、それぞれ決定する。

(上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合等における号俸の決定基準)

第六条の十 事務官等又は自衛官が現に受けている号俸より上位の号俸を初

官俸給表若しくは一般職給与法の指定職俸給表以外の俸給表に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた自衛官が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を受ける陸将、海将若しくは空将である自衛官となつた場合又は同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受けていた自衛官が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合における号俸は、長官が定める。

(号俸決定の特例)

第六条の八 前二条の規定により決定された号俸が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、これらの規定にかかわらず、長官の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

(事務官等が俸給表の適用を異にして異動した場合等における号俸の決定基準)

第六条の九 一の俸給表の適用を受けている事務官等が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合及び一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、自衛隊教官にあつては長官の定めるところにより、自衛隊教官以外の事務官等にあつては一般職に属する国家公務員の例により、それぞれ決定する。

(上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合等における号俸の決定基準)

第六条の十 事務官等又は自衛官が現に受けている号俸より上位の号俸を初

任給として受けるべき資格を取得するに至つた場合又は防衛大臣の定めるこれに準ずる場合における号俸は、自衛隊教官以外の事務官等にあつては一般職に属する国家公務員の例により、自衛隊教官及び自衛官にあつては防衛大臣の定めるところにより、それぞれ決定することができる。

(特定職員の昇給の号俸数)

第六条の十四 (略)

- 2 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された特定職員（第六条の六第五項の規定により号俸を決定された特定職員にあつては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至つたことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。）の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又はその決定の日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（防衛大臣の定める特定職員にあつては、同項の規定による号俸数を超えない範囲内で防衛大臣の定める号俸数）とする。ただし、この項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合には、その特定職員は昇給をしないものとする。
- 3 前二項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級又は階級を異にする異動又は防衛大臣の定める異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減

任給として受けるべき資格を取得するに至つた場合又は長官の定めるこれに準ずる場合における号俸は、自衛隊教官以外の事務官等にあつては一般職に属する国家公務員の例により、自衛隊教官及び自衛官にあつては長官の定めるところにより、それぞれ決定することができる。

(特定職員の昇給の号俸数)

第六条の十四 (略)

- 2 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第六条の六第四項若しくは第五項、第六条の九若しくは第六条の十の規定により号俸を決定された特定職員（第六条の六第五項の規定により号俸を決定された特定職員にあつては、上位の職務の級に決定される資格を取得するに至つたことにより昇格をした場合その他これに準ずる場合において号俸を決定されたものに限る。）の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又はその決定の日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（長官の定める特定職員にあつては、同項の規定による号俸数を超えない範囲内で長官の定める号俸数）とする。ただし、この項本文の規定により算定された号俸数が零となる場合には、その特定職員は昇給をしないものとする。
- 3 前二項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級又は階級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級又は階級を異にする異動又は長官の定める異動をした特定職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて

じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、これらの規定にかかわらず、特定職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

(一般職員の昇給の号俸数)

第六条の十五 特定職員以外の職員（以下この条において「一般職員」という。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、第六条の十二に規定する勤務成績の証明に基づいて決定される次の各号に掲げる一般職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数（法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、防衛大臣の定める号俸数）とする。ただし、第三号に掲げる一般職員で防衛大臣又はその委任を受けた者が昇給をさせることが相当でないと認めるものは、昇給をしないものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(研修等による昇給)

第六条の十七 勤務成績が良好である職員については、その者が研修に参加し、その成績が特に良好であると認められる場合その他防衛大臣の定める場合には、防衛大臣の定める日に、法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせることができる。

(医師又は歯科医師である自衛官に対する昇給等の特例)

第六条の十八 法第五条第三項に規定する政令で定める号俸数は八号俸（一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の

得た数に相当する号俸数を超えることとなる場合には、これらの規定にかかわらず、特定職員の昇給の号俸数は、当該相当する号俸数とする。

(一般職員の昇給の号俸数)

第六条の十五 特定職員以外の職員（以下この条において「一般職員」という。）について法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、第六条の十二に規定する勤務成績の証明に基づいて決定される次の各号に掲げる一般職員の区分に応じ当該各号に定める号俸数（法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、長官の定める号俸数）とする。ただし、第三号に掲げる一般職員で長官又はその委任を受けた者が昇給をさせることが相当でないと認めるものは、昇給をしないものとする。

一 三 (略)

2 (略)

(研修等による昇給)

第六条の十七 勤務成績が良好である職員については、その者が研修に参加し、その成績が特に良好であると認められる場合その他長官の定める場合には、長官の定める日に、法第五条第二項において準用する一般職給与法第八条第五項の規定による昇給をさせることができる。

(医師又は歯科医師である自衛官に対する昇給等の特例)

第六条の十八 法第五条第三項に規定する政令で定める号俸数は八号俸（一等陸佐以上の陸上自衛官、一等海佐以上の海上自衛官又は一等空佐以上の

航空自衛官にあつては、六号俸」とし、同項に規定する政令で定める基準は医療職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して防衛大臣が定めるものとする。

2 法第五条第四項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に防衛大臣が定める数を乗じて得た額とする。

(委任規定)

第六条の十九 第六条の十一から前条までに定めるもののほか、職員の昇給に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(指定職俸給表等の適用を受ける職員の俸給月額)

第六条の二十 法第六条に規定する職員の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官職	号俸
一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	(略)	(略)
四	(略)	(略)

航空自衛官にあつては、六号俸」とし、同項に規定する政令で定める基準は医療職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して長官が定めるものとする。

2 法第五条第四項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に長官が定める数を乗じて得た額とする。

(委任規定)

第六条の十九 第六条の十一から前条までに定めるもののほか、職員の昇給に關し必要な事項は、長官が定める。

(指定職俸給表等の適用を受ける職員の俸給月額)

第六条の二十 法第六条に規定する職員の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官職	号俸
一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	(略)	(略)
四	(略)	(略)

五	第三条第十一項又は第四条第一項若しくは第二項の防衛省令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに防衛大臣が指定する号俸
備考 当分の間、この表の四の項又は五の項に掲げる官職のうち、防衛大臣が指定する官職は、この表の三の項に掲げられているものとする。		

(復職時等における号俸の調整)

第六条の二十三 休職にされた職員が復職し、休暇(自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定による休暇をいう。以下同じ。)のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す

五	第三条第十一項又は第四条第一項若しくは第二項の内閣府令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに内閣総理大臣が指定する号俸
備考 当分の間、この表の四の項又は五の項に掲げる官職のうち、内閣総理大臣が指定する官職は、この表の三の項に掲げられているものとする。		

(復職時等における号俸の調整)

第六条の二十三 休職にされた職員が復職し、休暇(自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく内閣府令の規定による休暇をいう。以下同じ。)のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至り、又は国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、一般職に属する国家公務員の例により、その者の号俸を調整することができる。

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す

る休日（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員（当該休日に同項の規定に基づく防衛省令の規定により割り振られた勤務時間がある職員にあつては、その全部を勤務した者）にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、休暇（防衛大臣の定める場合を除く。）、同項の規定に基づく防衛省令の規定による休養日（以下「休養日」という。）その他職員が勤務することとされていない日又は時間（事務官等以外の職員にあつては、特に勤務することを命ぜられた場合を除く。）

二（略）

三 職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため防衛大臣又はその委任を受けた者（防衛施設庁の職員（防衛施設庁長官を除く。）については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者）から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

（俸給の減額方法）

第七条の二 職員が勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、その勤務しなかつた時間一時間につき、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額をその者の一週間当たりの勤務時間数として防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたもので除して得た額を支給すべき俸給の額及びこれに対する地域手当の額の合計額から減額して支給する。この場合において、その減額すべき額がその支給すべき俸給の額及びこれに対する地域手当の額の合計額を超えるときにおける減額すべき額は、その支給すべき俸給の額及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。

る休日（自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく内閣府令の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員（当該休日に同項の規定に基づく内閣府令の規定により割り振られた勤務時間がある職員にあつては、その全部を勤務した者）にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、休暇（長官の定める場合を除く。）、同項の規定に基づく内閣府令の規定による休養日（以下「休養日」という。）その他職員が勤務することとされていない日又は時間（事務官等以外の職員にあつては、特に勤務することを命ぜられた場合を除く。）

二（略）

三 職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため長官又はその委任を受けた者（防衛施設庁の職員（防衛施設庁長官を除く。）については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者）から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

（俸給の減額方法）

第七条の二 職員が勤務しないときは、前条の規定により特に勤務したものとみなされる場合を除くほか、その勤務しなかつた時間一時間につき、俸給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額をその者の一週間当たりの勤務時間数として長官の定める時間数に五十二を乗じたもので除して得た額を支給すべき俸給の額及びこれに対する地域手当の額の合計額から減額して支給する。この場合において、その減額すべき額がその支給すべき俸給の額及びこれに対する地域手当の額の合計額を超えるときにおける減額すべき額は、その支給すべき俸給の額及びこれに対する地域手当の額の合計額とする。

2 (略)	3 前二項に規定するもののほか、勤務しなかつた時間の計算及び減額の方法に関し必要な事項は、 <u>防衛大臣</u> が定める。
(俸給の支給日等) 第八条 (略)	2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、 <u>防衛大臣</u> が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、 <u>法</u> 第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち <u>防衛大臣</u> の定める日とする。 一・二 (略)
3 (略)	2 次の各号のいずれかに掲げる場合に該当し、かつ、 <u>長官</u> が特に必要と認めるときは、職員に対してその俸給の月額半額ずつを月二回に支給することができる。この場合において、俸給を支給する日は、 <u>法</u> 第十一条第一項ただし書の各期間内の日のうち <u>長官</u> の定める日とする。 一・二 (略)
4	4 俸給支給機関（職員に対して俸給を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）は、 <u>自衛隊法</u> 第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定による出動（以下「出動」という。）を命ぜられ、長期にわたり航海することを命ぜられ、その他特別の事情のある職員に対しては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、あらかじめ <u>防衛大臣</u> 又はその委任を受けた者の承認を得て、これらの者の支給日を一月を超えない範囲内において繰り上げることができる。この場合において、支給すべき額は、第一項及び第二項に規定する支給日に支給すべき額を超えることができない。
5	5 法第十条の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外のとき、 <u>法</u> 第三条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、 <u>国家公務員</u>
5	5 法第十条の規定により俸給を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき若しくは給与期間の末日まで支給するとき以外のとき、 <u>法</u> 第三条第二項及びこの政令の第二条の規定により給与を支払う場合又は職員が休職にされた場合、停職の処分を受けた場合、 <u>国家公務員</u>

の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣された場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数（事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数）を基礎として日割りによつて計算した額とする。

6
（略）

7 一の給与期間の中途において職員が異動することによりその者の属する俸給支給機関が異なることとなつた場合（防衛大臣の定める場合を除く。）には、その発令の日の前日までの俸給は従前その者が属していた俸給支給機関において支給し、その発令の日からの俸給は新たにその者が属することとなつた俸給支給機関において支給する。この場合において、その発令の日の前日までの俸給の額は第五項の規定の例により計算した額とし、その発令の日からの俸給の額は前項の規定の例により計算した額とする。

8 前各項に定めるもののほか、俸給の支給に関して必要な事項は、防衛大臣が定める。

（俸給の調整額）

第八条の二 （略）

2 事務官等の俸給の調整額は、当該事務官等に適用される俸給表及びその者の職務の級に応じ一般職に属する国家公務員に支給される俸給の調整額との権衡を考慮して防衛省令で定める額にその者に係る別表第一の二の調

の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条において準用する同法第三条の規定により育児休業をした場合、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された場合若しくは国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第三項の規定により交流派遣された場合において支給すべき俸給の額は、それぞれその俸給を支給する日の属する給与期間の現日数（事務官等の俸給については、当該日数から当該給与期間中の休養日の日数を控除した日数）を基礎として日割りによつて計算した額とする。

6
（略）

7 一の給与期間の中途において職員が異動することによりその者の属する俸給支給機関が異なることとなつた場合（長官の定める場合を除く。）には、その発令の日の前日までの俸給は従前その者が属していた俸給支給機関において支給し、その発令の日からの俸給は新たにその者が属することとなつた俸給支給機関において支給する。この場合において、その発令の日の前日までの俸給の額は第五項の規定の例により計算した額とし、その発令の日からの俸給の額は前項の規定の例により計算した額とする。

8 前各項に定めるもののほか、俸給の支給に関して必要な事項は、長官が定める。

（俸給の調整額）

第八条の二 （略）

2 事務官等の俸給の調整額は、当該事務官等に適用される俸給表及びその者の職務の級に応じ一般職に属する国家公務員に支給される俸給の調整額との権衡を考慮して内閣府令で定める額にその者に係る別表第一の二の調

整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（俸給の特別調整額）

第八条の三 （略）

2 職員の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄及び指定職俸給表に掲げる額のうちそれぞれ防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給の月額（自衛官にあつては、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額の合計額）との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

3・4 （略）

（初任給調整手当）

第八条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第三項第一号の官職は、医療職俸給表(一)の適用を受ける事務官等及び医師又は歯科医師である自衛官の官職で次に掲げるものとする。

一 離島その他のへき地及び沖縄県の区域内に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が著しく困難なものとして防衛大臣が定める官職

二 人口が少ない市及び町村に所在する官署に置かれる官職で採用による

整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額にその者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として内閣府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）とする。

（俸給の特別調整額）

第八条の三 （略）

2 職員の前項の規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄及び指定職俸給表に掲げる額のうちそれぞれ長官の定める額とその者が受ける俸給の月額（自衛官にあつては、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当のそれぞれの月額の合計額）との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する俸給の特別調整額は、同項の規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

3・4 （略）

（初任給調整手当）

第八条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第三項第一号の官職は、医療職俸給表(一)の適用を受ける事務官等及び医師又は歯科医師である自衛官の官職で次に掲げるものとする。

一 離島その他のへき地及び沖縄県の区域内に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が著しく困難なものとして長官が定める官職

二 人口が少ない市及び町村に所在する官署に置かれる官職で採用による

欠員の補充が相当困難なものとして防衛大臣が定める官職 三〽五（略）	2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号の官職は、行政職俸給表(一)、教育職俸給表(一)及び研究職俸給表の適用を受ける事務官等の官職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするとして防衛大臣の定める官職とする。ただし、前条第一項に規定する官職で同条の規定による俸給の特別調整額に係る支給割合が一種のものを除く。	3（略）	（地域手当）	第九条の二（略）	2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項後段に規定する政令で定める官署及びこれに係る地域手当の級地の区分は、一般職に属する国家公務員の地域手当の支給の基礎となる官署及びその級地の区分の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。	3〽6（略）	7 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第三項後段に規定する政令で定める職員は、自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（平成九年政令第三百三十七号）の施行前に同令による改正後の自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十九条に規定する陸上自衛隊の補給処の所掌事務の一部に対応する事務を関東地区において所掌していた官署のうち特別移転官署であつたものから関東補給処の設置の日に関東補給処に異動した職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして防衛大臣が定める職員とする。
欠員の補充が相当困難なものとして長官が定める官職 三〽五（略）	2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の三第一項第二号の官職は、行政職俸給表(一)、教育職俸給表(一)及び研究職俸給表の適用を受ける事務官等の官職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするとして長官の定める官職とする。ただし、前条第一項に規定する官職で同条の規定による俸給の特別調整額に係る支給割合が一種のものを除く。	3（略）	（地域手当）	第九条の二（略）	2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項後段に規定する政令で定める官署及びこれに係る地域手当の級地の区分は、一般職に属する国家公務員の地域手当の支給の基礎となる官署及びその級地の区分の例に準じて長官が定めるものとする。	3〽6（略）	7 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の六第三項後段に規定する政令で定める職員は、自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（平成九年政令第三百三十七号）の施行前に同令による改正後の自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第三十九条に規定する陸上自衛隊の補給処の所掌事務の一部に対応する事務を関東地区において所掌していた官署のうち特別移転官署であつたものから関東補給処の設置の日に関東補給処に異動した職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして長官が定める職員とする。

8・9 (略)	(単身赴任手当) 第九条の五 (略) 2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第二項の規定による交通距離の算定については、一般職に属する国家公務員の例による。ただし、<u>防衛大臣</u>の定める官署に在勤する職員に係るものについては、<u>防衛大臣</u>の定めるところによる。 3 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第三項に規定する単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員は、一般職に属する国家公務員の例に準じて<u>防衛大臣</u>が定めるものとする。 4 (略) (特地勤務手当等) 第十条 (略) 2 (略) 3 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げる職員以外の職員 その勤務することとなった日(その職員がその日前一年以内に当該官署に勤務していた場合(<u>防衛大臣</u>が定める場合に限る。))には、その日前の<u>防衛大臣</u>が定める日)
8・9 (略)	(単身赴任手当) 第九条の五 (略) 2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第二項の規定による交通距離の算定については、一般職に属する国家公務員の例による。ただし、<u>長官</u>の定める官署に在勤する職員に係るものについては、<u>長官</u>の定めるところによる。 3 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十二条の二第三項に規定する単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員は、一般職に属する国家公務員の例に準じて<u>長官</u>が定めるものとする。 4 (略) (特地勤務手当等) 第十条 (略) 2 (略) 3 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める日において受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。 一・二 (略) 三 前二号に掲げる職員以外の職員 その勤務することとなった日(その職員がその日前一年以内に当該官署に勤務していた場合(<u>長官</u>が定める場合に限る。))には、その日前の<u>長官</u>が定める日)

4 (略)	4 (略)
第十条の二 (略) 2 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなった場合（<u>防衛大臣</u>が定める場合に限る。）には、その日前の<u>防衛大臣</u>が定める日）において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の五を、事務官等にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。 表 (略)	第十条の二 (略) 2 準特地勤務手当（法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項の規定により支給されるものに限る。）の月額は、同項に規定する異動又は官署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた官署に在勤することとなった場合（<u>長官</u>が定める場合に限る。）には、その日前の<u>長官</u>が定める日）において受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる官署について、自衛官にあつては同表の第三欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の第四欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た額（その額が、現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額に、自衛官にあつては百分の五を、事務官等にあつては百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）とする。 表 (略)
3 (略) (休日給) 第十条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条前段に規定する政令で定める日は、休養日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する休日の直後の自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく<u>防衛省令</u>の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振られた日とする。ただし、正規の勤務時間を割り振られた日が祝日法による休日等、同項の規定に基づく<u>防衛省令</u>の規定による年末又は年始の場合における特別休暇（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）又は第	3 (略) (休日給) 第十条の四 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条前段に規定する政令で定める日は、休養日に当たる国民の祝日に関する法律に規定する休日の直後の自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく<u>内閣府令</u>の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を割り振られた日とする。ただし、正規の勤務時間を割り振られた日が祝日法による休日等、同項の規定に基づく<u>内閣府令</u>の規定による年末又は年始の場合における特別休暇（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）又は第

四項の<u>防衛省令</u>で定める日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務時間を割り振られた日とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>防衛大臣</u>は、職員の正規の勤務時間の割振りを考慮し、必要と認める場合には、同項に定める日に代えてこれと異なる日を定めることができる。	四項の内閣府令で定める日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務時間を割り振られた日とする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>長官</u>は、職員の正規の勤務時間の割振りを考慮し、必要と認める場合には、同項に定める日に代えてこれと異なる日を定めることができる。
3 （略） 4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条後段に規定する政令で定める日は、国の行事が行われる日で<u>防衛省令</u>で定める日とする。	3 （略） 4 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十七条後段に規定する政令で定める日は、国の行事が行われる日で<u>内閣府令</u>で定める日とする。
（宿日直手当） 第十一条 （略） 2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項ただし書の政令で定める日は、一般職に属する国家公務員の例に準じて<u>防衛大臣</u>が定めるものとする。	（宿日直手当） 第十一条 （略） 2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の二第一項ただし書の政令で定める日は、一般職に属する国家公務員の例に準じて<u>長官</u>が定めるものとする。
（管理職員特別勤務手当） 第十一条の二 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第一項に規定する政令で定める職員は、別表第二の上欄に掲げる組織の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる官職を占める職員（同欄に規定する<u>防衛大臣</u>の定める官職を占める職員にあつては、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として<u>防衛大臣</u>の定めるものに限る。）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」と	（管理職員特別勤務手当） 第十一条の二 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第一項に規定する政令で定める職員は、別表第二の上欄に掲げる組織の区分に従いそれぞれ同表の中欄に掲げる官職を占める職員（同欄に規定する<u>長官</u>の定める官職を占める職員にあつては、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として<u>長官</u>の定めるものに限る。）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表（以下「特定任期付職員俸給表」という。）

いう。)又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表(以下「第一号任期付研究員俸給表」という。)の適用を受ける職員とする。 2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 一 四 (略) 五 俸給の特別調整額に係る支給割合が防衛大臣の定める割合である官職を占める職員 防衛大臣の定める額	又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表(以下「第一号任期付研究員俸給表」という。)の適用を受ける職員とする。 2 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十九条の三第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。 一 四 (略) 五 俸給の特別調整額に係る支給割合が長官の定める割合である官職を占める職員 長官の定める額
3・4 (略) (航空機乗員等の範囲) 第十一条の三 法第十六条第一項第一号に掲げる航空機乗員として政令で定める自衛官(以下「乗員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。 一 随時航空機に乗り組んで次に掲げる職務を行うことを本務とする自衛官 イ・ロ (略) ハ 航空機に施設する無線設備又は防衛大臣の指定する特殊無線設備の通信操作及び技術操作 ニ (略) ホ イからニまでに掲げるもののほか、偵察、救難その他防衛大臣の指定する職務	3・4 (略) (航空機乗員等の範囲) 第十一条の三 法第十六条第一項第一号に掲げる航空機乗員として政令で定める自衛官(以下「乗員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として長官の定める者とする。 一 随時航空機に乗り組んで次に掲げる職務を行うことを本務とする自衛官 イ・ロ (略) ハ 航空機に施設する無線設備又は長官の指定する特殊無線設備の通信操作及び技術操作 ニ (略) ホ イからニまでに掲げるもののほか、偵察、救難その他長官の指定する職務
二 (略) 三 第一号イに掲げる職務に関する技能を維持向上させるため防衛大臣の	二 (略) 三 第一号イに掲げる職務に関する技能を維持向上させるため長官の定め

	定める基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官	
2	法第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官（以下「乗組員」という。）は、居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする自衛艦その他の自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の使用する船舶（以下「艦船」という。総トン数五トン未満のものを除く。）として防衛大臣の定めるものに乗り組んでいる海上自衛官とする。ただし、防衛大臣は、これにより難い特別の事情があると認める場合には、乗組員の範囲について特例を定めることができる。	る基準に従い飛行を行うことを命ぜられている自衛官
3	法第十六条第一項第三号に掲げる落下傘隊員として政令で定める自衛官（以下「落下傘隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。	2 法第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官（以下「乗組員」という。）は、居住施設を有し、かつ、港外行動を行うことを本務とする自衛艦その他の自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の使用する船舶（以下「艦船」という。総トン数五トン未満のものを除く。）として長官の定めるものに乗り組んでいる海上自衛官とする。ただし、長官は、これにより難い特別の事情があると認める場合には、乗組員の範囲について特例を定めることができる。
4	法第十六条第一項第四号に掲げる特別警備隊員として政令で定める自衛官（以下「特別警備隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。	3 法第十六条第一項第三号に掲げる落下傘隊員として政令で定める自衛官（以下「落下傘隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として長官の定める者とする。
一・二（略）		一・二（略）
5	法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官（以下「特殊作戦隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。	4 法第十六条第一項第四号に掲げる特別警備隊員として政令で定める自衛官（以下「特別警備隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として長官の定める者とする。
一・二（略）		一・二（略）
6	前各項に規定する自衛官には、第六条の二十の規定の適用を受ける自衛官のうち、その者の俸給月額が防衛大臣の定める額以上の額である自衛官を含まないものとする。	5 法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官（以下「特殊作戦隊員」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者として長官の定める者とする。
		一・二（略）
		6 前各項に規定する自衛官には、第六条の二十の規定の適用を受ける自衛官のうち、その者の俸給月額が長官の定める額以上の額である自衛官を含まないものとする。

(航空手当等の月額)

第十二条 法第十六条第三項の航空手当の月額は、乗員の属している階級における最低の号俸（その階級が陸将、海将又は空将である場合には、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄における最低の号俸）の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）にジェット機の乗員にあつては百分の七十五を、その他の乗員にあつては百分の六十をそれぞれ乗じて得た額に、次の各号に掲げる乗員の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

一（三）（略）

- 2 法第十六条第三項の乗組手当の月額は、防衛大臣の定める乗組員にあつては、その者の受けている俸給月額に百分の三十三（潜水艦の乗組員にあつては、百分の四十五・五）を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その他の乗組員にあつては、防衛大臣の定めるところにより、その者の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に百分の二十六・四又は百分の十六・五をそれぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 3 法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額は、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつては百分の三十三（落下傘を利用して行う装備品

(航空手当等の月額)

第十二条 法第十六条第三項の航空手当の月額は、乗員の属している階級における最低の号俸（その階級が陸将、海将又は空将である場合には、自衛官俸給表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄における最低の号俸）の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において長官が定める割合を乗じて得た額）にジェット機の乗員にあつては百分の七十五を、その他の乗員にあつては百分の六十をそれぞれ乗じて得た額に、次の各号に掲げる乗員の区分に応じて当該各号に定める割合の範囲内において長官が定める割合を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

一（三）（略）

- 2 法第十六条第三項の乗組手当の月額は、長官の定める乗組員にあつては、その者の受けている俸給月額に百分の三十三（潜水艦の乗組員にあつては、百分の四十五・五）を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とし、その他の乗組員にあつては、長官の定めるところにより、その者の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において長官が定める割合を乗じて得た額）に百分の二十六・四又は百分の十六・五をそれぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 3 法第十六条第三項の落下傘隊員手当の月額は、落下傘隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐又は三等空佐以上の階級である場合にあっては、その額に百分の九十四・二の範囲内において長官が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の第三項第一号に該当する落下傘隊員にあつては百分の三十三（落下傘を利用して行う装備品及び

及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援又は落下傘の検査のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、百分の二十八・五を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

4 法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第四項第一号に該当する特別警備隊員にあつては百分の三十三を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあつては百分の二十六・四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に百分の三十三を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6・7 (略)

8 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員のそれぞれ第一項から第五項までの規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち防衛大臣の定める額とその者が受ける俸給月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当は、これらの規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援又は落下傘の検査のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として長官の定める者にあつては、百分の二十八・五を、同項第二号に該当する落下傘隊員にあつては百分の二十四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

4 法第十六条第三項の特別警備隊員手当の月額は、特別警備隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等海佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において長官が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第四項第一号に該当する特別警備隊員にあつては百分の三十三を、同項第二号に該当する特別警備隊員にあつては百分の二十六・四を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において長官が定める割合を乗じて得た額）に百分の三十三を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6・7 (略)

8 乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員又は特殊作戦隊員のそれぞれ第一項から第五項までの規定による額が自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄に掲げる額のうち長官の定める額とその者が受ける俸給月額との差額に相当する額を超えることとなる場合には、その者に支給する航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当は、これらの規定にかかわらず、その差額に相当する額とする。

(航海手当を支給する場合) 第十二条の二 (略) 2 前項に規定する航海を行った日には、艦船が仮泊した日及び艦船がその定けい港以外の港に寄港して停泊した日(防衛大臣の定める場合を除き、その引き続いて停泊した日数が二十日をこえる場合にあつては、二十日とする。)を含み、艦船が入渠した日の翌日から出渠した日の前日までの日を含まないものとする。	(航海手当を支給する場合) 第十二条の二 (略) 2 前項に規定する航海を行った日には、艦船が仮泊した日及び艦船がその定けい港以外の港に寄港して停泊した日(長官の定める場合を除き、その引き続いて停泊した日数が二十日をこえる場合にあつては、二十日とする。)を含み、艦船が入渠した日の翌日から出渠した日の前日までの日を含まないものとする。
(航海手当の日額) 第十二条の三 航海手当の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表第五に掲げる乗組員の属している階級に対応する当該各号に定める額とする。 ただし、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第二百二十六条の十五第一号の輸送(以下「南極地域への輸送」という。)のため、南緯五十五度以南の水域を航海した場合には、三千九百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額とする。 一 (略) 二 乗組員の乗り組んでいる艦船(防衛大臣の定めるものに限る。)が別表第五の第一区に属する水域のみを引き続き五十一日以上にわたつて航海した場合 別表第五中第二区の欄に掲げる額 三 (略) 四 南極地域への輸送のための航海又は災害派遣等のための航海その他防衛大臣の定める航海において、乗組員の乗り組んでいる艦船が水域の区分を異にする二以上の水域を航海した場合 当該艦船が航海を行った水域のうち、別表第五中航海手当の日額の最も多い水域に応ずる額	(航海手当の日額) 第十二条の三 航海手当の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表第五に掲げる乗組員の属している階級に対応する当該各号に定める額とする。 ただし、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第二百二十六条の十五第一号の輸送(以下「南極地域への輸送」という。)のため、南緯五十五度以南の水域を航海した場合には、三千九百八十円を超えない範囲内で長官の定める額とする。 一 (略) 二 乗組員の乗り組んでいる艦船(長官の定めるものに限る。)が別表第五の第一区に属する水域のみを引き続き五十一日以上にわたつて航海した場合 別表第五中第二区の欄に掲げる額 三 (略) 四 南極地域への輸送のための航海又は災害派遣等のための航海その他長官の定める航海において、乗組員の乗り組んでいる艦船が水域の区分を異にする二以上の水域を航海した場合 当該艦船が航海を行った水域のうち、別表第五中航海手当の日額の最も多い水域に応ずる額
2・3 (略)	2・3 (略)

(特定幹部職員としない職員)

第十二条の五 法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる職員のうち、俸給の特別調整額に係る支給割合が三種又は四種の官職を占める職員及び俸給の特別調整額に係る支給割合が防衛大臣の定める割合である官職を占める職員並びに別表第二の中欄に掲げる官職以外の官職を占める職員

イ ト (略)

二 四 (略)

(期末手当基礎額の加算)

第十二条の六 法第十八条の二第一項の規定により一般職の国家公務員の例によることとされる期末手当の支給(以下この条において単に「期末手当の支給」という。)について職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるものに相当する職員として政令で定めるものは、次に掲げる職員とする。

- 一 自衛隊教官俸給表又は一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)若しくは別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける職員(職務の級が一級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。)

- 二 一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員(職務の級が三級の職員にあつては、防衛大臣が定める職員に限る。)

(特定幹部職員としない職員)

第十二条の五 法第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の四第二項の政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる職員のうち、俸給の特別調整額に係る支給割合が三種又は四種の官職を占める職員及び俸給の特別調整額に係る支給割合が長官の定める割合である官職を占める職員並びに別表第二の中欄に掲げる官職以外の官職を占める職員

イ ト (略)

二 四 (略)

(期末手当基礎額の加算)

第十二条の六 法第十八条の二第一項の規定により一般職の国家公務員の例によることとされる期末手当の支給(以下この条において単に「期末手当の支給」という。)について職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるものに相当する職員として政令で定めるものは、次に掲げる職員とする。

- 一 自衛隊教官俸給表又は一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)若しくは別表第八イ医療職俸給表(一)の適用を受ける職員(職務の級が一級の職員にあつては、長官が定める職員に限る。)

- 二 一般職給与法別表第一ロ行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が三級以上の職員(職務の級が三級の職員にあつては、長官が定める職員に限る。)

三 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)、別表第七研究職俸給表、別表第八ロ医療職俸給表(二)又は別表第八ハ医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が二級以上の職員(職務の級が二級の職員にあつては、<u>防衛大臣</u>が定める職員に限る。)	三 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)、別表第七研究職俸給表、別表第八ロ医療職俸給表(二)又は別表第八ハ医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が二級以上の職員(職務の級が二級の職員にあつては、<u>長官</u>が定める職員に限る。)
三の二・三の三 (略)	三の二・三の三 (略)
四 二等陸曹、二等海曹又は二等空曹以上の自衛官(二等陸尉、二等海尉又は二等空尉以下の自衛官にあつては、<u>防衛大臣</u>が定める職員に限る。)	四 二等陸曹、二等海曹又は二等空曹以上の自衛官(二等陸尉、二等海尉又は二等空尉以下の自衛官にあつては、<u>長官</u>が定める職員に限る。)
五 第二号、第三号又は前号に掲げる職員の職務の級又は階級のうちそれぞれ最下位のものの直近下位の職務の級又は階級に属する職員のうち、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して<u>防衛大臣</u>が特に相当と認める職員	五 第二号、第三号又は前号に掲げる職員の職務の級又は階級のうちそれぞれ最下位のものの直近下位の職務の級又は階級に属する職員のうち、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して<u>長官</u>が特に相当と認める職員
2 (略)	2 (略)
3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。	3 期末手当の支給について政令で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員(休職にされている職員のうち法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)とする。
一 俸給の特別調整額に係る支給割合が一種若しくは二種の官職を占める職員又は俸給の特別調整額に係る支給割合が<u>防衛大臣</u>の定める割合である官職を占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員	一 俸給の特別調整額に係る支給割合が一種若しくは二種の官職を占める職員又は俸給の特別調整額に係る支給割合が<u>長官</u>の定める割合である官職を占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員
二 俸給の特別調整額に係る支給割合が三種の官職又は<u>防衛大臣</u>の定める割合である官職で<u>防衛大臣</u>の定めるものを占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員	二 俸給の特別調整額に係る支給割合が三種の官職又は<u>長官</u>の定める割合である官職で<u>長官</u>の定めるものを占める職員のうち、前条第一号イからトまでに掲げる職員
三・四 (略)	三・四 (略)
4 前項に規定する職員に対する期末手当の支給について百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ	4 前項に規定する職員に対する期末手当の支給について百分の二十五を超えない範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ

て当該各号に定める割合とする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる職員（前条第一号イからへまでに掲げるものに限る。） 次のイからニまでに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める割合

イゝハ （略）

ニ 俸給の特別調整額に係る支給割合が防衛大臣の定める割合である官職を占める職員 百分の二十五の範囲内で防衛大臣の定める割合

二 前項第一号及び第二号に掲げる自衛官（前条第一号トに掲げるものに限る。） 次のイからニまでに掲げる自衛官の区分に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める割合

イゝハ （略）

ニ 俸給の特別調整額に係る支給割合が防衛大臣の定める割合である官職を占める自衛官 百分の二十一の範囲内で防衛大臣の定める割合

三 前項第三号及び第四号に掲げる職員 百分の十五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十五）

（食事の無料支給）

第十四条 次の各号に掲げる職員（予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。） に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。

一 自衛隊法第五十五条の規定に基づく防衛省令の規定により営舎において居住しなければならないこととされている自衛官（第二十六条第一項において「営内居住の自衛官」という。）である陸曹長等、海曹長等及び空曹長等

て当該各号に定める割合とする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる職員（前条第一号イからへまでに掲げるものに限る。） 次のイからニまでに掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める割合

イゝハ （略）

ニ 俸給の特別調整額に係る支給割合が長官の定める割合である官職を占める職員 百分の二十五の範囲内で長官の定める割合

二 前項第一号及び第二号に掲げる自衛官（前条第一号トに掲げるものに限る。） 次のイからニまでに掲げる自衛官の区分に応じてそれぞれ当該イからニまでに定める割合

イゝハ （略）

ニ 俸給の特別調整額に係る支給割合が長官の定める割合である官職を占める自衛官 百分の二十一の範囲内で長官の定める割合

三 前項第三号及び第四号に掲げる職員 百分の十五（長官の定める職員にあつては、百分の二十五）

（食事の無料支給）

第十四条 次の各号に掲げる職員（予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。） に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の長官の定める事由により長官の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。

一 自衛隊法第五十五条の規定に基づく内閣府令の規定により営舎において居住しなければならないこととされている自衛官（第二十六条第一項において「営内居住の自衛官」という。）である陸曹長等、海曹長等及び空曹長等

一の二、三（略）	2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。
一、四（略）	四の二 引き続き四時間以上にわたる飛行を行つて、 <u>防衛大臣</u> が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合
四の三 高圧室内において高圧の下で <u>防衛大臣</u> の定める作業に従事している場合	五（略）
五の二 引き続き二十四時間以上にわたる警衛勤務を行つて、 <u>防衛大臣</u> が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合	六 <u>本省</u> の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合
3 乗員その他の <u>防衛大臣</u> の定める特殊の勤務に従事する職員に対しては、 <u>防衛大臣</u> の定めるところにより、それらの者が勤務を行うに当つて必要な特別の食事を無料で加給することができる。	4（略）
（食事の有料支給）	第十五条 前条第一項の職員以外の職員に対しては、同条第二項各号に掲げる場合以外の場合においても、 <u>防衛大臣</u> の定めるところにより、食事を支給することができる。
2 俸給支給機関は、前項の規定により食事を支給された者に対しては、 <u>防衛大臣</u> の定める金額をその者の俸給その他の給与から控除して、その者に代り食事代として国に払い込まなければならない。	
一の二、三（略）	2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。
一、四（略）	四の二 引き続き四時間以上にわたる飛行を行つて、 <u>長官</u> が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合
四の三 高圧室内において高圧の下で <u>長官</u> の定める作業に従事している場合	五（略）
五の二 引き続き二十四時間以上にわたる警衛勤務を行つて、 <u>長官</u> が食事を支給することが必要と認めて定める理由に該当する場合	六 <u>本庁</u> の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合
3 乗員その他の <u>長官</u> の定める特殊の勤務に従事する職員に対しては、 <u>長官</u> の定めるところにより、それらの者が勤務を行うに当つて必要な特別の食事を無料で加給することができる。	4（略）
（食事の有料支給）	第十五条 前条第一項の職員以外の職員に対しては、同条第二項各号に掲げる場合以外の場合においても、 <u>長官</u> の定めるところにより、食事を支給することができる。
2 俸給支給機関は、前項の規定により食事を支給された者に対しては、 <u>長官</u> の定める金額をその者の俸給その他の給与から控除して、その者に代り食事代として国に払い込まなければならない。	

(被服の無料貸与及び支給)

第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第七イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等又は空曹長等に対しては別表第七イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生に対しては別表第七ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生に対しては別表第八に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際及び任用後品目ごとに同表に定める期間を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即ち予備自衛官及び予備自衛官補にあつては陸曹長等の例に準じてそれぞれ防衛大臣の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。

2 (略)

3 防衛大臣又はその委任を受けた者は、伝染病の予防のため必要があると認めるときは、前二項の規定により第一項の職員に貸与し、又は支給した被服を棄却し、又は焼却することができる。この場合において、必要があると認めるときは、それぞれ別表第七又は別表第八に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、棄却し、又は焼却した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与し、又は支給することができる。

4 第一項の職員が休職（学生にあつては、休学）を命ぜられ、停職（学生にあつては、停学）処分を受け、法令に違反した疑により調査若しくは審理のため職務を停止され、又は療養のため病院その他の医療施設に入院し、若しくは入所した場合には、防衛大臣の定めるところにより、これらの

(被服の無料貸与及び支給)

第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第七イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等又は空曹長等に対しては別表第七イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生に対しては別表第七ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生に対しては別表第八に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際及び任用後品目ごとに同表に定める期間を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即ち予備自衛官及び予備自衛官補にあつては陸曹長等の例に準じてそれぞれ長官の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。

2 (略)

3 長官又はその委任を受けた者は、伝染病の予防のため必要があると認めるときは、前二項の規定により第一項の職員に貸与し、又は支給した被服を棄却し、又は焼却することができる。この場合において、必要があると認めるときは、それぞれ別表第七又は別表第八に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、棄却し、又は焼却した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与し、又は支給することができる。

4 第一項の職員が休職（学生にあつては、休学）を命ぜられ、停職（学生にあつては、停学）処分を受け、法令に違反した疑により調査若しくは審理のため職務を停止され、又は療養のため病院その他の医療施設に入院し、若しくは入所した場合には、長官の定めるところにより、これらの者に

者に対して前三項の規定により貸与された被服の全部又は一部を返還させることができる。	対して前三項の規定により貸与された被服の全部又は一部を返還させることができる。
5・6 (略)	5・6 (略)
7 第一項の職員が死亡した場合には、<u>防衛大臣</u>は、第一項から第三項まで及び第五項の規定によりその者に貸与した被服の全部を、その際その者を直接監督する地位にある職員から返還させる等国に回収する措置を執るものとする。	7 第一項の職員が死亡した場合には、<u>長官</u>は、第一項から第三項まで及び第五項の規定によりその者に貸与した被服の全部を、その際その者を直接監督する地位にある職員から返還させる等国に回収する措置を執るものとする。
8 特殊の地域において勤務し、又は特殊の勤務に従事する職員に対しては、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、職務の遂行上必要な被服を無料で貸与することができる。	8 特殊の地域において勤務し、又は特殊の勤務に従事する職員に対しては、<u>長官</u>の定めるところにより、職務の遂行上必要な被服を無料で貸与することができる。
(弁償義務等)	(弁償義務等)
第十七条の二 前条第六項の規定により被服を返還すべき者がその者の故意又は重大な過失により、その返還すべき被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、その者は、その亡失し、又は損傷した被服の代価として品目ごとに<u>防衛大臣</u>の定める額を弁償しなければならない。同条第一項の職員がその者の故意又は重大な過失により、同条第一項から第三項まで又は第五項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合においても、また同様とする。	第十七条の二 前条第六項の規定により被服を返還すべき者がその者の故意又は重大な過失により、その返還すべき被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、その者は、その亡失し、又は損傷した被服の代価として品目ごとに<u>長官</u>の定める額を弁償しなければならない。同条第一項の職員がその者の故意又は重大な過失により、同条第一項から第三項まで又は第五項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合においても、また同様とする。
2 俸給支給機関は、前項の規定により亡失し、又は損傷した被服の代価を弁償すべき者に対して俸給その他の給与を支給する際、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、その者の受けるべき俸給その他の給与からその者が弁償すべき金額に相当する金額を控除して、その者に代り弁償金額として国に払い込まなければならない。	2 俸給支給機関は、前項の規定により亡失し、又は損傷した被服の代価を弁償すべき者に対して俸給その他の給与を支給する際、<u>長官</u>の定めるところにより、その者の受けるべき俸給その他の給与からその者が弁償すべき金額に相当する金額を控除して、その者に代り弁償金額として国に払い込まなければならない。

3 陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生以外の者となつた場合には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第八において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として防衛大臣の定める額を国に払い込まなければならない。	3 陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は学生以外の者となつた場合には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第八において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として長官の定める額を国に払い込まなければならない。
4 (略)	4 (略)
(療養の範囲) 第十七条の三 (略) 2 前項に規定するもののほか、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）又は移送を必要と認めたときは、指定訪問看護又は移送を国が行う訪問看護療養費又は移送費の支給の対象となるべき療養の範囲とする。	(療養の範囲) 第十七条の三 (略) 2 前項に規定するもののほか、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合において、長官又はその委任を受けた者が健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）又は移送を必要と認めたときは、指定訪問看護又は移送を国が行う訪問看護療養費又は移送費の支給の対象となるべき療養の範囲とする。
(療養の給付) 第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。	(療養の給付) 第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。
一・二 (略) 三 本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五条第一項第一号に規定する医療機関若しくは薬局又は同項第二号の規定により国家公務員共済組合が契約している医療機関若しくは薬局で、自衛	一・二 (略) 三 本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十五条第一項第一号に規定する医療機関若しくは薬局又は同項第二号の規定により国家公務員共済組合が契約している医療機関若しくは薬局で、自衛

官等に対して療養を行うことについて防衛大臣又はその委任を受けた者が契約しているもの

五 (略)

2 前項の規定により同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額に百分の三十を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第四号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、自衛官等が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた自衛官等からこれを領収し、当該保険医療機関又は保険薬局に払い渡すことができる。

4 自衛官等が第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その全額を国が負担する。自衛官等が同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られ

官等に対して療養を行うことについて長官又はその委任を受けた者が契約しているもの

五 (略)

2 前項の規定により同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額に百分の三十を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第四号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、長官の定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

3 保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、自衛官等が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、長官の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた自衛官等からこれを領収し、当該保険医療機関又は保険薬局に払い渡すことができる。

4 自衛官等が第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その全額を国が負担する。自衛官等が同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られ

るときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に対して防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関が支払うものとする。 5 前項後段に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において防衛大臣又はその委任を受けた者が第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めるところにより算定した金額）とする。 6 (略)	るときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に対して長官の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関が支払うものとする。 5 前項後段に規定する療養に要する費用の額は、健康保険法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した金額（当該金額の範囲内において長官又はその委任を受けた者が第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局との契約により別段の定めをした場合には、その定めるところにより算定した金額）とする。 6 (略)
(一部負担金の額の特例) 第十七条の四の二 防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、災害その他の防衛大臣が定める特別の事情がある自衛官等であつて、前条第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができる。 一 三 (略) 2・3 (略) (入院時食事療養費) 第十七条の四の三 (略) 2 (略) 3 自衛官等が第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、防衛大臣がその自衛官等の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として自衛官等に支給す	(一部負担金の額の特例) 第十七条の四の二 長官の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、災害その他の長官が定める特別の事情がある自衛官等であつて、前条第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができる。 一 三 (略) 2・3 (略) (入院時食事療養費) 第十七条の四の三 (略) 2 (略) 3 自衛官等が第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、長官がその自衛官等の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき

べき金額の支払を免除したときは、自衛官等に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

- 4 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5・6 (略)

(療養費)

- 第十七条の五 防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給をすることが困難であると防衛大臣若しくはその委任を受けた者が認めたとき、又は自衛官等が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受けた場合において、防衛大臣若しくはその委任を受けた者がやむを得ないと認めたときは、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給に代えて、療養費を支給することができる。

- 2 防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号の医療機関又は薬局から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

金額の支払を免除したときは、自衛官等に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

- 4 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、長官の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5・6 (略)

(療養費)

- 第十七条の五 長官の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給をすることが困難であると長官若しくはその委任を受けた者が認めたとき、又は自衛官等が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受けた場合において、長官若しくはその委任を受けた者がやむを得ないと認めたときは、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給に代えて、療養費を支給することができる。

- 2 長官の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号の医療機関又は薬局から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、長官又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下同じ。）からその額に第十七条の四第二項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で防衛大臣の定める金額）とする。	3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額。以下同じ。）からその額に第十七条の四第二項に規定する一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で長官の定める金額）とする。
4 (略) (訪問看護療養費) 第十七条の五の二 自衛官等が健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けた場合において、<u>防衛大臣</u>又はその委任を受けた者が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。	4 (略) (訪問看護療養費) 第十七条の五の二 自衛官等が健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けた場合において、<u>長官</u>又はその委任を受けた者が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。
2 (略) 3 自衛官等が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、<u>防衛大臣</u>の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。	2 (略) 3 自衛官等が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、<u>長官</u>の指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。
4 5 6 (略)	4 5 6 (略)

(移送費)

第十七条の五の三 自衛官等が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 (略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第十七条の六 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第二項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下第十七条の六の三までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 自衛官等又は自衛官被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）による一般疾病医療費（第十七条の六の三において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他防衛大臣が定める

(移送費)

第十七条の五の三 自衛官等が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、長官又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 (略)

(高額療養費の支給要件及び支給額)

第十七条の六 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の四第二項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下第十七条の六の三までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

一 (略)

二 自衛官等又は自衛官被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた特定給付対象療養（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）による一般疾病医療費（第十七条の六の三において「原爆一般疾病医療費」という。）の支給その他長官が定める医療

医療に関する給付が行われるべき療養、自衛官等が第四項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養及び自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第六項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下この条において同じ。）について、当該自衛官等又は自衛官被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからへまでに掲げる金額が二万千円以上のものに限る。）を合算した金額	に関する給付が行われるべき療養、自衛官等が第四項の規定による長官又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養及び自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第六項の規定による組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養をいう。以下この条において同じ。）について、当該自衛官等又は自衛官被扶養者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定給付対象療養に係る前号イからへまでに掲げる金額が二万千円以上のものに限る。）を合算した金額
2 自衛官等が特定給付対象療養（当該自衛官等が第四項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。	2 自衛官等が特定給付対象療養（当該自衛官等が第四項の規定による長官又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る前項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。
3 （略）	3 （略）
4 自衛官等が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第六項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた自衛官等が防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けたものであり、かつ、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。	4 自衛官等が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第六項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた自衛官等が長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けたものであり、かつ、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

(高額療養費算定基準額)

第十七条の六の二 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養を除く。）につき^{防衛大臣}が定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に同項の規定による高額療養費又は国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項若しくは第二項の規定による高額療養費が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条において「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

- 二 療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）のあつた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）が五十三万円以上である自衛官 十五万円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき^{防衛大臣}が定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金

(高額療養費算定基準額)

第十七条の六の二 前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる者以外の者 八万百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養（食事療養を除く。）につき^{長官}が定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に同項の規定による高額療養費又は国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項若しくは第二項の規定による高額療養費が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この条において「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

- 二 療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）のあつた月の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第五十二条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）が五十三万円以上である自衛官 十五万円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき^{長官}が定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金

た金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 療養（食事療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である自衛官等又は当該療養のあつた月において生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である者であつて防衛大臣が定めるものに該当する自衛官等（前号に掲げる者を除く。） 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、八万百円と、同条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る同条第二項に規定する特定給付対象療養につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額とする。

3
(略)

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応

額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 療養（食事療養を除く。）のあつた月の属する年度（当該療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である自衛官等又は当該療養のあつた月において生活保護法第六条第二項に規定する要保護者である者であつて長官が定めるものに該当する自衛官等（前号に掲げる者を除く。） 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 前条第二項の高額療養費算定基準額は、八万百円と、同条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る同条第二項に規定する特定給付対象療養につき長官が定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額とする。

3
(略)

4 前条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応

じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる者（前条第四項に規定する療養のうち国が費用を負担すべき療養に係る疾病として防衛大臣が定めるものに係る療養を受けた者を除く。） 二万円

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の三 自衛官等が第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合において、防衛大臣がその療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において自衛官等に対し高額療養費を支給したものとみなす。

2 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、防衛大臣が指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その療養の給付につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関又は薬局に支払うことができる。

3 自衛官等が指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を受けた場

じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 第一項第二号に掲げる者（前条第四項に規定する療養のうち国が費用を負担すべき療養に係る疾病として長官が定めるものに係る療養を受けた者を除く。） 二万円

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の三 自衛官等が第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から原爆一般疾病医療費の支給その他長官が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合において、長官がその療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において自衛官等に対し高額療養費を支給したものとみなす。

2 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から原爆一般疾病医療費の支給その他長官が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、長官が指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その療養の給付につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関又は薬局に支払うことができる。

3 自衛官等が指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他長官が定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を受けた場合に

合には、<u>防衛大臣</u>が指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その指定訪問看護に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。	は、<u>長官</u>が指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その指定訪問看護に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。
4 (略) 5 健康保険法施行令第四十三条第八項及び第九項の規定は、第十七条の六の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第八項中「厚生労働省令で」とあるのは「<u>防衛大臣</u>が」と、「第四十一条」とあるのは「<u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六」と、同条第九項中「被保険者又はその被扶養者」とあるのは「<u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六第一項に規定する自衛官等又は同項第一号に規定する自衛官被扶養者」と、「から法第六十三条第一項第五号」とあるのは「から同令第十七条の三第一項第五号」と、「第四十一条」とあるのは「同令第十七条の六」と、「当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同令第十七条の三第一項第五号」と読み替えるものとする。 6 高額療養費の支給に関する手続について必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	4 (略) 5 健康保険法施行令第四十三条第八項及び第九項の規定は、第十七条の六の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第八項中「厚生労働省令で」とあるのは「<u>防衛庁長官</u>が」と、「第四十一条」とあるのは「<u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の六」と、同条第九項中「被保険者又はその被扶養者」とあるのは「<u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六第一項に規定する自衛官等又は同項第一号に規定する自衛官被扶養者」と、「から法第六十三条第一項第五号」とあるのは「から同令第十七条の三第一項第五号」と、「第四十一条」とあるのは「同令第十七条の六」と、「当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同令第十七条の三第一項第五号」と読み替えるものとする。 6 高額療養費の支給に関する手続について必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(療養の給付等の制限等) 第十七条の八 (略) 2 <u>防衛大臣</u>又はその委任を受けた者は、自衛官等又は自衛官等であつた者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかったことにより、又は重大な過失により、疾病若しくは負傷若しくはこれらの直接の原因とな	(療養の給付等の制限等) 第十七条の八 (略) 2 <u>長官</u>又はその委任を受けた者は、自衛官等又は自衛官等であつた者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかったことにより、又は重大な過失により、疾病若しくは負傷若しくはこれらの直接の原因となつた

つた事故を生じさせ、又はその疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

3 防衛大臣又はその委任を受けた者は、療養の給付等に関し必要があると認めたときは、その療養の給付等に係る者につき診断を行うことができる。この場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者は、その療養の給付等に係る者が正当な理由がなくてその診断を拒否したときは、その者に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

4 5 6 (略)

(療養の給付等に準ずる給付又は支給)

第十七条の八の二 法第二十二条第一項に規定する療養の給付等に準ずる給付又は支給については、国家公務員共済組合法第五十二条の規定による短期給付の支給の実情を参酌して防衛大臣の定めるところによる。

(休職者に対する療養の給付等)

第十七条の九 国は、休職中の自衛官又は休学中の学生に対しても、防衛大臣の定める場合を除き、第十七条の三から前条までの規定の例により、療養の給付等又はこれらに準ずる給付若しくは支給を行うものとする。

(予備自衛官手当の支給方法)

第十七条の十一 予備自衛官手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の各月において防衛大臣の定める日に、それぞれそれらの月の前前月までに支給事由の発生している額を支給する。ただし、予備自衛官が予備自衛官以外の者となり、又は死亡した場合には、その者について支給事由の発生し

事故を生じさせ、又はその疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

3 長官又はその委任を受けた者は、療養の給付等に関し必要があると認めたときは、その療養の給付等に係る者につき診断を行うことができる。この場合において、長官又はその委任を受けた者は、その療養の給付等に係る者が正当な理由がなくてその診断を拒否したときは、その者に係る療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。

4 5 6 (略)

(療養の給付等に準ずる給付又は支給)

第十七条の八の二 法第二十二条第一項に規定する療養の給付等に準ずる給付又は支給については、国家公務員共済組合法第五十二条の規定による短期給付の支給の実情を参酌して長官の定めるところによる。

(休職者に対する療養の給付等)

第十七条の九 国は、休職中の自衛官又は休学中の学生に対しても、長官の定める場合を除き、第十七条の三から前条までの規定の例により、療養の給付等又はこれらに準ずる給付若しくは支給を行うものとする。

(予備自衛官手当の支給方法)

第十七条の十一 予備自衛官手当は、毎年二月、五月、八月及び十一月の各月において長官の定める日に、それぞれそれらの月の前前月までに支給事由の発生している額を支給する。ただし、予備自衛官が予備自衛官以外の者となり、又は死亡した場合には、その者について支給事由の発生してい

ている額の全額をその際支給する。	る額の全額をその際支給する。
2 (略) 3 前二項に規定するもののほか、予備自衛官手当の支給方法に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	2 (略) 3 前二項に規定するもののほか、予備自衛官手当の支給方法に関し必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(予備自衛官手当の不支給等) 第十七条の十二 法第二十四条の二第四項第二号に規定する政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一 防衛招集、国民保護等招集又は災害招集に応じて、自衛官としての勤務に堪えないと<u>防衛大臣</u>又はその委任を受けた者が認める心身の故障が生じたこと。	(予備自衛官手当の不支給等) 第十七条の十二 法第二十四条の二第四項第二号に規定する政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 一 防衛招集、国民保護等招集又は災害招集に応じて、自衛官としての勤務に堪えないと<u>長官</u>又はその委任を受けた者が認める心身の故障が生じたこと。
二 防衛招集、国民保護等招集又は災害招集に応じたならば配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと<u>防衛大臣</u>又はその委任を受けた者が認めるやむを得ない事情が生じたこと。	二 防衛招集、国民保護等招集又は災害招集に応じたならば配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと<u>長官</u>又はその委任を受けた者が認めるやむを得ない事情が生じたこと。
2 (略) (訓練招集手当の日額等) 第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千円とし、即応予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で<u>防衛大臣</u>が定める額とする。	2 (略) (訓練招集手当の日額等) 第十七条の十四 訓練招集手当の日額は、予備自衛官にあつては八千円とし、即応予備自衛官にあつては一万四千二百円を超えない範囲内で<u>長官</u>が定める額とする。
2 訓練招集手当は、前項に規定する額に予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じた日数を乗じて得た額を訓練招集に応じた期間の末日（訓練招集に応じた日が一日であるときは、その日）に支給する。ただし、予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集手当の支給を自己の預金又は貯金	2 訓練招集手当は、前項に規定する額に予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集に応じた日数を乗じて得た額を訓練招集に応じた期間の末日（訓練招集に応じた日が一日であるときは、その日）に支給する。ただし、予備自衛官又は即応予備自衛官が訓練招集手当の支給を自己の預金又は貯金

への振込みの方法によることを希望する旨を申し出た場合には、<u>防衛大臣</u>の定める日に支給する。 3 前二項に規定するもののほか、訓練招集手当の支給に関して必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	への振込みの方法によることを希望する旨を申し出た場合には、<u>長官</u>の定める日に支給する。 3 前二項に規定するもののほか、訓練招集手当の支給に関して必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(学生手当の支給) 第十八条 (略) 2・3 (略)	(学生手当の支給) 第十八条 (略) 2・3 (略)
4 防衛大学校又は防衛医科大学校の長は、長期にわたる部隊演習その他前二項の規定により学生手当を支給する日(以下この項及び次項において「支給日」という。)に学生手当を支給することができない場合には、あらかじめ<u>防衛大臣</u>の承認を得て、支給日を繰り上げることができる。この場合において、支給すべき額は、その繰り上げた支給日の属する月に係る額を超えることができない。 5・6 (略)	4 防衛大学校又は防衛医科大学校の長は、長期にわたる部隊演習その他前二項の規定により学生手当を支給する日(以下この項及び次項において「支給日」という。)に学生手当を支給することができない場合には、あらかじめ<u>長官</u>の承認を得て、支給日を繰り上げることができる。この場合において、支給すべき額は、その繰り上げた支給日の属する月に係る額を超えることができない。 5・6 (略)
(委任規定) 第二十四条の五 第二十条から前条までに定めるもののほか、若年定年退職者給付金の支給及び返納に関する手続その他の若年定年退職者給付金の支給及び返納に関し必要な事項は、<u>防衛省令</u>で定める。	(委任規定) 第二十四条の五 第二十条から前条までに定めるもののほか、若年定年退職者給付金の支給及び返納に関する手続その他の若年定年退職者給付金の支給及び返納に関し必要な事項は、<u>内閣府令</u>で定める。
(昇任の場合等における退職手当の特例) 第二十五条 法第二十八条第八項の政令で定める場合は、自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち<u>防衛大臣</u>の定めるもの(以下この条において「<u>防衛大臣</u>の定め	(昇任の場合等における退職手当の特例) 第二十五条 法第二十八条第八項の政令で定める場合は、自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち<u>長官</u>の定めるもの(以下この条において「<u>長官</u>の定める陸曹候

る陸曹候補者等」という。)となつた場合とする。

2 (略)

3 法第二十八条第六項に規定する未受給隊員以外の任用期間の定めのある隊員が、その任用期間の満了する日までに三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は防衛大臣の定める陸曹候補者等となつたこと(以下この条において「昇任等」という。)により任用期間の定めのある隊員以外の隊員(以下この条において「任用期間の定めのない隊員」という。)となり、その後次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額(准陸尉、准海尉又は准空尉以上の自衛官に昇任した者にあつては、その者が陸曹長等、海曹長等又は空曹長等として受けていた最終の号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額)の十分の一に相当する額にその者の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき、同条第一項第一号に掲げる者にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては八日、同項第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数とその者の任用期間の定めのない隊員としての勤続期間一月につき、同項第一号に掲げる者にあつては二日、同項第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては三日、同項第四号に掲げる者にあつては一・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。ただし、当該退職手当の額が国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その計算して得た額をもつて退職手当の額とする。

一〇三 (略)

4 〃 6 (略)

補者等」という。)となつた場合とする。

2 (略)

3 法第二十八条第六項に規定する未受給隊員以外の任用期間の定めのある隊員が、その任用期間の満了する日までに三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は長官の定める陸曹候補者等となつたこと(以下この条において「昇任等」という。)により任用期間の定めのある隊員以外の隊員(以下この条において「任用期間の定めのない隊員」という。)となり、その後次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額(准陸尉、准海尉又は准空尉以上の自衛官に昇任した者にあつては、その者が陸曹長等、海曹長等又は空曹長等として受けていた最終の号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額)の十分の一に相当する額にその者の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき、同条第一項第一号に掲げる者にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては八日、同項第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数とその者の任用期間の定めのない隊員としての勤続期間一月につき、同項第一号に掲げる者にあつては二日、同項第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては三日、同項第四号に掲げる者にあつては一・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。ただし、当該退職手当の額が国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その計算して得た額をもつて退職手当の額とする。

一〇三 (略)

4 〃 6 (略)

7 法第二十八条第九項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の政令で定める日は、当該各号に定める日とする。 一 防衛大臣の定める陸曹候補者等となつた場合 当該陸曹候補者等となつた日 二 (略) 8 8 11 (略)	7 法第二十八条第九項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の政令で定める日は、当該各号に定める日とする。 一 長官の定める陸曹候補者等となつた場合 当該陸曹候補者等となつた日 二 (略) 8 8 11 (略)
(防衛大臣の諮問する審議会等) 第二十五条の三 法第三十条に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。	(長官の諮問する審議会等) 第二十五条の三 法第三十条に規定する審議会等で政令で定めるものは、防衛人事審議会とする。
(総務大臣との協議) 第二十七条 防衛大臣は、次の場合には、あらかじめ、総務大臣と協議するものとする。 一 法第四条第四項ただし書、第四条の二第二項及び第十二条第二項の規定、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の五、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定並びに法第二十三条第六項ただし書の規定により防衛省令を定めようとするとき。 二 法第六条の二第二項及び第七条第二項の規定による俸給月額額の決定をしようとするとき。 三 (略) 四 第一条の二第二項から第四項まで、第三条第十一項、第四条第一項及び第二項、第八条の二第二項並びに第十条の四第四項の規定により防衛省令を定めようとするとき。	(総務大臣との協議) 第二十七条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、総務大臣と協議するものとする。 一 法第四条第四項ただし書、第四条の二第二項及び第十二条第二項の規定、法第十四条第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の五、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定並びに法第二十三条第六項ただし書の規定により内閣府令を定めようとするとき。 二 法第六条の二第二項及び第七条第二項の規定による承認をしようとするとき。 三 (略) 四 第一条の二第二項から第四項まで、第三条第十一項、第四条第一項及び第二項、第八条の二第二項並びに第十条の四第四項の規定により内閣府令を定めようとするとき。

五（略）

附 則

2 当分の間、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする¹と防衛大臣が認める場合における夜間看護等手当の額については、別表第三の規定にかかわらず、同表に定める額に千百四十円の範囲内で当該事情に応じて防衛大臣が定める額を加算した額とする。

3 平成二十一年三月三十一日までの間は、小笠原諸島（嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属して当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第三に規定するもののほか、業務一日につき三千八百六十円（南鳥島に置かれる官署に所属する者にあつては、五千五百十円）を超えない範囲内で防衛大臣の定める額の²小笠原手当を支給する。

4 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）の規定に基づく協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動（以下この項において「協力支援活動等」という。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第三に規定するもののほか、協力支援活動等に従事した日一日につき次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の特別協力支援活動等手当を支給する。

パキスタン内の港湾の区域又はその周辺の区域で防衛

五（略）

附 則

2 当分の間、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする¹と長官が認める場合における夜間看護等手当の額については、別表第三の規定にかかわらず、同表に定める額に千百四十円の範囲内で当該事情に応じて長官が定める額を加算した額とする。

3 平成二十一年三月三十一日までの間は、小笠原諸島（嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属して当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第三に規定するもののほか、業務一日につき三千八百六十円（南鳥島に置かれる官署に所属する者にあつては、五千五百十円）を超えない範囲内で長官の定める額の²小笠原手当を支給する。

4 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）の規定に基づく協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動（以下この項において「協力支援活動等」という。）に従事する職員には、特殊勤務手当として、別表第三に規定するもののほか、協力支援活動等に従事した日一日につき次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の特別協力支援活動等手当を支給する。

パキスタン内の港湾の区域又はその周辺の区域で長官

一	大臣の定めるものにおいて協力支援活動等に従事する場合（三の項（一）に規定する場合を除く。）	（略）
二	ディエゴ・ガルシア島の区域その他インド洋（南緯十度以北の部分に限る。以下この表において同じ。）の洋上の島しよ若しくは沿岸国に所在する港湾若しくは空港の区域又はその周辺の区域で防衛大臣の定めるものにおいて協力支援活動等に従事する場合（一の項及び三の項（一）に規定する場合を除く。）	（略）
三	（略）	（略）
四	インド洋の沿岸の水域で防衛大臣の定めるものを通算して四時間以上航海して協力支援活動等に従事する場合（三の項（二）に規定する場合を除く。）	（略）

5 平成十八年四月一日（以下「基準日」という。）の前日から引き続き乗組手当の支給を受ける海上自衛官で第八条の三第一項の規定の適用を受けるものに係る同項の規定による額が法別表第二の陸将、海将及び空将の欄二号俸の額とその者が受ける俸給及び乗組手当の月額合計額（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号。次項において「平成十八年改正令」という。）附則第十条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による額を加えた額。以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えることとなる場合におけるその者に支給する俸給の特別調整額は、第八条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、基準日から平成十九年三月三十一日までの間においては、同条第一項の規定による額と基準額との合計額（当該合計額が同欄四号俸の額を超えるときは、同欄四号俸の額）から同欄二号俸の額までの範囲内で防衛大臣が段階的に定める額と基準額との差

一	の定めるものにおいて協力支援活動等に従事する場合（三の項（一）に規定する場合を除く。）	（略）
二	ディエゴ・ガルシア島の区域その他インド洋（南緯十度以北の部分に限る。以下この表において同じ。）の洋上の島しよ若しくは沿岸国に所在する港湾若しくは空港の区域又はその周辺の区域で長官の定めるものにおいて協力支援活動等に従事する場合（一の項及び三の項（一）に規定する場合を除く。）	（略）
三	（略）	（略）
四	インド洋の沿岸の水域で長官の定めるものを通算して四時間以上航海して協力支援活動等に従事する場合（三の項（二）に規定する場合を除く。）	（略）

5 平成十八年四月一日（以下「基準日」という。）の前日から引き続き乗組手当の支給を受ける海上自衛官で第八条の三第一項の規定の適用を受けるものに係る同項の規定による額が法別表第二の陸将、海将及び空将の欄二号俸の額とその者が受ける俸給及び乗組手当の月額合計額（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号。次項において「平成十八年改正令」という。）附則第十条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による額を加えた額。以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えることとなる場合におけるその者に支給する俸給の特別調整額は、第八条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、基準日から平成十九年三月三十一日までの間においては、同条第一項の規定による額と基準額との合計額（当該合計額が同欄四号俸の額を超えるときは、同欄四号俸の額）から同欄二号俸の額までの範囲内で長官が段階的に定める額と基準額との差額に

額に相当する額とする。

6 基準日の前日から引き続き乗組手当の支給を受ける海上自衛官（法第六条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る第十二条第二項の規定による乗組手当の額（平成十八年改正令附則第十条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による額を加えた額。以下この項において同じ。）が法別表第二の陸将、海将及び空将の欄二号俸の額とその者が受ける俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額を含む。以下この項において同じ。）との差額に相当する額を超えることとなる場合におけるその者に支給する乗組手当は、第十二条第二項及び第八項の規定にかかわらず、基準日から平成十九年三月三十一日までの間においては、同条第二項の規定による乗組手当の額と俸給月額との合計額（当該合計額が同欄四号俸の額を超えるときは、同欄四号俸の額）から同欄二号俸の額までの範囲内で防衛大臣が段階的に定める額と俸給月額との差額に相当する額とする。

別表第一の二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
(1) 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第二項に規定する教育訓練の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する		二

相当する額とする。

6 基準日の前日から引き続き乗組手当の支給を受ける海上自衛官（法第六条の規定の適用を受けるものを除く。）に係る第十二条第二項の規定による乗組手当の額（平成十八年改正令附則第十条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による額を加えた額。以下この項において同じ。）が法別表第二の陸将、海将及び空将の欄二号俸の額とその者が受ける俸給月額（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額を含む。以下この項において同じ。）との差額に相当する額を超えることとなる場合におけるその者に支給する乗組手当は、第十二条第二項及び第八項の規定にかかわらず、基準日から平成十九年三月三十一日までの間においては、同条第二項の規定による乗組手当の額と俸給月額との合計額（当該合計額が同欄四号俸の額を超えるときは、同欄四号俸の額）から同欄二号俸の額までの範囲内で長官が段階的に定める額と俸給月額との差額に相当する額とする。

別表第一の二（第八条の二関係）

勤務箇所	職員	調整数
(1) 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第三項に規定する教育訓練の課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する		二

		防衛医科大学 学校		防衛大学校	
(8)	結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及 (略)	(2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助手(防衛大臣の定める者に限る。)	(1) 防衛省設置法第十六条第二項に規定する教育訓練(臨床に関する教育訓練を除く。) の課程を担当する教授、助教授及び講師(防衛大臣の定める者に限る。)	(2) 防衛省設置法第十五条第二項に規定する教育訓練の課程を担当する教授、助教授及び講師(1に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。)	教育を行うものとして認められたものうち、防衛大臣の定めるものに限る。)を担当する教授、助教授及び講師(防衛大臣の定める者に限る。)
		一	二	一	

		防衛医科大学 学校		防衛大学校	
(8)	結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及 (略)	(2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助手(長官の定める者に限る。)	(1) 防衛庁設置法第十八条第三項に規定する教育訓練(臨床に関する教育訓練を除く。) の課程を担当する教授、助教授及び講師(長官の定める者に限る。)	(2) 防衛庁設置法第十七条第三項に規定する教育訓練の課程を担当する教授、助教授及び講師(1に掲げる者を除くものとし、長官の定める者に限る。)	教育を行うものとして認められたものうち、長官の定めるものに限る。)を担当する教授、助教授及び講師(長官の定める者に限る。)
		一	二	一	

教育航空群司令		師団司令部		本省内部部局	
教育航空群司令		幕僚長		報道官 審議官 参事官 地方調整官 課長 政策評価官 衛生官 技術計画官	
(略)		(略)		(略)	
二種（ 防衛大臣 の定める		二種（ 防衛大臣 の定める 者にあつ ては、 一種）			

教育航空群司令		師団司令部			本庁内部部局	
		幕僚長	(略)		報道官 審議官 参事官 地方調整官 課長 政策評価官 衛生官 技術計画官	
		二種（ 長官の定 める者に あつては 、一種）				
教育航空群司令	(略)			(略)		
める者に 長官の定 二種（						

部	飛行教育団司令	(略)	(略)	(略)	部
	飛行教育団司令				
	二種（ 防衛大臣 の定める 者にあつ ては、一 種）				
部	航空方面隊司令	(略)	(略)	(略)	部
	幕僚長				
	二種（ 防衛大臣 の定める 者にあつ ては、一 種）				
部	飛行教育団司令	(略)	(略)	(略)	部
	飛行教育団司令				
	二種（ 防衛大臣 の定める 者にあつ ては、一 種）				

部	飛行教育団司令	(略)	(略)	(略)	部
	飛行教育団司令				
	二種（ 長官の定 める者に あつては 、一種）				
部	航空方面隊司令	(略)	(略)	(略)	部
	幕僚長				
	二種（ 長官の定 める者に あつては 、一種）				
部	飛行教育団司令	(略)	(略)	(略)	部
	飛行教育団司令				
	二種（ 長官の定 める者に あつては 、一種）				

自衛隊地方協力		陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処		陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校		(略)	
地方協力本部長		副処長		副校長			(略)
防衛大臣の定める二種(種)		防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種(種)		防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種(種)			

自衛隊地方協力	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処		陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校		(略)
	副処長	(略)	副校長	(略)	
地方協力本部長					
める者に 長官の定 二種（	三種（ 長官の定 める者に あつては 、一種又 は二種）		三種（ 長官の定 める者に あつては 、一種又 は二種）		

技術研究本部内 部部局	自衛隊地区病院		(略)	本部
	(略)	副院長		
		副技術開発官		
防衛大臣 の定める 二種（	(略)	防衛大臣 の定める 者にあつ ては、一 種）	(略)	者にあつ ては、一 種）

技術研究本部内 部部局	自衛隊地区病院		(略)	本部
	(略)	副院長		
		副技術開発官		
防衛大臣 の定める 二種（	(略)	防衛大臣 の定める 者にあつ ては、一 種）	(略)	者にあつ ては、一 種）

別表第三（第九条の六関係）	備考 （略）	本省内部部局、 防衛大学校、防 衛医科大学校、 防衛研究所、統 合幕僚監部、陸 上幕僚監部、海 上幕僚監部、航 空幕僚監部、自 衛隊の部隊及び 機関、情報本部 、技術研究本部 、装備本部並び に防衛施設庁	（略）	
		防衛大臣の定める官職		
		防衛大臣 の定める 割合		者にあつ ては、一 種）

別表第三（第九条の六関係）	備考 （略）	本庁内部部局、 防衛大学校、防 衛医科大学校、 防衛研究所、統 合幕僚監部、陸 上幕僚監部、海 上幕僚監部、航 空幕僚監部、自 衛隊の部隊及び 機関、情報本部 、技術研究本部 、装備本部並び に防衛施設庁	（略）	
		長官の定める官職		
		長官の定 める割合		あつては 、一 種）

種 類	支 給 額
爆発物 取扱作 業等手 当	不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに 従事する職員又は特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員
	作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき百十円（防衛大臣の定める作業にあつては、一日につき五千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額）
	作業一月につき七千円

種 類	支 給 額
爆発物 取扱作 業等手 当	不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で長官の定めるものに 従事する職員又は特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で長官の定めるものに 従事する職員
	作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき百十円（長官の定める作業にあつては、一日につき五千二百円を超えない範囲内で、長官の定める額）
	作業一月につき七千円

航空作業手当	、診療エックス線技師又はエックス線助手	異常圧力内作業等手当
航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）	搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。	低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練又は飛行適応検査を実施する職員
搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。	搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えることとなつてはならない。	作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。

航空作業手当	療エックス線技師又はエックス線助手	異常圧力内作業等手当
航空機に搭乗して長官の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）	搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、長官の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、長官の定める額を超えることとなつてはならない。	低圧室内において長官の定める航空生理訓練又は飛行適応検査を実施する職員
搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、長官の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、長官の定める額を超えることとなつてはならない。	搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、長官の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、長官の定める額を超えることとなつてはならない。	作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、長官の定める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。

高圧室内又は再圧治療室内 において高圧の下で防衛大 臣の定める作業に従事する 職員	額
高圧室内又は再圧治療室内 作業を開始してから作業を終了 するまでの時間一時間につき、 気圧の区分に応じて次に定める	気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円
	気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円
	気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円
	気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円
	気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円
	気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円
	気圧一・三メガパスカルまで 三千円
	気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円
	気圧二メガパスカルまで 四千 三百五十円
	気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円
	気圧三メガパスカルまで 五千

高圧室内又は再圧治療室内 において高圧の下で長官の 定める作業に従事する職員	額
高圧室内又は再圧治療室内 作業を開始してから作業を終了 するまでの時間一時間につき、 気圧の区分に応じて次に定める	気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円
	気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円
	気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円
	気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円
	気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円
	気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円
	気圧一・三メガパスカルまで 三千円
	気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円
	気圧二メガパスカルまで 四千 三百五十円
	気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円
	気圧三メガパスカルまで 五千

三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円	潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員 次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円
三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円	潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員 次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると長官が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円

潜水深度五十メートルまで 四百円	潜水深度七十メートルまで 二千円	潜水深度九十メートルまで 二千八百円	潜水深度百十メートルまで 三千五百円	潜水深度百三十メートルまで 四千五百円	潜水深度百五十メートルまで 五千五百円	潜水深度二百メートルまで 六千五百円	潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円	潜水深度三百メートルまで 八千円	潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円	潜水深度四百メートルまで 九千六百円	潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円	潜水深度四百五十メートルを超
---------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	----------------

潜水深度五十メートルまで 四百円	潜水深度七十メートルまで 二千円	潜水深度九十メートルまで 二千八百円	潜水深度百十メートルまで 三千五百円	潜水深度百三十メートルまで 四千五百円	潜水深度百五十メートルまで 五千五百円	潜水深度二百メートルまで 六千五百円	潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円	潜水深度三百メートルまで 八千円	潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円	潜水深度四百メートルまで 九千六百円	潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円	潜水深度四百五十メートルを超
---------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	---------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	----------------

潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官	航空医学実験隊の行う加速実験の被験者となる職員	えるとき 一万千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円 潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官	航空医学実験隊の行う加速実験の被験者となる職員	えるとき 一万千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う長官の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで長官の定める長期の潜航を行う海上自衛官	航空医学実験隊の行う加速実験の被験者となる職員	えるとき 一万千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円 潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、長官の定める額
潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う長官の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで長官の定める長期の潜航を行う海上自衛官	航空医学実験隊の行う加速実験の被験者となる職員	えるとき 一万千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、長官の定める額

落下傘 降下作 業手当	駐留軍 関係業 務手当	南極手 当	夜間看 護等手 当
落下傘降下作業に従事する 自衛官（航空手当の支給を 受ける者を除く。）	駐留軍に関する業務で防衛 大臣の定めるものに従事す る防衛施設局の職員（俸給 の特別調整額の支給を受け る者を除く。）	南緯五十五度以南の区域に おいて南極地域への輸送に 関する業務に従事する職員	自衛隊の病院に勤務する助 産師、看護師若しくは准看 護師のうち正規の勤務時間
作業一回につき六千六百五十円 （落下傘隊員手当又は特殊作戦 隊員手当の支給を受けない者に あつては、七千七百円）を超え ない範囲内で、防衛大臣の定め る額（特に困難な作業で心身に 著しい負担を与えると防衛大臣 が認めるものにあつては、当該 額にその百分の二十五に相当す る額を超えない範囲内で防衛大 臣の定める額を加算した額）	業務一日につき六百五十円	業務一日につき四千百円を超え ない範囲内で、防衛大臣の定め る額	勤務一回につき、次の業務の区 分に応じてそれぞれ次に定める 額

落下傘 降下作 業手当	駐留軍 関係業 務手当	南極手 当	夜間看 護等手 当
落下傘降下作業に従事する 自衛官（航空手当の支給を 受ける者を除く。）	駐留軍に関する業務で長官 の定めるものに従事する防 衛施設局の職員（俸給の特 別調整額の支給を受ける者 を除く。）	南緯五十五度以南の区域に おいて南極地域への輸送に 関する業務に従事する職員	自衛隊の病院に勤務する助 産師、看護師若しくは准看 護師のうち正規の勤務時間
作業一回につき六千六百五十円 （落下傘隊員手当又は特殊作戦 隊員手当の支給を受けない者に あつては、七千七百円）を超え ない範囲内で、長官の定める額 （特に困難な作業で心身に著し い負担を与えると長官が認める ものにあつては、当該額にその 百分の二十五に相当する額を超 えない範囲内で長官の定める額 を加算した額）	業務一日につき六百五十円	業務一日につき四千百円を超え ない範囲内で、長官の定める額	勤務一回につき、次の業務の区 分に応じてそれぞれ次に定める 額

除雪手 当	
自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路において午後五時から翌	による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し防衛大臣の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの 看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜を含む勤務である場合 六千八百円（自衛官である者にあつては、六千四百五十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円

除雪手 当	
自衛隊の施設に通ずる道路のうち長官の定める道路において午後五時から翌日の	による勤務の一部又は全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち長官の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し長官の定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事するもの 看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜を含む勤務である場合 六千八百円（自衛官である者にあつては、六千四百五十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円（自衛官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円

	死体処 理手当
日の午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風雪等に関する警告」という。）が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員	防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本
暴風雪等に関する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円	作業一日につき三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

	死体処 理手当
午前六時までの間又は暴風雪若しくは大雪に関する気象警報が発せられる場合に相当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風雪等に関する警告」という。）が発せられている間において行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業に従事する職員	長官の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で長官の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師
暴風雪等に関する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を行う場合 三百円	作業一日につき三千二百円を超えない範囲内で、長官の定める額

務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者を除く。）	災害派遣等手 当 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害その他の防衛大臣の定める大規模な災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は人命の救助の作業で特に生
	作業一日につき千三百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態対応策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、当該額にこれに相当する額を加算した額）
又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者を除く。）	災害派遣等手 当 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害その他の長官の定める大規模な災害が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の長官の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は人命の救助の作業で特に生命に著し
	作業一日につき千三百七十円を超えない範囲内で、長官の定める額（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態対応策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として長官の定めるものにおける作業並びに人命の救助の作業で特に生命に著しい危険を伴うものとして長官の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、当該額にこれに相当する額を加算した額）

移動警 戒作業 手当		夜間特 殊業務 手当
命に著しい危険を伴うものとして防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）	防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員
作業一日につき五百六十円	勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的な回数が六回未満である業務として防衛大臣の定

移動警 戒作業 手当		夜間特 殊業務 手当
い危険を伴うものとして長官の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）	長官の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて長官の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で長官の定めるものに従事する航空自衛官	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち長官の定めるものに従事する職員
作業一日につき五百六十円	勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額	勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円（勤務時間が深夜の全部又は一部を含む勤務の職員一人当たりの一月における平均的な回数が六回未満である業務として長官の定める

	航空管制手当	
	防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	めるものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が二時間以上である場合 七百三十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円） 深夜における勤務時間が二時間に満たない場合 四百十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、二百七十円）
	一月につき、業務の種類及び所属する部隊並びに業務に従事した日数に应じて、一万六千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	

	航空管制手当	
	長官の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で長官の定めるものに従事する自衛官（長官の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	ものに従事する職員（以下「特定回数深夜勤務職員」という。）にあつては、七百三十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が二時間以上である場合 七百三十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、四百九十円） 深夜における勤務時間が二時間に満たない場合 四百十円（特定回数深夜勤務職員にあつては、二百七十円）
	一月につき、業務の種類及び所属する部隊並びに業務に従事した日数に应じて、一万六千円を超えない範囲内で、長官の定める額	

船舶検査等手当	国際緊急援助隊等手当	自衛隊法第八十四条の四第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に 関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員
特別警備業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額 国際緊急援助業務 四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）	業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える」と防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

船舶検査等手当	国際緊急援助隊等手当	自衛隊法第百条の六の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務（以下「国際緊急援助業務」という。）に従事する職員又は自衛隊法第百条の八の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務（以下「在外邦人等輸送業務」という。）に従事する職員
特別警備業務に従事する特別警備隊員又は航空機に搭乗して特別警備隊員を対象船舶へ輸送する業務（以下「特別警備隊員輸送業務」	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額 国際緊急援助業務 四千円を超えない範囲内で、長官の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると長官が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）	業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与える」と長官が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）

二 (略)	備考 一 爆発物取扱作業等手当（防衛大臣の定める作業に係るものを除く。）に係る作業時間を計算するに当たっては、一の給与期間の作業時間を合計し、その合計作業時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。	という。）に従事する乗員	自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	に相当する額を加算した額）
		業務一日につき二千元（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）		

二 (略)	備考 一 爆発物取扱作業等手当（長官の定める作業に係るものを除く。）に係る作業時間を計算するに当たっては、一の給与期間の作業時間を合計し、その合計作業時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てるものとする。	という。）に従事する乗員	自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち長官の定めるものに従事する職員又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	当する額を加算した額）
		業務一日につき二千元（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると長官が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）		

三 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。

別表第三の二（第十条、第十条の二関係）

官 職	級 別 区 分
（略）	（略）
自衛隊の部隊及び機関（前項に掲げるものを除く。）で <u>防衛大臣</u> の指定するもの	一級から六級までのいずれかの級で <u>防衛大臣</u> の定めるもの

別表第五（第十二条の三関係）

（略）
備考 第一区から第四区までの水域の区分については、第一区はイに掲げる水域と、第二区はロに掲げる水域と、第三区はハに掲げる水域と、第四区はニに掲げる水域とする。ただし、ロに掲げる水域内にある港を定係港とする艦船にあつては、第一区はホに掲げ

三 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（長官の定める作業に限る。）に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。

別表第三の二（第十条、第十条の二関係）

官 職	級 別 区 分
（略）	（略）
自衛隊の部隊及び機関（前項に掲げるものを除く。）で <u>長官</u> の指定するもの	一級から六級までのいずれかの級で <u>長官</u> の定めるもの

別表第五（第十二条の三関係）

（略）
備考 第一区から第四区までの水域の区分については、第一区はイに掲げる水域と、第二区はロに掲げる水域と、第三区はハに掲げる水域と、第四区はニに掲げる水域とする。ただし、ロに掲げる水域内にある港を定係港とする艦船にあつては、第一区はホに掲げ

る水域と、第二区はへに掲げる水域とする。

イ・ロ (略)

ハ 東経百七十五度、東経九十四度、南緯十一度及び北緯二十一度の線で囲まれる水域、東経百七十五度、東経百三十四度、北緯五十一度及び北緯六十三度の線で囲まれる水域並びにイ及びロに掲げる水域以外の水域のうち防衛大臣の定める水域

ニ〜ヘ (略)

別表第五の二(第十二条の六、第十二条の七関係)

教育職俸給表(一)		自衛隊教官俸給表		俸給表
(略)		(略)		職員
職務の級が四級の職員		職務の級が一級の職員		割合
百分の十五(防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十)		百分の五(防衛大臣の定める職員にあつては、百分の十)		合

る水域と、第二区はへに掲げる水域とする。

イ・ロ (略)

ハ 東経百七十五度、東経九十四度、南緯十一度及び北緯二十一度の線で囲まれる水域、東経百七十五度、東経百三十四度、北緯五十一度及び北緯六十三度の線で囲まれる水域並びにイ及びロに掲げる水域以外の水域のうち長官の定める水域

ニ〜ヘ (略)

別表第五の二(第十二条の六、第十二条の七関係)

教育職俸給表(一)		自衛隊教官俸給表		俸給表
(略)		(略)		職員
職務の級が四級の職員		職務の級が一級の職員		割合
百分の十五(長官の定める職員にあつては、百分の二十)		百分の五(長官の定める職員にあつては、百分の十)		合

医療職俸給表(一)		研究職俸給表			(略)		
職務の級が三級又は四級の職員	(略)	(略)	職務の級が五級の職員	(略)		(略)	職務の級が二級又は三級の職員
百分の十五（職務の級が四級の職員のうち防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十）	(略)	(略)	百分の十五（防衛大臣の定める職員にあつては、百分の二十）	(略)	(略)	(略)	百分の十（職務の級が三級の職員のうち防衛大臣の定める職員にあつては、百分の十五）

医療職俸給表(一)		研究職俸給表			(略)		
職務の級が三級又は四級の職員	(略)	(略)	職務の級が五級の職員	(略)		(略)	職務の級が二級又は三級の職員
百分の十五（職務の級が四級の職員のうち長官の定める職員にあつては、百分の二十）	(略)	(略)	百分の十五（長官の定める職員にあつては、百分の二十）	(略)	(略)	(略)	百分の十（職務の級が三級の職員のうち長官の定める職員にあつては、百分の十五）

	自衛官俸給表		(略)	(略)
備考 俸給表の適用を異にして異動した職員で、異動後の割合が異動前の割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して防衛大臣が特に必要と認める職員については、当該異動後の割合に百分の五を加えた割合とする。	(略)	三等陸佐、三等海佐若しくは三等空佐又は一等陸尉、一等海尉若しくは一等空尉の自衛官	(略)	(略)
	(略)	百分の九（一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の自衛官のうち防衛大臣の定める者にあつては、百分の五）	(略)	

	自衛官俸給表		(略)	(略)
備考 俸給表の適用を異にして異動した職員で、異動後の割合が異動前の割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して長官が特に必要と認める職員については、当該異動後の割合に百分の五を加えた割合とする。	(略)	三等陸佐、三等海佐若しくは三等空佐又は一等陸尉、一等海尉若しくは一等空尉の自衛官	(略)	(略)
	(略)	百分の九（一等陸尉、一等海尉又は一等空尉の自衛官のうち長官の定める者にあつては、百分の五）	(略)	

改 正 案	現 行
（適用除外） 第三条 法第十二条の規定による政令で定める行政機関が政令で定める事務 に関して行う統計報告の徴集は、次の各号に掲げる行政機関がそれぞれ当 該各号に定める事務に関して行うものとする。 一 （略） （削除） 二 三 四 五 六 七 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 七 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）に規定する 防衛省の所掌事務（同法第四条第二十五号に規定する事務及び同法附則 第二項の表平成二十年五月十六日までの間の項事務の欄に掲げる事務を 除く。）	（適用除外） 第三条 法第十二条の規定による政令で定める行政機関が政令で定める事務 に関して行う統計報告の徴集は、次の各号に掲げる行政機関がそれぞれ当 該各号に定める事務に関して行うものとする。 一 （略） 二 防衛庁 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）に規定する 防衛庁の所掌事務（同法第五条第二十五号に規定する事務及び同法附則 第二項の表平成二十年五月十六日までの間の項事務の欄に掲げる事務を 除く。） 三 四 五 六 七 (略) (略) (略) (略) (略)

改 正 案	現 行
第八条 航空法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であつて、同法第三百三十七条第三項の規定により防衛大臣に委任するものは、別表の上欄に掲げる飛行場に係る同表の下欄に掲げる事項とする。 2 国土交通大臣は、前項の規定により防衛大臣に委任された事項について、設備の故障その他のやむを得ない事由により当該業務の遂行に支障が生じた場合において、必要があると認めるときは、当該業務を自ら行なうことができる。ただし、防衛大臣の要請があつた場合に限る。	第八条 航空法の規定により国土交通大臣の権限に属する事項であつて、同法第三百三十七条第三項の規定により防衛庁長官に委任するものは、別表の上欄に掲げる飛行場に係る同表の下欄に掲げる事項とする。 2 国土交通大臣は、前項の規定により防衛庁長官に委任された事項について、設備の故障その他のやむを得ない事由により当該業務の遂行に支障が生じた場合において、必要があると認めるときは、当該業務を自ら行なうことができる。ただし、防衛庁長官の要請があつた場合に限る。

改 正 案	現 行
（緊急自動車の要件） 第十四条 前条第一項に規定する自動車は、緊急の用務のため運転するとき は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定（道路運送車両法 の規定が適用されない自衛隊用自動車については、自衛隊法第百十四条第 二項の規定による防衛大臣の定め。以下「車両の保安基準に関する規定」 という。）により設けられるサイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつ けなければならない。ただし、警察用自動車が法第二十二条の規定に違反 する車両又は路面電車（以下「車両等」という。）を取り締まる場合にお いて、特に必要があると認めるときは、サイレンを鳴らすことを要しない 。	（緊急自動車の要件） 第十四条 前条第一項に規定する自動車は、緊急の用務のため運転するとき は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定（道路運送車両法 の規定が適用されない自衛隊用自動車については、自衛隊法第百十四条第 二項の規定による防衛庁長官の定め。以下「車両の保安基準に関する規定 」という。）により設けられるサイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を つけなければならない。ただし、警察用自動車が法第二十二条の規定に違 反する車両又は路面電車（以下「車両等」という。）を取り締まる場合に おいて、特に必要があると認めるときは、サイレンを鳴らすことを要しな い。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第九条第三号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（政令で定める自衛隊の部隊等の長） 第八条（略） 2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。 一 二十六（略） 二十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十二条第一項又は第二項の規定により編成される特別の部隊の長で防衛大臣が指定するもの （損害補償の申請手続） 第四十四条 法第六十条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。 一（略） 二 自衛官の要請を受けて協力した場合 防衛大臣 三・四（略） 2 4（略）	（政令で定める自衛隊の部隊等の長） 第八条（略） 2 法第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。 一 二十六（略） 二十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十二条第一項又は第二項の規定により編成される特別の部隊の長で防衛庁長官が指定するもの （損害補償の申請手続） 第四十四条 法第六十条第一項の規定による損害の補償を受けようとする者は、損害補償申請書を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。 一（略） 二 自衛官の要請を受けて協力した場合 防衛庁長官 三・四（略） 2 4（略）

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）（第九条第四号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（損失の補償の請求手続） 第八条 法第六十六条の規定による損失の補償を請求しようとする者は、損失補償請求書を、防衛大臣に提出しなければならない。 2 防衛大臣は、前項の損失補償請求書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該請求をした者に通知しなければならない。	（損失の補償の請求手続） 第八条 法第六十六条の規定による損失の補償を請求しようとする者は、損失補償請求書を、防衛庁長官に提出しなければならない。 2 防衛庁長官は、前項の損失補償請求書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを当該請求をした者に通知しなければならない。

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）（第九条第五号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（特定特殊自動車から除かれるもの） 第一条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。 一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車（防衛大臣が排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため必要な技術上の基準を定めるものに限る。）であつて、次に掲げるもの イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する大型特殊自動車 ロ イに掲げるもののほか、<u>防衛大臣</u>の申出により主務大臣が指定した自動車 二（略）	（特定特殊自動車から除かれるもの） 第一条 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げるものとする。 一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車（<u>防衛庁長官</u>が排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため必要な技術上の基準を定めるものに限る。）であつて、次に掲げるもの イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する大型特殊自動車 ロ イに掲げるもののほか、<u>防衛庁長官</u>の申出により主務大臣が指定した自動車 二（略）

改 正 案	現 行				
別表第一（第六条の三関係） イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1029 257 1029 403">第一号区分</th><th data-bbox="193 257 1029 1115"> 一く六（略） 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）附則第二十七条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）をいう。以下同じ。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日ま </th></tr> </table>	第一号区分	一く六（略） 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）附則第二十七条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）をいう。以下同じ。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日ま	別表第一（第六条の三関係） イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表 <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1029 1187 1029 1332">第一号区分</th><th data-bbox="193 1187 1029 2038"> 一く六（略） 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法」という。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日ま </th></tr> </table>	第一号区分	一く六（略） 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法」という。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日ま
第一号区分	一く六（略） 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）附則第二十七条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）をいう。以下同じ。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日ま				
第一号区分	一く六（略） 七 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法」という。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十三年一月六日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日ま				

	第二号区分
での間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	一〇（略） 一〇七（略） 八 平成八年四月一日から平成十三年一月五日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法」という。）の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの 九 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの 一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄四号俸から七号俸までの俸給月額を受けていたもの 一一～一三（略）

	第二号区分
での間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄九号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの	一〇（略） 一〇七（略） 八 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの 九 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの 一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄四号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄四号俸から七号俸までの俸給月額を受けていたもの 一一～一三（略）

第三号区分	
一〇五 (略)	六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁 給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同 表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を 受けていたもの
七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛 庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた 者で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給 月額を受けていたもの	八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁 給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表 の陸将、海将及び空将の欄一号俸から三号俸までの 俸給月額を受けていたもの、陸将補、海将補及び空 将補の(一)欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受け ていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に 掲げる俸給月額を受けていたものうち総務大臣の定 めるもの
九 (略)	
第四号区分	
一〇一五 (略)	一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛 庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で その属する職務の級が五級であつたもの
一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防 衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けてい た者でその属する職務の級が五級であつたもの	

第三号区分	
一〇五 (略)	六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給 与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表 の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受 けていたもの
七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁 給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者 で同表の指定職の欄一号俸から三号俸までの俸給月 額を受けていたもの	八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給 与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の 陸将、海将及び空将の欄一号俸から三号俸までの俸 給月額を受けていたもの、陸将補、海将補及び空将 補の(一)欄一号俸から三号俸までの俸給月額を受け ていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に 掲げる俸給月額を受けていたものうち総務大臣の定 めるもの
九 (略)	
第四号区分	
一〇一五 (略)	一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁 給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が五級であつたもの
一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛 庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた 者でその属する職務の級が五級であつたもの	

	第五号区分	第六号区分
一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。)又は一等陸佐、一等海佐及び一等空の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一九〇二一 (略)	一〇一五 (略) 一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一九〇二〇 (略)	一〇一八 (略) 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた

	第五号区分	第六号区分
一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第八号に掲げる者を除く。)又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一九〇二一 (略)	一〇一五 (略) 一六 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 一七 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一九〇二〇 (略)	一〇一八 (略) 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた

	た者でその属する職務の級が三級であつたもの 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 二二〇二四 (略)
第七号区分	一〇一八 (略) 一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの 二二〇二四 (略)
第八号区分	一〇二二 (略) 二二 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの 二三 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けてい

	第九号区分
た者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二四 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの 二六〃二八（略）	一〃一二二（略） 二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの 二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの 二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防

	第九号区分
者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二四 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた防衛庁の職員給与等に関する法律（以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法」という。）の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの 二六〃二八（略）	一〃一二二（略） 二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの 二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二三号に掲げる者を除く。）のうち総務大臣の定めるもの 二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛

	第十号区分
衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの 二七～二八 (略)	一～二二 (略) 二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二二号及び第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。) 二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二三号及び第九号区分の項第二四号に掲げる者を除く。) 二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二五号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛

	第十号区分
庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの 二七～二八 (略)	一～二二 (略) 二三 平成八年四月以後平成十三年一月以前の防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二二号及び第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。) 二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二三号及び第九号区分の項第二四号に掲げる者を除く。) 二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二五号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の防衛庁

	備考 (略)	
	(略)	給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの 二七〇二八 (略)
ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		
第一号区分	一〇六 (略)	七 平成十八年四月一日から同年七月三十日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十八年四月一日から平成十九年一月八日までの間において適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

	備考 (略)	
	(略)	給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの 二七〇二八 (略)
ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表		
第一号区分	一〇六 (略)	七 平成十八年四月一日から同年七月三十日までの間において適用されていた防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 八 平成十八年四月一日以後適用されている防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の防衛庁給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの

	第二号区分	第三号区分
八の二 平成十九年一月九日以後適用されている防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「平成十九年一月以後の防衛省給与法」という。）の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの 九（略）	一〇七 （略） 八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの 九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 九の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの	一〇一三 （略） 一四 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与

	第二号区分	第三号区分
九（略）	一〇七 （略） 八 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの 九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの	一〇一三 （略） 一四 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与

	第四号区分
与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 一五 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち総務大臣の定めるものの 一五の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち総務大臣の定めるもの 一六 (略)	一〇一四 (略) 一五 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 一六 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第一五号に掲げる者を除く。) 又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一六の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

	第四号区分
法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの 一五 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち総務大臣の定めるもの	一〇一四 (略) 一五 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの 一六 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの(第三号区分の項第一五号に掲げる者を除く。) 又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

	第五号区分	第六号区分
たもの（第三号区分の項第一五号の二に掲げる者を除く。）又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一七〇一九（略）	一〇一四（略） 一五 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 一六 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一六の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 一七〇一八（略）	一〇一七（略） 一八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 一九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

	第五号区分	第六号区分
一七〇一九（略）	一〇一四（略） 一五 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの 一六 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの	一七〇一八（略） 一〇一七（略） 一八 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの 一九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（三）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

	第七号区分	第八号区分
一九の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの 二〇～二二 (略)	一～一七 (略) 一八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 一九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの 一九の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの 二〇～二二 (略)	一～一九 (略) 二〇 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二一 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

	第七号区分	第八号区分
二〇～二二 (略)	一～一七 (略) 一八 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 一九 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの	一～一九 (略) 二〇 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二一 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

	第九号区分
二一の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの 二二 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの 二二の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの	一〇二〇 (略) 二一 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの (第八号区分の項第二〇号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二二 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち総務大臣の定めるもの 二二の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

	第九号区分
二三〇二五 (略) 二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの	一〇二〇 (略) 二一 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの (第八号区分の項第二〇号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち総務大臣の定めるもの

二三 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの 二三の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの 二四～二五 (略)	第十号区分 一～二〇 (略) 二一 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二〇号及び第九号区分の項第二一号に掲げる者を除く。) 二二 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二二号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二二の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二二号の二に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二三 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防
--	--

二三 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの 二四～二五 (略)	第十号区分 一～二〇 (略) 二一 平成十八年四月以後同年七月以前の防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二〇号及び第九号区分の項第二一号に掲げる者を除く。) 二二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二二号に掲げる者を除く。)のうち総務大臣の定めるもの 二三 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸
--	---

	衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの 二三の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹若しくは一等空曹であつたもの 二四〽二五 (略)	備考 一 (略) 二 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表又は平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で退職の日に昇任したもの（公務上死亡した者又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した者を除く。）は、その昇任前の階級に属していたものとみなす。
	給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの 二四〽二五 (略)	備考 一 (略) 二 平成十八年四月以後の防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で退職の日に昇任したもの（公務上死亡した者又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した者を除く。）は、その昇任前の階級に属していたものとみなす。

改 正 案	現 行
（法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付） 第十八条 法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付は、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一〇三 （略） 四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十二条（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において準用する場合を含む。） 、裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）又は国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条五ノ十 （略）	（法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付） 第十八条 法第三十三条ノ十六第六項の政令で定める給付は、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一〇三 （略） 四 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十二条（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において準用する場合を含む。） 、裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）又は国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条五ノ十 （略）

改 正 案	現 行
（法第三十七条第八項の政令で定める給付） 第九条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条又は第三百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一 （略） 二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十二条（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において準用する場合を含む。） 、裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）又は国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条三〇九（略）	（法第三十七条第八項の政令で定める給付） 第九条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条又は第三百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。 一 （略） 二 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十二条の三、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第二十六条の二、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十二条（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において準用する場合を含む。） 、裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）又は国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）第十八条三〇九（略）

改 正 案	現 行
（療養、医療等の範囲） 第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、十四 （略） 十五 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条（災害補償）若しくは裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）においてその例によるものとされる場合又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項（国家公務員災害補償法の準用）若しくは裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく療養補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及び国家公務員災害補償法の規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療 十六、二十一 （略）	（療養、医療等の範囲） 第十四条 法別表第一第六号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一、十四 （略） 十五 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第十五条（災害補償）若しくは裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十五年法律第百号）においてその例によるものとされる場合又は防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項（国家公務員災害補償法の準用）若しくは裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく療養補償に係る療養の給付又は療養の費用の支給に係る療養及び国家公務員災害補償法の規定に基づき福祉事業として行われる医療の措置又は医療に要する費用の支給に係る医療 十六、二十一 （略）

○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）（第十一条第四号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（国際平和協力手当） 第三条（略） 2（略） 3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。	（国際平和協力手当） 第三条（略） 2（略） 3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。

○臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の法律を定める政令（平成九年政令第三百十一号）（第十一条第五号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇二十五（略） 二十六 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 二十七〇五十八（略）	臓器の移植に関する法律附則第十一条第一項の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一〇二十五（略） 二十六 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号） 二十七〇五十八（略）

○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十一号）（第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（法第一項の固定資産） 第一条 （略） 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の九に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。 3 （略）	（法第一項の固定資産） 第一条 （略） 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の九に規定する警戒群若しくは長官の定める部隊又は防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第二十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。 3 （略）

○駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第三百三十一号）（第十三条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（勤務を要しない日） 第八条の四 法第十五条第四項及び第十七条第二項に規定する勤務を要しない日は、日曜日その他これに準ずる防衛省令で定める日とする。 （権限の委任） 第十二条 前条第二項に規定する防衛施設庁長官の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。 （防衛省令への委任） 第十三条 法及びこの政令に別段の定めのあるもののほか、特別給付金の支給について必要な事項は、防衛省令で定める。	（勤務を要しない日） 第八条の四 法第十五条第四項及び第十七条第二項に規定する勤務を要しない日は、日曜日その他これに準ずる内閣府令で定める日とする。 （権限の委任） 第十二条 前条第二項に規定する防衛施設庁長官の権限は、内閣府令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。 （内閣府令への委任） 第十三条 法及びこの政令に別段の定めのあるもののほか、特別給付金の支給について必要な事項は、内閣府令で定める。

○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令（平成七年政令第二百五十二号）（第十三条第二号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（給付金の支給） 第三条（略） 2 給付金の支給を受けようとする者は、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。 3（略） 4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。	（給付金の支給） 第三条（略） 2 給付金の支給を受けようとする者は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。 3（略） 4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する政令（平成九年政令第百六十八号）（第十三条第三号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、<u>防衛省令</u>で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一〇六 （略）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、<u>内閣府令</u>で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一〇六 （略）

改 正 案	現 行
（大規模跡地給付金の支給の手続等） 第三十六条（略） 2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。 3（略） 4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。 5（略）	（大規模跡地給付金の支給の手続等） 第三十六条（略） 2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。 3（略） 4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。 5（略）

改 正 案	現 行
（報酬） 第五条（略） 2（略） 3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。 一 六（略） 七 防衛省の職員 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定に基づく給与 八 十（略） 4（略） （法第三条第二項第一号に規定する政令で定める機関） 第五条の三 法第三条第二項第一号に規定する政令で定める機関は、矯正研修所とする。 （その他高額療養費の支給に関する事項）	（報酬） 第五条（略） 2（略） 3 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受けないその他の職員について、同法の適用を受ける職員に係る報酬に含まれる給与（以下「一般職員の報酬に含まれる給与」という。）に準ずる給与として法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与のうち一般職員の報酬に含まれる給与に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。 一 六（略） 七 防衛庁の職員 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定に基づく給与 八 十（略） 4（略） （法第三条第二項第二号に規定する政令で定める機関） 第五条の三 法第三条第二項第二号に規定する政令で定める機関は、矯正研修所とする。 （その他高額療養費の支給に関する事項）

第十一条の三の六 (略)	第十一条の三の六 (略)
2 6 (略)	2 6 (略)
7 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定に基づき国が自衛官(同法第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。) (並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生(同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。))である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、第十一条の三の四、前条及び第一項から前項までの規定の適用については、法の規定による給付とみなす。	7 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定に基づき国が自衛官(同法第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。) (並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生(同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。))である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、第十一条の三の四、前条及び第一項から前項までの規定の適用については、法の規定による給付とみなす。
8 (略)	8 (略)
(長期給付の適用範囲の特例) 第十一条の五 法第七十二条第二項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(長期給付の適用範囲の特例) 第十一条の五 法第七十二条第二項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一 (略) 二 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官並びに特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員のうち、国会議員でない者をもつて充てられたもの	一 (略) 二 国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣(法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。)、及び大臣政務官(長官政務官を含む。)(並びに特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員のうち、国会議員でない者をもつて充てられたもの
(給付に要する費用の算定単位) 第十二条の二 組合の短期給付に要する費用は、当該組合を組織する職員(	(給付に要する費用の算定単位) 第十二条の二 組合の短期給付に要する費用は、当該組合を組織する職員(

任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）を単位として算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外公館に勤務する外務公務員である職員（以下「在外組合員」という。）とその他の者との区分し、防衛省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生とその他の者との区分して算定する。

2・3 (略)

(連合会役職員の取扱い)

第四十五條の二 (略)

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合には、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第八條第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各一 項に規定する連合会役職 省大臣（環境大臣を除 く。）、最高裁判所長 官及び会計検査院長（ 第三條第二項第二号口 又は第三号に掲げる職	理事長は、第二百二十六條第

任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）を単位として算定する。ただし、外務省の職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、在外公館に勤務する外務公務員である職員（以下「在外組合員」という。）とその他の者との区分し、法第三條第二項第一号に掲げる職員（任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。）をもつて組織する組合にあつては、自衛官（防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二條の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学の学生及び防衛医科大学校の学生とその他の者との区分して算定する。

2・3 (略)

(連合会役職員の取扱い)

第四十五條の二 (略)

2 連合会役職員について法の規定を適用する場合には、法第四章中「公務」とあるのは「業務」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
法第八條第一項	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各一 項に規定する連合会役職 省大臣（環境大臣を除 く。）、最高裁判所長 官及び会計検査院長（ 第三條第二項第一号、 第三号口又は第四号に	理事長は、第二百二十六條第

員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員又は公社の所属の職員	(略)	(略)
	(略)	(略)
	3	(略)
附 則 (自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例の適用を受ける者の範囲) 第七条 法附則第十二条の九第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十条第一項第一号の規定に該当する者のうち、自衛官であつた期間（防衛大学校の学生若しくは防衛医科大学校の学生又は地方		

掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する特定独立行政法人の職員又は公社の所属の職員	(略)	(略)
	(略)	(略)
	3	(略)
附 則 (自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例の適用を受ける者の範囲) 第七条 法附則第十二条の九第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十条第一項第一号の規定に該当する者のうち、自衛官であつた期間（防衛大学校の学生若しくは防衛医科大学校の学生又は地		

公務員等共済組合法附則第二十五条第三項に規定する警察官若しくは皇 宮護衛官若しくは消防吏員若しくは常勤の消防団員（以下この号及び次 条第一項において「学生等」という。）であつた自衛官にあつては、当 該学生等であつた期間を含む。）を合算した期間が二十年未満であるも の 二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第二十条第一項第二号の規 定に該当する者 （学生等であつた自衛官の取扱い） 第七条の二 学生等であつた自衛官のうち、当該学生等であつた間自衛官で あつたものとした場合に防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の 二に規定する若年定年退職者に該当することとなる者については、その者 を若年定年退職者とみなして、法附則第十二条の九第一項の規定を適用す る。 2・3 （略）	方公務員等共済組合法附則第二十五条第三項に規定する警察官若しくは 皇宮護衛官若しくは消防吏員若しくは常勤の消防団員（以下この号及び 次条第一項において「学生等」という。）であつた自衛官にあつては、 当該学生等であつた期間を含む。）を合算した期間が二十年未満である もの 二 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第二十条第一項第二号の規 定に該当する者 （学生等であつた自衛官の取扱い） 第七条の二 学生等であつた自衛官のうち、当該学生等であつた間自衛官で あつたものとした場合に防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条の 二に規定する若年定年退職者に該当することとなる者については、その者 を若年定年退職者とみなして、法附則第十二条の九第一項の規定を適用す る。 2・3 （略）
---	--

○航空機工業振興法施行令（昭和三十五年政令第二百九十四号）（第十五条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（国有試験研究施設の範囲） 第一条 航空機工業振興法（以下「法」という。）第十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。 一 防衛省技術研究本部航空装備研究所 二 防衛省技術研究本部陸上装備研究所	（国有試験研究施設の範囲） 第一条 航空機工業振興法（以下「法」という。）第十一条の国有の試験研究施設は、次に掲げる機関の試験研究施設とする。 一 防衛庁技術研究本部航空装備研究所 二 防衛庁技術研究本部陸上装備研究所

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）（第十五条第二号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（適用範囲） 第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る 予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受 ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定 めが十二月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務 の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算 定した額とする。）が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以 上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調 達契約に関する事務については、この限りでない。 一 （略） 二 防衛省に関する経費による物品等の調達契約（協定の附属書I日本国 の付表1中、付表1に関する注釈4に掲げる物品等の調達契約にあつて は、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるものに限る。 ） 三 物品等の調達契約（防衛省に関する経費によるものを除く。）又は特 定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする 必要があるもの 2 （略）	（適用範囲） 第三条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る 予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受 ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定 めが十二月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務 の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算 定した額とする。）が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以 上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調 達契約に関する事務については、この限りでない。 一 （略） 二 防衛庁に関する経費による物品等の調達契約（協定の附属書I日本国 の付表1中、付表1に関する注釈4に掲げる物品等の調達契約にあつて は、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるものに限る。 ） 三 物品等の調達契約（防衛庁に関する経費によるものを除く。）又は特 定役務の調達契約であつて、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする 必要があるもの 2 （略）

改 正 案	現 行
（貿易経済協力局の所掌事務） 第六条 貿易経済協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 （略） 八 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（<u>防衛省</u>の所掌に属するものを除く。）。 九〇十二 （略） 2 （略） （貿易管理課の所掌事務） 第五十条 貿易管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三 （略） 四 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（<u>防衛省</u>の所掌に属するものを除く。）。	（貿易経済協力局の所掌事務） 第六条 貿易経済協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 （略） 八 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（<u>防衛庁</u>の所掌に属するものを除く。）。 九〇十二 （略） 2 （略） （貿易管理課の所掌事務） 第五十条 貿易管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇三 （略） 四 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（<u>防衛庁</u>の所掌に属するものを除く。）。

改 正 案	現 行
（派遣職員の給与等） 第十八条（略） 2（略） 3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。 一 一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（<u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項 二（略） 三 <u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第三項、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項 四 <u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の三第三項 五〇七（略） 4 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第一号、第三号及び第五号に掲げる規定）の適用については、派遣	（派遣職員の給与等） 第十八条（略） 2（略） 3 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第六号及び第七号に掲げる規定）の適用については、派遣を受けた都道府県又は市町村の職員としての勤務を国又は指定公共機関の職員としての勤務とみなす。 一 一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項から第七項まで（<u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項 二（略） 三 <u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第一項、第十八条第三項、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項 四 <u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の三第三項 五〇七（略） 4 派遣職員に対する次に掲げる規定（指定公共機関からの派遣職員にあつては、第一号、第三号及び第五号に掲げる規定）の適用については、派遣

を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。 一 (略) 二 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する前号に掲げる規定 三 (略) 四 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条第二項 五 (略) 5 派遣職員の国家公務員災害補償法第四条第一項(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の給与及び国家公務員共済組合法第二条第一項第五号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものとみなす。 6 8 (略)	を受けた都道府県又は市町村の公務を国又は指定公共機関の公務とみなす。 一 (略) 二 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する前号に掲げる規定 三 (略) 四 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条第二項 五 (略) 5 派遣職員の国家公務員災害補償法第四条第一項(防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の給与及び国家公務員共済組合法第二条第一項第五号の報酬については、派遣を受けた都道府県又は市町村が法令の規定により当該派遣職員に対し支給した通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当するものとみなす。 6 8 (略)
---	---

○人事管理官を置く機関を指定する政令（昭和四十年政令第二百六十一号）（第十七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
国家公務員法第二十五条第一項の政令で指定する機関は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 宮内庁並びに内閣府及び各省の外局 五 （略）	国家公務員法第二十五条第一項の政令で指定する機関は、次のとおりとする。 一 三 （略） 四 宮内庁並びに内閣府及び各省の外局（<u>防衛庁を除く。</u>） 五 （略）

○防衛庁職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省職員の災害補償に関する政令 （災害補償及び福祉事業） 第一条 防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第二十七条第一項の政令で定める事項その他職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事項及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業に関する事項については、この政令で特に定めるところによるほか、一般職の国家公務員について定められているこれらの事項の例による。 （傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲） 第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。 一〇八 （略） 九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛大臣の定めるもの（以下この号において「武器等」という。）の防護又は自衛隊の施設のうち、武器等を保管し、収容し、若しくは整備す	防衛庁職員の災害補償に関する政令 （災害補償及び福祉事業） 第一条 防衛庁の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第二十七条第一項の政令で定める事項その他職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事項及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業に関する事項については、この政令で特に定めるところによるほか、一般職の国家公務員について定められているこれらの事項の例による。 （傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例の適用範囲） 第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十条の二の政令で定めるものは、自衛官とし、同条の政令で定める職務は、次のとおりとする。 一〇八 （略） 九 自衛隊の使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物で防衛庁長官（第四条第二項において「長官」という。）の定めるもの（以下この号において「武器等」という。）の防護又は自衛隊の施設のう

るための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものの警護 十・十一（略） 2（略）	（平均給与額計算の特例） 第三条 自衛官及び法第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（次条第二項において「学生」という。）が採用の日に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合並びに訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補が公務上の災害を受けた場合のその者の第一条の補償に係る平均給与額は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省令で定める。 （平均給与額計算の場合の給与の特例） 第四条（略） 2 法第二十七条第二項の政令で定める給与は、次のとおりとする。 一 学生にあつては、学生手当及び防衛大臣が定める額の食事代 二 四（略） 五 非常勤の者にあつては、防衛大臣が定める給与
ち、武器等を保管し、收容し、若しくは整備するための施設設備、営舎又は港湾若しくは飛行場に係る施設設備が所在するものの警護 十・十一（略） 2（略）	（平均給与額計算の特例） 第三条 自衛官及び法第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（次条第二項において「学生」という。）が採用の日に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合並びに訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補が公務上の災害を受けた場合のその者の第一条の補償に係る平均給与額は、一般職の国家公務員の例に準じて内閣府令で定める。 （平均給与額計算の場合の給与の特例） 第四条（略） 2 法第二十七条第二項の政令で定める給与は、次のとおりとする。 一 学生にあつては、学生手当及び長官が定める額の食事代 二 四（略） 五 非常勤の者にあつては、長官が定める給与

改正案			現行		
第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条 第一項の定員は、次の表のとおりとする。			第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条 第一項の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
内閣の機関	七五六人	うち、一二人は、特別職の職員の定員とする。	内閣の機関	七五七人	うち、一三人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、〇二六人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	内閣府	三六、二八五人	うち、二三、二七六人は、特別職の職員の定員とする。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
環境省	一、一七三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	環境省	一、一七三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二三、二六〇人	うち、二三、二三〇人は、特別職の職員の定員とする。	防衛省	二三、二五九人	うち、二三、二二九人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三二四、七八九人		合計	三二四、七八九人	
2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区分	定員	備考	区分	定員	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
金融庁	一、三四〇人		金融庁	一、三四〇人	

3

(略)

3

(略)

改 正 案	現 行
（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定） 第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。 （特定防衛施設周辺整備調整交付金の額） 第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。 一～六 （略） （告示の方式） 第十九条 第五条及び第十七条ただし書の規定による防衛施設庁長官の定め、法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び第十二条の規定による防衛施設庁長官の指定並びに法第九条第一項の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。	（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定） 第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して内閣府令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに内閣府令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。 （特定防衛施設周辺整備調整交付金の額） 第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、内閣府令で定めるところにより、算定した額とする。 一～六 （略） （告示の方式） 第十九条 第五条及び第十七条ただし書の規定による防衛施設庁長官の定め、法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び第十二条の規定による防衛施設庁長官の指定並びに法第九条第一項の規定による内閣総理大臣の指定は、官報で告示する。

○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（昭和五十二年政令第二百六十号）
（第二十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（裁決申請手続） 第十一条 法第十六条第三項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令・防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一〇五 （略）	（裁決申請手続） 第十一条 法第十六条第三項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、内閣府令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。 一〇五 （略）

○防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第六十四号）（第二十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 2 当分の間、<u>防衛大臣</u>の定める艦船の機関部において<u>防衛大臣</u>の定める機関の操作作業に従事する海曹長以下の海上自衛官である乗組員には、従前の例による機関部作業手当を支給する	附 則 （経過措置） 2 当分の間、<u>長官</u>の定める艦船の機関部において<u>長官</u>の定める機関の操作作業に従事する海曹長以下の海上自衛官である乗組員には、従前の例による機関部作業手当を支給する。

○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和五十九年政令第二百六十八号）（第二十三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （防衛庁職員給与法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第六条 当分の間、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）<u>第十七条の三第一項に規定する自衛官等が同令第十七条の四第二項に規定する一部負担金を支払った場合には、国は、国家公務員共済組合法附則第八条の規定による措置を参酌して防衛大臣の定めるところにより、同項に規定する一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。</u>	附 則 （防衛庁職員給与法施行令の一部改正に伴う経過措置） 第六条 当分の間、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）<u>第十七条の三第一項に規定する自衛官等が同令第十七条の四第二項に規定する一部負担金を支払った場合には、国は、国家公務員共済組合法附則第八条の規定による措置を参酌して長官の定めるところにより、同項に規定する一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。</u>

改 正 案	現 行
（研究公務員） 第二条 （略） 2 法第二条第三項第二号の政令で定める者は、<u>防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）</u> 第四条第一項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第六教育職俸給表（一）又は同法別表第八医療職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項に規定する俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律<u>第四条第四項の規定に基づき同法別表第二自衛官俸給表に定める額の俸給が支給される職員（同表の陸将、海将及び空将の欄、陸将補、海将補及び空将補の（一）欄並びに准陸尉、准海尉及び准空尉の欄から三等陸士、三等海士及び三等空士の欄までの適用を受ける職員を除く。</u>）のうち、次に掲げる者とする。 一 一三 （略） 3 （略） 別表（第一条、第二条、第九条―第十一条、第十四条関係） 一 一三 （略） 一 防衛省技術研究本部航空装備研究所	（研究公務員） 第二条 （略） 2 法第二条第三項第二号の政令で定める者は、<u>防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）</u> 第四条第一項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第六教育職俸給表（一）又は同法別表第八医療職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項に規定する俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛庁の職員の給与等に関する法律<u>第四条第四項の規定に基づき同法別表第二自衛官俸給表に定める額の俸給が支給される職員（同表の陸将、海将及び空将の欄、陸将補、海将補及び空将補の（一）欄並びに准陸尉、准海尉及び准空尉の欄から三等陸士、三等海士及び三等空士の欄までの適用を受ける職員を除く。</u>）のうち、次に掲げる者とする。 一 一三 （略） 3 （略） 別表（第一条、第二条、第九条―第十一条、第十四条関係） 一 一三 （略） 一 防衛庁技術研究本部航空装備研究所

七		六		五		四							
(略)		一 防衛省防衛医科大学校		(略)		九 防衛省技術研究本部岐阜試験場	八 防衛省技術研究本部土浦試験場	七 防衛省技術研究本部下北試験場	六 防衛省技術研究本部札幌試験場	五 防衛省技術研究本部先進技術推進センター	四 防衛省技術研究本部電子装備研究所	三 防衛省技術研究本部艦艇装備研究所	二 防衛省技術研究本部陸上装備研究所

七 (略)	六	五 (略)	四						
	一 防衛庁防衛大学校		二 防衛庁防衛医科大学校	三 防衛庁技術研究本部艦艇裝備研究所	四 防衛庁技術研究本部電子裝備研究所	五 防衛庁技術研究本部先進技術推進センター	六 防衛庁技術研究本部札幌試験場	七 防衛庁技術研究本部下北試験場	八 防衛庁技術研究本部土浦試験場

○防衛庁の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）（第二十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
防衛省の職員の育児休業等に関する政令 （防衛省の職員の育児休業等に関し政令で定める事項） 第一条 国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第十三条において準用する法第三条第一項、第四条第二項、第六条第二項、第七条の二第一項及び第三項、第八条、第十一条第一項並びに第十二条に規定する政令で定める事項については、次条及び第三条に定めるところによるほか、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。 第三条 その任用期間の満了する日まで育児休業の期間を延長されている任期制自衛官について当該延長されている育児休業の期間を再び延長することができるとある法第十三条において準用する法第四条第二項の政令で定める特別の事情は、一般職に属する国家公務員について定められているもののほか、次に掲げる事情とする。 一・二 （略） 三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものとなったこと。	防衛庁の職員の育児休業等に関する政令 （防衛庁の職員の育児休業等に関し政令で定める事項） 第一条 国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）第十三条において準用する法第三条第一項、第四条第二項、第六条第二項、第七条の二第一項及び第三項、第八条、第十一条第一項並びに第十二条に規定する政令で定める事項については、次条及び第三条に定めるところによるほか、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。 第三条 その任用期間の満了する日まで育児休業の期間を延長されている任期制自衛官について当該延長されている育児休業の期間を再び延長することができるとある法第十三条において準用する法第四条第二項の政令で定める特別の事情は、一般職に属する国家公務員について定められているもののほか、次に掲げる事情とする。 一・二 （略） 三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛庁長官の定めるものとなったこと。

改 正 案	現 行
（隊員としての身分を失わせる場合） 第四条 法第十二条第六項の政令で定める場合は、国際平和協力隊の隊員（以下「隊員」という。）について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。 一 四 （略） 五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛省の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛大臣から隊員としての身分を失わせるよう要請があった場合 2 本部長は、法第十二条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、<u>防衛大臣</u>にその旨を通知するものとする。 3 （略） 別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省	（隊員としての身分を失わせる場合） 第四条 法第十二条第六項の政令で定める場合は、国際平和協力隊の隊員（以下「隊員」という。）について次のいずれかに該当する事由がある場合とする。 一 四 （略） 五 国際平和協力隊への派遣が継続することにより防衛庁の所掌事務の遂行に支障を生ずることを理由として防衛庁長官から隊員としての身分を失わせるよう要請があった場合 2 本部長は、法第十二条第六項の規定により隊員としての身分を失わせたときは、<u>防衛庁長官</u>にその旨を通知するものとする。 3 （略） 別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛庁 防衛施設庁 金融庁 総務省

消防庁
法務省
外務省
財務省
国税庁
文部科学省
文化庁
厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省
防衛省
防衛施設庁

消防庁
法務省
外務省
財務省
国税庁
文部科学省
文化庁
厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省

○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）（第二十七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令 （派遣から除外する職員） 第一条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 （略） 三 条件付採用期間中の職員（防衛大臣の定める職員を除く。） 四 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第二項の教育訓練を受けている者をいう。） 五〇九 （略） （派遣の期間） 第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛大臣又は防衛施設庁長官が定める。ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。 2 （略）	国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律施行令 （派遣から除外する職員） 第一条 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 （略） 三 条件付採用期間中の職員（防衛庁長官の定める職員を除く。） 四 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。） 五〇九 （略） （派遣の期間） 第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛庁長官又は防衛施設庁長官が定める。ただし、防衛庁長官の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。 2 （略）

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、防衛大臣の定めるところにより、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。

2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると防衛大臣が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。

3 (略)

(平均給与額)

第六条 (略)

2 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第二項の規定は、前項の給与について準用する。この場合において、同条第二項中「政令で定める割合」とあるのは「防衛省職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第三百十二号)第四条第一項に規定する割合」と、同項ただし書中「政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当」とあるのは「防衛省令で定めるところにより、寒冷地手当」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合又はこれらの規定によって計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、一般職に属する国家公務員の例に準じて実施

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、防衛庁長官の定めるところにより、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。

2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると防衛庁長官が認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。

3 (略)

(平均給与額)

第六条 (略)

2 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第二項の規定は、前項の給与について準用する。この場合において、同条第二項中「政令で定める割合」とあるのは「防衛庁職員の災害補償に関する政令(昭和四十一年政令第三百十二号)第四条第一項に規定する割合」と、同項ただし書中「政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当」とあるのは「内閣府令で定めるところにより、寒冷地手当」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合又はこれらの規定によって計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合は、これらの規定にかかわらず、一般職に属する国家公務員の例に準じて実施

機関（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第八条に規定する防衛大臣の指定する防衛省の機関をいう。）が定める額を平均給与額とする。

（報告）

第七条 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、法の施行に必要な限度において、派遣職員に対し、派遣先の機関における勤務条件等について報告を求めることができる。

機関（防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第八条に規定する防衛庁長官の指定する防衛庁の機関をいう。）が定める額を平均給与額とする。

（報告）

第七条 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、法の施行に必要な限度において、派遣職員に対し、派遣先の機関における勤務条件等について報告を求めることができる。

改 正 案	現 行
（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。 一〜二十七 （略） 二十八 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の規定 二十九 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の規定 三十〜三十四 （略） 2 （略）	（法第百六条の政令で定める規定等） 第三十七条 法第百六条の政令で定める規定は、次に掲げるとおりとする。 一〜二十七 （略） 二十八 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の規定 二十九 防衛庁組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の規定 三十〜三十四 （略） 2 （略）

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機關を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）（第二十九条關係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機關は、次のとおりとする。 一 内閣府 二 国家公安委員会 三 警察庁 四 総務省 五 消防庁 六 法務省 七 公安調査庁 八 外務省 九 財務省 十 国税庁 十一 文部科学省 十二 文化庁 十三 厚生労働省 十四 農林水産省 十五 林野庁	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機關は、次のとおりとする。 一 内閣府 二 国家公安委員会 三 警察庁 四 防衛庁 五 防衛施設庁 六 総務省 七 消防庁 八 法務省 九 公安調査庁 十 外務省 十一 財務省 十二 国税庁 十三 文部科学省 十四 文化庁 十五 厚生労働省 十六 農林水産省 十七 林野庁

十六	水産庁
十七	経済産業省
十八	資源エネルギー庁
十九	国土交通省
二十	気象庁
二十一	海上保安庁
二十二	環境省
二十三	防衛省
二十四	防衛施設庁

十八	水産庁
十九	経済産業省
二十	資源エネルギー庁
二十一	国土交通省
二十二	気象庁
二十三	海上保安庁
二十四	環境省

○防衛施設中央審議会令（平成十一年政令第二百六十号）（第三十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第三条 審議会の庶務は、<u>防衛省大臣官房文書課</u>において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）第十七条の規定により防衛施設庁長官が諮問する事項に係るものについては、<u>防衛省大臣官房文書課</u>及び防衛施設庁業務部において共同して処理する。	（庶務） 第三条 審議会の庶務は、<u>防衛庁長官官房文書課</u>において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）第十七条の規定により防衛施設庁長官が諮問する事項に係るものについては、<u>防衛庁長官官房文書課</u>及び防衛施設庁業務部において共同して処理する。

改 正 案	現 行
（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止） 第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人等の職員にあつては、その属する特定独立行政法人等が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人等が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあつては当該特定独立行政法人等を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人等以外の特定独立行政法人等が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。）	（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止） 第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人等の職員にあつては、その属する特定独立行政法人等が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、<u>防衛庁</u>、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人等が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあつては当該特定独立行政法人等を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人等以外の特定独立行政法人等が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む。）

2 前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が所管するものとみなす。 (倫理監督官の責務等) 第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 三 (略) 四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（倫理監督官が、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会に属する場合にあつては委員長とし、会計検査院長又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあつては当該特定独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）とし、日本郵政公社に属する場合にあつては総務大臣とする。）に報告すること。 2 (略)	2 前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は防衛庁がそれぞれ所管するものとみなす。 (倫理監督官の責務等) 第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 三 (略) 四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨をその属する行政機関等に係る内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（倫理監督官が、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている委員会又は庁に属する場合にあつてはそれぞれ委員長又は長官とし、会計検査院長又は人事院に属する場合にあつてはそれぞれ会計検査院長又は人事院総裁とし、特定独立行政法人に属する場合にあつては当該特定独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）とし、日本郵政公社に属する場合にあつては総務大臣とする。）に報告すること。 2 (略)
---	---

改 正 案	現 行
（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣又は防衛施設庁長官が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一 五 （略） 2・3 （略） （特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止） 第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 一 （略） 二 防衛省本省若しくは防衛施設庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務	（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛庁長官又は防衛施設庁長官が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一 五 （略） 2・3 （略） （特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止） 第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。 一 （略） 二 防衛庁本庁若しくは防衛施設庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務

管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省本省及び防衛施設庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 (略)

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛施設庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛施設庁の他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令(訓令を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 次に掲げる自衛隊員は、その管理し、又は監督する自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第六条に規定する俸給表の適用を受ける自衛隊員

二 防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表一号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

三 防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表四号

管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛庁本庁及び防衛施設庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 (略)

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該自衛隊員の属する防衛庁本庁若しくは防衛施設庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛庁本庁若しくは防衛施設庁の他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令(訓令を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 次に掲げる自衛隊員は、その管理し、又は監督する自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

一 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第六条に規定する俸給表の適用を受ける自衛隊員

二 防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表一号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

三 防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定により一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項の俸給表に定める額の俸給(同表四号

俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける自衛隊員 四 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額を支給される自衛隊員（防衛省本省及び防衛施設庁の内部部局並びに<u>国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）</u>第八条の二及び第八条の三に規定する機関に勤務する自衛隊員のうち防衛大臣が定める官職を占めるものを除く。）	俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける自衛隊員 四 防衛庁の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額を支給される自衛隊員（防衛庁本庁及び防衛施設庁の内部部局並びに<u>内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）</u>第五十五条及び第五十六条に規定する機関に勤務する自衛隊員のうち防衛庁長官が定める官職を占めるものを除く。）
（贈与等の報告）	（贈与等の報告）
第十一条（略）	第十一条（略）
2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。	2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一（略）	一（略）
二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛施設庁との関係	二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と当該自衛隊員が属する防衛庁本庁又は防衛施設庁との関係
三〽五（略）	三〽五（略）
（報告書等の送付期限）	（報告書等の送付期限）
第十二条（略）	第十二条（略）
2 法第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内になければならない。	2 法第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項の規定による防衛庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内になければならない。
（贈与等報告書の閲覧）	（贈与等報告書の閲覧）
第十三条（略）	第十三条（略）

2 贈与等報告書の閲覧は、<u>防衛大臣</u>又は<u>防衛施設庁長官</u>が指定する場所でこれをしなければならない。 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、<u>自衛隊員倫理審査会</u>の同意を得て、<u>防衛大臣</u>又は<u>防衛施設庁長官</u>が定めるものとする。	2 贈与等報告書の閲覧は、<u>防衛庁長官</u>又は<u>防衛施設庁長官</u>が指定する場所でこれをしなければならない。 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、<u>自衛隊員倫理審査会</u>の同意を得て、<u>防衛庁長官</u>又は<u>防衛施設庁長官</u>が定めるものとする。
(<u>防衛大臣</u>及び<u>防衛施設庁長官</u>の責務) 第十四条 <u>防衛大臣</u>及び<u>防衛施設庁長官</u>は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 五 (略)	(<u>防衛庁長官</u>及び<u>防衛施設庁長官</u>の責務) 第十四条 <u>防衛庁長官</u>及び<u>防衛施設庁長官</u>は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 五 (略)
(<u>倫理監督官</u>の責務等) 第十五条 <u>倫理監督官</u>は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 その属する<u>防衛省</u><u>本省</u>又は<u>防衛施設庁</u>の<u>自衛隊員</u>からの第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。 二 その属する<u>防衛省</u><u>本省</u>又は<u>防衛施設庁</u>の<u>自衛隊員</u>が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、<u>自衛隊員</u>の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。 三 <u>防衛大臣</u>又は<u>防衛施設庁長官</u>を助け、<u>自衛隊員</u>の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。 四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨を<u>防衛大臣</u>に報告すること。 2 <u>倫理監督官</u>は、その属する<u>防衛省</u><u>本省</u>又は<u>防衛施設庁</u>の<u>自衛隊員</u>に、法	(<u>倫理監督官</u>の責務等) 第十五条 <u>倫理監督官</u>は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。 一 その属する<u>防衛庁</u><u>本庁</u>又は<u>防衛施設庁</u>の<u>自衛隊員</u>からの第四条第二項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。 二 その属する<u>防衛庁</u><u>本庁</u>又は<u>防衛施設庁</u>の<u>自衛隊員</u>が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、<u>自衛隊員</u>の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。 三 <u>防衛庁長官</u>又は<u>防衛施設庁長官</u>を助け、<u>自衛隊員</u>の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。 四 法又は法に基づく命令に違反する行為があつた場合にその旨を<u>防衛庁長官</u>に報告すること。 2 <u>倫理監督官</u>は、その属する<u>防衛庁</u><u>本庁</u>又は<u>防衛施設庁</u>の<u>自衛隊員</u>に、法

又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

○自衛隊員倫理審査会令（平成十二年政令第百七十四号）（第三十三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>防衛大臣</u>が任命する。 （庶務） 第七条 審査会の庶務は、<u>防衛省人事教育局人事計画・補任課</u>において処理する。	（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>防衛庁長官（以下「長官」という。）</u>が任命する。 （庶務） 第七条 審査会の庶務は、<u>防衛庁人事教育局人事計画・補任課</u>において処理する。

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（第三十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案		附則 （政策統括官の職務の特例） 第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。	
（略）	（略）	（略）	（略）
平成二十四年三月三十一日	（略）	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	（略）

現行		附則 （政策統括官の職務の特例） 第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。	
（略）	（略）	（略）	（略）
平成二十四年三月三十一日	（略）	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地の返還に関すること（他省及び防衛庁の所掌に属するものを除く。）。	（略）

○防衛人事審議会令（平成十二年政令第二百六十一号）（第三十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案			現 行		
（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>防衛大臣</u>が任命する。			（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、<u>防衛庁長官（以下「長官」という。）</u>が任命する。		
（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。			（分科会） 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		
名 称	所 掌 事 務		名 称	所 掌 事 務	
（略）	（略）		（略）	（略）	
離職者就職審査分科会	自衛隊法第六十二条第四項及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）及び防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。		離職者就職審査分科会	自衛隊法第六十二条第四項及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第二項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項並びに防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）及び防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）第六条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	

(略)	(略)
2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、<u>防衛大臣</u>が指名する。 3ゝ6 (略)	2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、<u>長官</u>が指名する。 3ゝ6 (略)
(幹事) 第七条 (略)	(幹事) 第七条 (略)
2 幹事は、<u>自衛隊法</u>第二条第五項に規定する隊員のうちから、<u>防衛大臣</u>が任命する。	2 幹事は、<u>自衛隊法</u>第二条第五項に規定する隊員のうちから、<u>長官</u>が任命する。
3・4 (略)	3・4 (略)
(庶務) 第九条 <u>審議会</u>の庶務は、<u>防衛省人事教育局人事計画・補任課</u>において総括し、及び処理する。ただし、公正審査分科会及び<u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第三十条の規定により<u>防衛大臣</u>が諮問する事項に係るものについては、<u>防衛省人事教育局人事制度課</u>において処理する。	(庶務) 第九条 <u>審議会</u>の庶務は、<u>防衛庁人事教育局人事計画・補任課</u>において総括し、及び処理する。ただし、公正審査分科会及び<u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第三十条の規定により<u>長官</u>が諮問する事項に係るものについては、<u>防衛庁人事教育局人事制度課</u>において処理する。

○防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）（第三十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、防衛大臣が任命する。 （庶務） 第七条 審議会の庶務は、防衛省経理装備局監査課において処理する。	（委員の任命） 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、防衛庁長官が任命する。 （庶務） 第七条 審議会の庶務は、防衛庁経理装備局監査課において処理する。

○防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）（第三十七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令 （交流派遣除外職員） 第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。） （第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。） 一・二 （略） 三 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛省設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。） 四 （略） 五 条件付採用期間中の職員（<u>防衛大臣</u>の定める職員を除く。） 六〇八 （略） 九 <u>国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律</u>（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員 （民間企業の公募） 第二条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定により<u>防衛大臣</u>が行う民間企業の公募は、官報に掲載して行うものとする。	防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令 （交流派遣除外職員） 第一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。） （第二十四条第一項において準用する法第二条第三項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。） 一・二 （略） 三 防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（<u>防衛庁設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号）<u>第十七条第二項</u>の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。） 四 （略） 五 条件付採用期間中の職員（<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）の定める職員を除く。） 六〇八 （略） 九 <u>国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律</u>（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員 （民間企業の公募） 第二条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定により<u>長官</u>が行う民間企業の公募は、官報に掲載して行うものとする。

2 防衛大臣は、前項の規定により公募を行う場合には、新聞、放送その他の適切な手段により、民間企業に当該公募について周知させなければならない。	2 長官は、前項の規定により公募を行う場合には、新聞、放送その他の適切な手段により、民間企業に当該公募について周知させなければならない。
第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。	第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を長官に提出するものとする。
一 (略) 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件 イ (略) ロ 交流採用に係る者の国の機関(防衛省本省及び防衛施設庁をいう。以下同じ。)における職務内容 ハ ホ (略)	一 (略) 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件 イ (略) ロ 交流採用に係る者の国の機関(防衛庁本庁及び防衛施設庁をいう。以下同じ。)における職務内容 ハ ホ (略)
(交流派遣の実施に関する計画) 第四条 防衛大臣及び防衛施設庁長官は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項の規定により交流派遣をすることを要請しようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。 一 五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が必要と認める事項 (交流派遣予定職員の同意)	(交流派遣の実施に関する計画) 第四条 各庁の長(長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。)は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項の規定により交流派遣をすることを要請しようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を長官に提出するものとする。 一 五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、長官が必要と認める事項 (交流派遣予定職員の同意)

第五条 防衛大臣及び防衛施設庁長官は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する職員の同意を得る場合には、当該職員に対してその交流派遣に係る前条第一号ハからトまでに掲げる事項を明示しなければならぬ。

(交流派遣の実施に関する計画の変更等)

第七条 防衛大臣は、交流派遣の期間中に当該交流派遣の実施に関する計画を変更する必要があるときは、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき、当該計画を変更することができる。ただし、第四条第一号ニからトまでに掲げる事項に係る計画の変更は、派遣先企業からこれらの事項の変更を希望する旨の申出があった場合において、当該変更について当該交流派遣に係る交流派遣職員及び当該交流派遣を要請した防衛大臣及び防衛施設庁長官の同意を得たときでなければ行ふことができない。

2 防衛大臣は、前項の規定により第四条第一号ニからトまでに掲げる事項について交流派遣の実施に関する計画を変更したときは、派遣先企業との間において、変更後の計画に従って、当該変更に係る取決めに締結しなければならない。この場合において、防衛大臣は、当該交流派遣に係る交流派遣職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

3 (略)

(交流派遣職員の職務復帰時における職務の級等の調整)

第十二条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項に規定する事務官等（以下この条において「事務官等」という。）である交流派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の事務官等との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に

第五条 各庁の長は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する職員の同意を得る場合には、当該職員に対してその交流派遣に係る前条第一号ハからトまでに掲げる事項を明示しなければならない。

(交流派遣の実施に関する計画の変更等)

第七条 長官は、交流派遣の期間中に当該交流派遣の実施に関する計画を変更する必要があるときは、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき、当該計画を変更することができる。ただし、第四条第一号ニからトまでに掲げる事項に係る計画の変更は、派遣先企業からこれらの事項の変更を希望する旨の申出があった場合において、当該変更について当該交流派遣に係る交流派遣職員及び当該交流派遣を要請した各庁の長の同意を得たときでなければ行ふことができない。

2 長官は、前項の規定により第四条第一号ニからトまでに掲げる事項について交流派遣の実施に関する計画を変更したときは、派遣先企業との間において、変更後の計画に従って、当該変更に係る取決めに締結しなければならない。この場合において、長官は、当該交流派遣に係る交流派遣職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

3 (略)

(交流派遣職員の職務復帰時における職務の級等の調整)

第十二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項に規定する事務官等（以下この条において「事務官等」という。）である交流派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の事務官等との均衡上特に必要があると認められるときは、一般職に

属する国家公務員の例により、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。 2 法第二十四条第四項に規定する交流派遣自衛官が職務に復帰した場合において、部内の他の自衛官との均衡上特に必要があると認められるときは、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、その必要に応じた階級に昇任させることができる。	属する国家公務員の例により、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。 2 法第二十四条第四項に規定する交流派遣自衛官が職務に復帰した場合において、部内の他の自衛官との均衡上特に必要があると認められるときは、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その必要に応じた階級に昇任させることができる。
(交流採用の実施に関する計画) 第十四条 任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を<u>防衛大臣</u>に提出して、その認定を受けなければならない。 一 五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、<u>防衛大臣</u>が必要と認める事項 (交流採用の実施に関する計画の変更) 第十五条 任命権者は、交流採用に係る任期中に当該交流採用の実施に関する計画を変更する必要があるときは、当該変更に係る事項を記載した書類を<u>防衛大臣</u>に提出して、その認定を受けなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が任期の更新であるときは、任命権者は、あらかじめ、当該交流採用に係る交流採用職員の同意を得なければならない。 2 <u>防衛大臣</u>は、前項の認定を行う場合には、<u>防衛人事審議会</u>に付議し、そ	(交流採用の実施に関する計画) 第十四条 任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）は、法第二十四条第一項において準用する法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を<u>長官</u>に提出して、その認定を受けなければならない。 一 五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、<u>長官</u>が必要と認める事項 (交流採用の実施に関する計画の変更) 第十五条 任命権者は、交流採用に係る任期中に当該交流採用の実施に関する計画を変更する必要があるときは、当該変更に係る事項を記載した書類を<u>長官</u>に提出して、その認定を受けなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が任期の更新であるときは、任命権者は、あらかじめ、当該交流採用に係る交流採用職員の同意を得なければならない。 2 <u>長官</u>は、前項の認定を行う場合には、<u>防衛人事審議会</u>に付議し、その議

の議決に基づき行わなければならない。

(交流元企業が雇用継続交流採用職員に行うことができる給付)

第十六条 (略)

一 次に掲げる給付(イからハまでに掲げる給付で任期中に新たに行うものにあつては、任期満了後も継続して行うことが見込まれるものに限る。)であつて、公務の公正性の確保の観点から防衛大臣が定める基準を満たすもの

イ・ロ (略)

ハ 保健医療サービス、保育サービス、教育サービスその他これらに類するサービスに係る給付であつて、防衛大臣の定めるもの

ニ (略)

二 前号に掲げるもののほか、交流採用前から継続して行う給付又は任期満了後も継続して行うことが見込まれる給付であつて、当該所属企業が雇用する他の者との均衡上任期中も行うことが相当と認められるもののうち、防衛大臣が公務の公正性の確保に支障がないと認定したもの

(防衛大臣の付議する審議会等)

第十八条 (略)

決に基づき行わなければならない。

(交流元企業が雇用継続交流採用職員に行うことができる給付)

第十六条 (略)

一 次に掲げる給付(イからハまでに掲げる給付で任期中に新たに行うものにあつては、任期満了後も継続して行うことが見込まれるものに限る。)であつて、公務の公正性の確保の観点から長官が定める基準を満たすもの

イ・ロ (略)

ハ 保健医療サービス、保育サービス、教育サービスその他これらに類するサービスに係る給付であつて、長官の定めるもの

ニ (略)

二 前号に掲げるもののほか、交流採用前から継続して行う給付又は任期満了後も継続して行うことが見込まれる給付であつて、当該所属企業が雇用する他の者との均衡上任期中も行うことが相当と認められるもののうち、長官が公務の公正性の確保に支障がないと認定したもの

(長官の付議する審議会等)

第十八条 (略)

○防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）（第三十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令 （対象とする民間企業） 第一条 人事交流は、その実務を経験させることを通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を職員に体得させることができると認められる民間企業との間で行うものとする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に該当するときは、当該民間企業との間の人事交流は行うことができない。 一 （略） 二 民間企業等が人事交流を行おうとする日前二年以内に不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分のうち許認可等の取消しその他の民間企業の業務運営に重大な影響を及ぼす不利益処分として防衛大臣の定めるものをいう。第六条において同じ。）を受けた場合 三・四 （略） （特別契約関係がある場合の人事交流の制限） 第四条 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、国の機関（防衛省本省及び防衛施設庁をいう。以下同じ。）と民間企業との間に特別契約関係（一の年度において当該国の機関と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約	防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令 （対象とする民間企業） 第一条 人事交流は、その実務を経験させることを通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を職員に体得させることができると認められる民間企業との間で行うものとする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に該当するときは、当該民間企業との間の人事交流は行うことができない。 一 （略） 二 民間企業等が人事交流を行おうとする日前二年以内に不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分のうち許認可等の取消しその他の民間企業の業務運営に重大な影響を及ぼす不利益処分として長官の定めるものをいう。第六条において同じ。）を受けた場合 三・四 （略） （特別契約関係がある場合の人事交流の制限） 第四条 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、国の機関（防衛庁本庁及び防衛施設庁をいう。以下同じ。）と民間企業との間に特別契約関係（一の年度において当該国の機関と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約

の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において当該国の機関に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。

2・3 （略）

（派遣先企業の起訴等による交流派遣の制限）

第六条 交流派遣の期間中に、派遣先企業又はその役員若しくは役員であつた者が、当該派遣先企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は不利益処分を受けた場合には、当該派遣先企業への交流派遣を継続することができない。ただし、防衛大臣が公務の公正性の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 防衛大臣は、前項ただし書の認定を行う場合には、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき行わなければならない。

（民間企業との合意がない場合の交流採用の制限）

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 （略）

二 法第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、

の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において当該国の機関に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。

2・3 （略）

（派遣先企業の起訴等による交流派遣の制限）

第六条 交流派遣の期間中に、派遣先企業又はその役員若しくは役員であつた者が、当該派遣先企業の業務に係る刑事事件に関し起訴された場合又は不利益処分を受けた場合には、当該派遣先企業への交流派遣を継続することができない。ただし、長官が公務の公正性の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 長官は、前項ただし書の認定を行う場合には、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき行わなければならない。

（民間企業との合意がない場合の交流採用の制限）

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一 （略）

二 法第二条第四項第二号に係る交流採用にあつては、当該民間企業は、

当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第十六条に規定するものを除く。）を行わないものとする。

三・四
略

当該交流採用に係る交流採用職員について、その任期中の雇用に基づく賃金その他の給付（防衛庁と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第十六条に規定するものを除く。）を行わないものとする。

三・四
略

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に
 対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平
 成十三年政令第三百四十二号）（第三十九条關係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に 対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 内閣府 二 国家公安委員会 三 警察庁 四 金融庁 五 総務省 六 消防庁 七 法務省 八 公安調査庁 九 外務省 十 財務省 十一 国税庁	平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に 対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 内閣府 二 国家公安委員会 三 警察庁 四 防衛庁 五 防衛施設庁 六 金融庁 七 総務省 八 消防庁 九 法務省 十 公安調査庁 十一 外務省 十二 財務省 十三 国税庁

十二	文部科学省
十三	文化庁
十四	厚生労働省
十五	農林水産省
十六	林野庁
十七	水産庁
十八	経済産業省
十九	資源エネルギー庁
二十	国土交通省
二十一	気象庁
二十二	海上保安庁
二十三	環境省
二十四	防衛省
二十五	防衛施設庁

十四	文部科学省
十五	文化庁
十六	厚生労働省
十七	農林水産省
十八	林野庁
十九	水産庁
二十	経済産業省
二十一	資源エネルギー庁
二十二	国土交通省
二十三	気象庁
二十四	海上保安庁
二十五	環境省

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第四十条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（指定行政機関） 第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 内閣府 二 国家公安委員会 三 警察庁 四 金融庁 五 総務省 六 消防庁 七 法務省 八 公安調査庁 九 外務省 十 財務省 十一 国税庁 十二 文部科学省 十三 文化庁 十四 厚生労働省	（指定行政機関） 第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 内閣府 二 国家公安委員会 三 警察庁 四 防衛庁 五 防衛施設庁 六 金融庁 七 総務省 八 消防庁 九 法務省 十 公安調査庁 十一 外務省 十二 財務省 十三 国税庁 十四 文部科学省 十五 文化庁 十六 厚生労働省

十五	農林水産省
十六	林野庁
十七	水産庁
十八	経済産業省
十九	資源エネルギー庁
二十	中小企業庁
二十一	原子力安全・保安院
二十二	国土交通省
二十三	国土地理院
二十四	気象庁
二十五	海上保安庁
二十六	環境省
二十七	防衛省
二十八	防衛施設庁
(指定地方行政機関)	
第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	
三	総合通信局
四	沖縄総合通信事務所
五	財務局
六	税関
七	沖縄地区税関
八	原子力事務所

十七	農林水産省
十八	林野庁
十九	水産庁
二十	経済産業省
二十一	資源エネルギー庁
二十二	中小企業庁
二十三	原子力安全・保安院
二十四	国土交通省
二十五	国土地理院
二十六	気象庁
二十七	海上保安庁
二十八	環境省
(指定地方行政機関)	
第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。	
一・二 (略)	
三	防衛施設局
四	総合通信局
五	沖縄総合通信事務所
六	財務局
七	税関
八	沖縄地区税関
九	原子力事務所

九	地方厚生局	十	地方厚生局
十	都道府県労働局	十一	都道府県労働局
十一	地方農政局	十二	地方農政局
十二	北海道農政事務所	十三	北海道農政事務所
十三	森林管理局	十四	森林管理局
十四	経済産業局	十五	経済産業局
十五	産業保安監督部	十六	産業保安監督部
十六	那覇産業保安監督事務所	十七	那覇産業保安監督事務所
十七	地方整備局	十八	地方整備局
十八	北海道開発局	十九	北海道開発局
十九	地方運輸局	二十	地方運輸局
二十	地方航空局	二十一	地方航空局
二十一	航空交通管制部	二十二	航空交通管制部
二十二	管区気象台	二十三	管区気象台
二十三	沖縄気象台	二十四	沖縄気象台
二十四	管区海上保安本部	二十五	管区海上保安本部
二十五	地方環境事務所	二十六	地方環境事務所
二十六	防衛施設局		

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百五十三号）（第四十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（イラク人道復興支援等手当） 第九条（略） 2（略） 3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、イラク復興支援職員については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。 別表第一（第四条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁	（イラク人道復興支援等手当） 第九条（略） 2（略） 3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、イラク復興支援職員については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例により、自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。 別表第一（第四条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 防衛省 防衛施設庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁

外務省	防衛施設庁
財務省	防衛省
国税庁	環境省
文部科学省	海上保安庁
文化庁	気象庁
厚生労働省	国土交通省
農林水産省	資源エネルギー庁
林野庁	経済産業省
水産庁	資源エネルギー庁
	経済産業省
	水産庁
	林野庁
	農林水産省
	厚生労働省
	文化庁
	文部科学省
	国税庁
	財務省
	外務省
	環境省
	海上保安庁
	気象庁
	国土交通省
	資源エネルギー庁
	経済産業省
	水産庁
	林野庁
	農林水産省
	厚生労働省
	文化庁
	文部科学省
	国税庁
	財務省
	外務省

○次世代育成支援対策推進法施行令（平成十五年政令第三百七十二号）（第四十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案		現行	
1 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。	国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の長	国家公安委員会、中央労働委員会、船員労働委員会及び海難審判庁以外の各外局の職員（原子力安全・保安院の職員を除く。）	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	原子力安全・保安院長	防衛施設庁長官	（略）
	原子力安全・保安院の職員	防衛施設庁の職員	（略）

2

(略)

2

(略)

改 正 案	現 行
附 則 （国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置） 第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この条において「施行法」という。）第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。 一 （略） 二 当該事業年度における国家公務員共済組合法<u>第三条第二項第二号イ</u>の規定により設けられた組合の長期組合員（国立ハンセン病療養所の職員である長期組合員を除く。）の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額	附 則 （国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置） 第二十九条 法附則第二十六条の政令で定める費用は、毎事業年度における法附則第二十五条の規定の施行の日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号。以下この条において「施行法」という。）第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該事業年度において支給される当該年金である給付の額について同日前に行われた改定により増加した費用で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものの額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額に相当する費用とする。 一 （略） 二 当該事業年度における国家公務員共済組合法<u>第三条第二項第三号イ</u>の規定により設けられた組合の長期組合員（国立ハンセン病療養所の職員である長期組合員を除く。）の標準報酬の月額合計額及び当該長期組合員の標準期末手当等の額の合計額の合算額

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号）（第四十四条 関係）

(傍線部分は今回改正部分)

改 正 案

(自衛隊法施行令の準用)

第一条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百三十一条から第百三十三条まで、第百三十五条から第百三十七条まで及び第百四十二条の規定は、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(次条において「法」という。)第十五条第一項から第三項までの規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第百三十三条 第一項	都道府県知事又は防衛大臣若しくは第百二十七条に規定する者(次項、第百三十五条及び第百三十六条において「都	防衛大臣

現 行

(自衛隊法施行令の準用)

第一条 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百三十一条から第百三十三条まで、第百三十五条から第百三十七条まで及び第百四十二条の規定は、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(次条において「法」という。)第十五条第一項から第三項までの規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第百三十三条 第一項	都道府県知事又は長官若しくは第百二十七条に規定する者(次項、第百三十五条及び第百三十六条において「都道府	内閣総理大臣

第百三十七條	第百三十七條 第一項	(略)	(略)	第百三十五條	第二項	第百三十三條	道府県知事等」という。	
都道府県知事又は <u>防衛大臣</u>	、同項に規定する処分が同条 第一項本文又は第二項から第 四項までの規定による場合に あつては当該処分を行った都 道府県知事に、当該処分が同 条第一項ただし書の規定によ る場合にあつては <u>防衛大臣</u>			(略)	都道府県知事等	都道府県知事等	(略)	
<u>防衛大臣</u>	<u>防衛大臣</u>				(略)	<u>防衛大臣</u>		

第百三十七條	第百三十七條 第一項	(略)	(略)	第百三十五條	第二項	第百三十三條	県知事等」という。	
都道府県知事又は <u>長官</u>	、同項に規定する処分が同条 第一項本文又は第二項から第 四項までの規定による場合に あつては当該処分を行った都 道府県知事に、当該処分が同 条第一項ただし書の規定によ る場合にあつては <u>長官</u>			(略)	都道府県知事等	都道府県知事等	(略)	
<u>内閣総理大臣</u>	<u>内閣総理大臣</u>				(略)	<u>内閣総理大臣</u>		

第二項			(権限の委任) 第二条 法第十五条第一項から第四項までの規定により防衛大臣の権限に属する事務（同条第一項の規定による告示に係るものを除く。）は、同条第一項の規定により使用する土地又は家屋の所在地を管轄する防衛施設局長に委任する。ただし、防衛大臣が当該事務を自ら行うことを妨げない。
第二項			(権限の委任) 第二条 法第十五条第一項から第四項までの規定により内閣総理大臣の権限に属する事務（同条第一項の規定による告示に係るものを除く。）は、同条第一項の規定により使用する土地又は家屋の所在地を管轄する防衛施設局長に委任する。ただし、内閣総理大臣が当該事務を自ら行うことを妨げない。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）（第四十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（法第百六条第一項の資格認定審査請求） 第三条（略） 2・3（略） 4 前項の資格認定審査請求があつたときは、同項の陳述を聴取した捕虜資格認定等審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由する場合においては、抑留資格認定官若しくはそのあらかじめ指名する職員又は捕虜収容所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。 5（略）	（法第百六条第一項の資格認定審査請求） 第三条（略） 2・3（略） 4 前項の資格認定審査請求があつたときは、同項の陳述を聴取した捕虜資格認定等審査会の庶務を処理する防衛庁本庁の職員（法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由する場合においては、抑留資格認定官若しくはそのあらかじめ指名する職員又は捕虜収容所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。 5（略）

○防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）（第四十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例） 第四条 平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号。以下「防衛省職員給与法施行令」という。）第六条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同項ただし書中「勤務成績が良好でない特定職員」とあるのは「勤務成績が良好でない特定職員及び第四号に掲げる特定職員（昇給抑制年齢特定職員に限る。）」と、同項第四号中「二号俸（昇給抑制年齢特定職員にあつては、一号俸）」とあるのは「二号俸」と、同条第二項中「に定める号俸数」とあるのは「に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第四条の規定により読み替えられた同項の」とする。 （俸給の特別調整額に係る経過措置） 第六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号。以下「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）	附 則 （平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における特定職員の昇給の号俸数の特例） 第四条 平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間における新令第六条の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、同項ただし書中「勤務成績が良好でない特定職員」とあるのは「勤務成績が良好でない特定職員及び第四号に掲げる特定職員（昇給抑制年齢特定職員に限る。）」と、同項第四号中「二号俸（昇給抑制年齢特定職員にあつては、一号俸）」とあるのは「二号俸」と、同条第二項中「に定める号俸数」とあるのは「に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「同項の」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第四条の規定により読み替えられた同項の」とする。 （俸給の特別調整額に係る経過措置） 第六条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号。以下「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）

附則第十五条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法施行令第八条の三の規定の適用については、同条第一項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（初任給調整手当に係る経過措置）

第七条 この政令による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第一項の規定により調整手当の支給区分が乙地とされていた地域で防衛省職員給与法施行令第九条の二第一項の規定により地域手当の級の区分が三級地とされることとなったものに所在する官署に置かれる官職（一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官の官職に限る。）を施行日前から引き続き占める職員（防衛省職員給与法施行令第八条の四第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、防衛省職員給与法施行令第八条の四第三項の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間においては、同項の規定による額に防衛大臣の定める額を加算して得た額とする。ただし、その額は、同条第一項第四号に掲げる官職を占める職員に対し同条第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例により支給される初任給調整手当の額を超えることができない。

（平成二十二年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合の特例）

第八条 （略）

附則第十五条の規定による俸給を支給される職員に関する新令第八条の三の規定の適用については、同条第一項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（初任給調整手当に係る経過措置）

第七条 この政令による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第九条の二第一項の規定により調整手当の支給区分が乙地とされていた地域で新令第九条の二第一項の規定により地域手当の級の区分が三級地とされることとなったものに所在する官署に置かれる官職（一般職給与法別表第八イ医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び医師又は歯科医師である自衛官の官職に限る。）を施行日前から引き続き占める職員（新令第八条の四第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる初任給調整手当の支給期間内であるものに限る。）の初任給調整手当の月額は、新令第八条の四第三項の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間においては、同項の規定による額に長官の定める額を加算して得た額とする。ただし、その額は、同条第一項第四号に掲げる官職を占める職員に対し同条第三項の規定により一般職に属する国家公務員の例により支給される初任給調整手当の額を超えることができない。

（平成二十二年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合の特例）

第八条 （略）

2 自衛官（前項に規定する自衛官を除く。以下この項及び次条において同じ。）に係る次の各号に掲げる読替え後の一般職給与法の規定に規定する政令で定める割合は、当該各号に定める割合とする。ただし、平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（防衛大臣の定める官署に在勤するものを除く。）に係る割合は、当該各号に定める割合からそれぞれ百分の一を減じて得た割合とし、当該割合が零となる場合には、地域手当は支給しない。

一（略）

二 読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第二号から第四号まで百分の七を超えない範囲内で防衛大臣の定める割合

三 読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第五号 百分の三を超えない範囲内で防衛大臣の定める割合

四・五（略）

（支給地域に係る経過措置）

第九条（略）

2 経過措置対象地域に在勤する自衛官が平成二十年三月三十一日までの間にその在勤する地域を異にして経過措置対象地域以外の地域に異動した場合又はその自衛官の在勤する官署が同日までの間に経過措置対象地域以外の地域に移転した場合（これらの自衛官が当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の日の前日に在勤していた経過措置対象地域に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として防衛大臣の定める場合に限る。）において、当該異動等の直後に在勤する地域又は官署が法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項前段の地域又は同項後段の官

2 自衛官（前項に規定する自衛官を除く。以下この項及び次条において同じ。）に係る次の各号に掲げる読替え後の一般職給与法の規定に規定する政令で定める割合は、当該各号に定める割合とする。ただし、平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（長官の定める官署に在勤するものを除く。）に係る割合は、当該各号に定める割合からそれぞれ百分の一を減じて得た割合とし、当該割合が零となる場合には、地域手当は支給しない。

一（略）

二 読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第二号から第四号まで百分の七を超えない範囲内で長官の定める割合

三 読替え後の一般職給与法第十一条の三第二項第五号 百分の三を超えない範囲内で長官の定める割合

四・五（略）

（支給地域に係る経過措置）

第九条（略）

2 経過措置対象地域に在勤する自衛官が平成二十年三月三十一日までの間にその在勤する地域を異にして経過措置対象地域以外の地域に異動した場合又はその自衛官の在勤する官署が同日までの間に経過措置対象地域以外の地域に移転した場合（これらの自衛官が当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の日の前日に在勤していた経過措置対象地域に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として長官の定める場合に限る。）において、当該異動等の直後に在勤する地域又は官署が法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三第一項前段の地域又は同項後段の官署に

署に該当しないこととなるときは、当該自衛官には、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三又は第十一条の七の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定又は第五項の規定によりこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から同年三月三十一日までの間においては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。ただし、当該自衛官が同日までの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他防衛大臣の定める場合における当該自衛官に対する地域手当の支給については、防衛大臣の定めるところによる。

一・二（略）

3 検察官、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等又は一般職給与法の適用を受ける国家公務員（以下この項及び第六項において「検察官等」という。）であつた者で平成二十年三月三十一日までの間に引き続き自衛官となつたもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める自衛官に限る。）のうち、自衛官となつた日前二年以内の検察官等として勤務していた期間（自衛官となつた日の前日まで引き続き常時勤務に服する者として勤務していた期間に限る。以下この項及び第六項において「対象期間」という。）に経過措置対象地域において勤務していた者又は自衛官となつた日前二年以内の期間において自衛官として経過措置対象地域に在勤していた者で引き続き検察官等となつたもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める者に限る。）であつて、対象期間を自衛官として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を

該当しないこととなるときは、当該自衛官には、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三又は第十一条の七の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定又は第五項の規定によりこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から同年三月三十一日までの間においては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。ただし、当該自衛官が同日までの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他長官の定める場合における当該自衛官に対する地域手当の支給については、長官の定めるところによる。

一・二（略）

3 検察官、一般職給与法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等又は一般職給与法の適用を受ける国家公務員（以下この項及び第六項において「検察官等」という。）であつた者で平成二十年三月三十一日までの間に引き続き自衛官となつたもの（任用の事情等を考慮して長官の定める自衛官に限る。）のうち、自衛官となつた日前二年以内の検察官等として勤務していた期間（自衛官となつた日の前日まで引き続き常時勤務に服する者として勤務していた期間に限る。以下この項及び第六項において「対象期間」という。）に経過措置対象地域において勤務していた者又は自衛官となつた日前二年以内の期間において自衛官として経過措置対象地域に在勤していた者で引き続き検察官等となつたもの（任用の事情等を考慮して長官の定める者に限る。）であつて、対象期間を自衛官として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備する

具備することとなるものには、同項の規定の例により、地域手当を支給する。

4 (略)

5 八尾市に在勤していた自衛官が施行日までの間にその在勤する地域を異にして八尾市以外の地域に異動した場合又はその自衛官の在勤する官署が施行日までの間に八尾市以外の地域に移転した場合（これらの自衛官が当該異動等の日の前日に八尾市に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として防衛大臣の定める場合に限る。）において、当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署に係る法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の五に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が同条第一項前段の地域若しくは同項後段の官署に該当しないこととなるときは、当該自衛官には、同条又は法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五又は第十一条の七の規定によりこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から二年を経過するまでの間においては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。ただし、当該自衛官が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他防衛大臣の定める場合における当該自衛官に対する地域手当の支給については、防衛大臣の定めるところによる。

こととなるものには、同項の規定の例により、地域手当を支給する。

4 (略)

5 八尾市に在勤していた自衛官が施行日までの間にその在勤する地域を異にして八尾市以外の地域に異動した場合又はその自衛官の在勤する官署が施行日までの間に八尾市以外の地域に移転した場合（これらの自衛官が当該異動等の日の前日に八尾市に引き続き六月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として長官の定める場合に限る。）において、当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署に係る法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の五に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは官署が同条第一項前段の地域若しくは同項後段の官署に該当しないこととなるときは、当該自衛官には、同条又は法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七の規定にかかわらず、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五又は第十一条の七の規定によりこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から二年を経過するまでの間においては、俸給、俸給の特別調整額、扶養手当及び営外手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の地域手当を支給する。ただし、当該自衛官が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は官署を異にして異動した場合その他長官の定める場合における当該自衛官に対する地域手当の支給については、長官の定めるところによる。

一・二 (略)

6 検察官等であつた者で平成二十年三月三十一日までの間に引き続き自衛官となつたもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める自衛官に限る。）のうち、対象期間に八尾市において勤務していた者又は自衛官となつた日前二年以内の期間において自衛官として八尾市に在勤していた者で引き続き検察官等となつたもの（任用の事情等を考慮して防衛大臣の定める者に限る。）であつて、対象期間を自衛官として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものには、同項の規定の例により、地域手当を支給する。

7 (略)

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(航空手当等に係る経過措置)

第十条 施行日の前日から引き続き乗員（防衛省職員給与法施行令第十一条の三第一項に規定する乗員をいう。以下この条において同じ。）、乗組員（同条第二項に規定する乗組員をいう。以下この条において同じ。）、落下傘隊員（同条第三項に規定する落下傘隊員をいう。以下この条において同じ。）、特別警備隊員（同条第四項に規定する特別警備隊員をいう。以下この条において同じ。）又は特殊作戦隊員（同条第五項に規定する特殊作戦隊員をいう。以下この条において同じ。）として勤務する自衛官で、防衛省職員給与法施行令第十二条第一項の規定により算出した航空手当の額、同条第二項の規定により算出した乗組手当の額、同条第三項の規定により算出した落下傘隊員手当の額、同条第四項の規定により算出した特別警備隊員手当の額又は同条第五項の規定により算出した特殊作戦隊員手当

一・二 (略)

6 検察官等であつた者で平成二十年三月三十一日までの間に引き続き自衛官となつたもの（任用の事情等を考慮して長官の定める自衛官に限る。）のうち、対象期間に八尾市において勤務していた者又は自衛官となつた日前二年以内の期間において自衛官として八尾市に在勤していた者で引き続き検察官等となつたもの（任用の事情等を考慮して長官の定める者に限る。）であつて、対象期間を自衛官として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものには、同項の規定の例により、地域手当を支給する。

7 (略)

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、長官が定める。

(航空手当等に係る経過措置)

第十条 施行日の前日から引き続き乗員（新令第十一条の三第一項に規定する乗員をいう。以下この条において同じ。）、乗組員（同条第二項に規定する乗組員をいう。以下この条において同じ。）、落下傘隊員（同条第三項に規定する落下傘隊員をいう。以下この条において同じ。）、特別警備隊員（同条第四項に規定する特別警備隊員をいう。以下この条において同じ。）又は特殊作戦隊員（同条第五項に規定する特殊作戦隊員をいう。以下この条において同じ。）として勤務する自衛官で、新令第十二条第一項の規定により算出した航空手当の額、同条第二項の規定により算出した乗組手当の額、同条第三項の規定により算出した落下傘隊員手当の額、同条第四項の規定により算出した特別警備隊員手当の額又は同条第五項の規定により算出した特殊作戦隊員手当の額が施行日の前日においてその者が受

の額が施行日の前日においてその者が受けていた航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額（施行日以後に乗員の区分の変更その他の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額が変更されることとなる事由で防衛大臣が定めるものに該当する場合にあつては、その変更後の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額。以下この項において同じ。）に達しないものの航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、同条第一項から第五項までの規定にかかわらず、施行日から平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定により算出した額に、その額と施行日の前日においてその者が受けていた航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

一、四（略）

2（略）

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員に対する防衛省職員給与法施行令第十二条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「前各項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号。以下「一部改正令」という。）附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）と、同条第八項中「それぞれ第一項から第五項まで」とあるのは「一部改正令附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）とする。」とする。

けていた航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額（施行日以後に乗員の区分の変更その他の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額が変更されることとなる事由で長官が定めるものに該当する場合にあつては、その変更後の航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額。以下この項において同じ。）に達しないものの航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の月額は、同条第一項から第五項までの規定にかかわらず、施行日から平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定により算出した額に、その額と施行日の前日においてその者が受けていた航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当又は特殊作戦隊員手当の額との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えた額とする。

一、四（略）

2（略）

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員に対する新令第十二条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「前各項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号。以下「一部改正令」という。）附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）と、同条第八項中「それぞれ第一項から第五項まで」とあるのは「一部改正令附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）とする。」とする。

4 平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員に対する防衛省職員給与法施行令第十二条第八項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)附則第十五条の規定による俸給の額を含む。)」とする。 (給与年額相当額に係る経過措置) 第十一条 若年定年退職者(法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。)でその退職の日において平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定による俸給を受けていたものに係る防衛省職員給与法施行令第二十四条第一号の規定の適用については、同号中「受けるべき俸給月額」とあるのは、「受けるべき俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)附則第十五条の規定による俸給の額を含む。)」とする。	4 平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定の適用を受ける乗員、乗組員、落下傘隊員、特別警備隊員及び特殊作戦隊員に対する新令第十二条第八項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)附則第十五条の規定による俸給の額を含む。)」とする。 (給与年額相当額に係る経過措置) 第十一条 若年定年退職者(法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。)でその退職の日において平成十七年防衛庁給与改正法附則第十五条の規定による俸給を受けていたものに係る新令第二十四条第一号の規定の適用については、同号中「受けるべき俸給月額」とあるのは、「受けるべき俸給月額(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百二十二号)附則第十五条の規定による俸給の額を含む。)」とする。
---	---

○自衛隊法施行令及び防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第四百二十二号）（第四十七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）<u>第九条の六及び別表第三の規定にかかわらず、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において坑道内における坑道の掘削若しくは掘削中の坑道内における地質の調査若しくは測量に従事する陸上自衛官又は掘削中の坑道内において行う職員の公務上の災害に対する補償の実施に必要な調査に従事する職員には、従前の例による坑内作業手当を支給する。</u>	附 則 （経過措置） 2 第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令<u>第九条の六及び別表第三の規定にかかわらず、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間において坑道内における坑道の掘削若しくは掘削中の坑道内における地質の調査若しくは測量に従事する陸上自衛官又は掘削中の坑道内において行う職員の公務上の災害に対する補償の実施に必要な調査に従事する職員には、従前の例による坑内作業手当を支給する。</u>

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百九十号）（第四十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正） 第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。 第十七条の六の二第一項第一号ただし書中「この条」の下に「及び次条第一項」を加える。 第十七条の六の三第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。 自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関から入院療養（第十七条の三第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は入院療養以外の療養であつて一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として防衛大臣が定めるものに該当するもの（当該自衛官等が第十七条の六第三項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項において「入院療養等」という。）を受けた場合において、防衛大臣が保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき第十七条の四の四第三項において準用する第十七条の四の三	（防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正） 第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。 第十七条の六の二第一項第一号ただし書中「この条」の下に「及び次条第一項」を加える。 第十七条の六の三第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。 自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第二項第一号から第三号までに掲げる医療機関から入院療養（第十七条の三第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は入院療養以外の療養であつて一の医療機関による総合的かつ計画的な医学的管理の下における療養として長官が定めるものに該当するもの（当該自衛官等が第十七条の六第三項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項及び次項において「入院療養等」という。）を受けた場合において、長官が保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき第十七条の四の四第三項において準用する第十七条の四の三第三項又

第三項又は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。次項において同じ。）のうち、その金額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、自衛官等に対し第十七条の六第一項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

一 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額と

は第四項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した金額をいう。次項において同じ。）のうち、その金額から次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、自衛官等に対し第十七条の六第一項の規定による高額療養費を支給したものとみなす。

一 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 八万百円と、当該入院療養等につき長官が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

二 前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十五万円と、当該入院療養等につき長官が定めるところにより算定した当該入院療養等に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数

し、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から入院療養等を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金(第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかったときは、防衛大臣が指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七条の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

附 則

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき長官が定めるところにより長官又はその委任を受けた者の認定を受けている者 三万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円とする。

2 自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から入院療養等を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金(第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかったときは、長官が指定する本庁の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七条の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うものとする。

附 則

(防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に行われた療養に係る防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。